平成 30 年度
自己点検・評価報告書

平成 31 年 4 月

北海道科学大学
+Professional

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
基準２　学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
基準３　教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
基準４　教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
基準５　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
基準６　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　74

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
基準Ａ　社会連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

Ⅴ．法令等遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　85

Ⅵ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．建学の精神・基本理念など本学が標榜する大学像（北海道科学大学の基本姿勢）

北海道科学大学（以下「本学」という）の前身である北海道工業大学は、北海道内唯一の私立工科系単科大学として昭和 42(1967)年 4 月に開学した。その後、社会の変化、時代の要請により教育研究領域を拡充しながら、名称も北海道科学大学へと変更し、平成 29(2017)年度時点では、3 学部 12 学科、1 研究科を有する理系総合大学として、これまでに約 32,000 人の北海道及びわが国の地域社会の発展に資する人材を輩出している。

また、北海道薬科大学は、昭和 49(1974)年 4 月に、北海道初の私立薬科大学として「地域社会の要請に応え、質の高い薬剤師を養成、輩出することによって北海道の医療の発展に貢献する」（建学の精神）ことを目的に開学した。その後、平成 18(2006)年度に薬剤師養成の教育課程が 6 年制になったことに伴い、6 年制薬学部薬学科へと移行し、完成年度に合わせ 6 年制薬学部を基礎とする 4 年制博士課程を設置した。これまでに約 7,100 人の卒業生を輩出し、北海道内の薬剤師界を支える中核の高等教育機関としての役割を果たしてきた。

本学及び北海道薬科大学の設置母体である学校法人北海道科学大学では来る令和 6(2024)年に創立 100 周年を迎えるにあたり、平成 24(2012)年にブランドビジョンを策定し、併せて中長期計画を策定した。設置する各校は校舎の老朽化の時期でもあり、加えて 18 歳人口の減少、他県に比べて特に低い北海道の大学進学率といった、今後ますます厳しさを増す経営環境の下、経営資源の効率的な再配分を図るため、キャンパス再整備計画を立案し、それまで 3 つのキャンパスに分かれていた 2 大学、1 短大を将来の統合も視野に入れて平成 27(2015)年に前田キャンパス（札幌市手稲区）に集約した。

この移転に併せて、法人が主管する将来計画検討委員会では、さらに北海道科学大学と北海道薬科大学を統合した場合の教育研究上のメリットについて、国立大学の再編・統合に際しての議論を参考に検討を進め、北海道科学大学が今後とも北海道及び我が国の活性化に資する人材の輩出という社会的な責任を果たしていくうえで、統合がもたらす効果は少なからざるものがあるとの結論に達し、北海道薬科大学及び大学院を廃止し、北海道科学大学に 6 年制薬学部薬学科とこれを基礎とする 4 年制の薬学研究科臨床薬学専攻博士課程を設置する計画を立て、平成 30(2018)年度に統合を果たした。同時に、平成 26(2014)年に設置した看護学科、理学療法学科、診療放射線学科の完成年度に合わせ保健医療学部を基礎とする保健医療学研究科修士課程を設置し、4 学部 13 学科、3 研究科を擁する大学となり今日に至っている。

本学では大学名称変更を機に、法人 100 周年ブランドビジョンを反映させるべく、建学の精神の見直しを行っている。建学の精神は 3 つの基本理念から構成されている。一つ目は、「『科学的市民』の育成」であり、工学や保健医療学といった本学が展開する各教育領域の基礎をなす「科学」と、知識基盤社会の中で主体的にその役割を果たすことができる人材、すなわち「我が国の高等教育の将来像」答申以降、学士課程教育の基本的使命とされる「21 世紀型市民の養成」を意図した、本学が養成すべき人材

像を端的に表現している。二つ目の基本理念、「時代の要請に即したプロフェッショナル教育」は、学生に対して、教育目的と目的達成に向けた年次目標を明示しながら組織的な教育を展開すること、すなわち「何を教えるか」から「何が出来るようになるか」へのパラダイムシフトを意図して、平成 11(1999)年に策定された理念を継承しており、いわば本学の教育課程編成の基本原理ととらえることができる。三つ目の基本理念、「地域社会への貢献」は、法人設立以来継承されてきた「有為な人材の輩出による地域社会の発展」に加えて、より直接的な知の拠点としての地域活性化への貢献を意図したものである。

建学の精神、基本理念を含む本学の基本姿勢は次のとおりである。

北海道科学大学の基本姿勢

(平成 11 年 11 月 26 日 制定)
(平成 19 年 4 月 1 日 改訂)
(平成 25 年 4 月 1 日 改訂)
(平成 26 年 4 月 1 日 改訂)
(平成 28 年 4 月 1 日 改訂)

1. 建学の精神

本学は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することにより、地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

2. 基本理念

・「科学的市民」の育成
・時代の要請に即したプロフェッショナル教育
・地域社会への貢献

3. 教育目的

時代の要請に即した専門領域で輝きながら、北海道およびわが国の活性化を実質的に支え得る 21 世紀型市民を育成する。

4. 教育指針

学科ごとのきめ細やかなカリキュラム、教育指導により、

① 専門領域の基礎知識群とそれらの自然や社会、歴史との繋がりを含めた知識の枠組みを獲得する、
② 自ら学習する能力(学習力)を身につける、
③ 社会における自らの役割を認識し、倫理観を醸成する、
④ 自らの専門能力を高め、あるいは拡げる、

⑤ 専門能力を社会に役立てるために必要な関連知識とスキルを獲得する、
ことを支援する。加えて、組織的な教育効果の検証と、カリキュラムの改善を続け教育目的を達成する。

5. 教育の特色

(1) 学生の立場に基づく教育

【教育システム】

・専門領域ごとに最適設計された教育・学習プログラム

・入学生の適性に応じたきめ細やかな教育・学習システム

・少人数グループによる実験・演習を重視する教育プログラム

【教育環境】

・学習力醸成に役立つ整備された自習環境

・開放的で居心地の良いグループ学習環境

・豊富な研究設備に恵まれた卒業研究環境

(2) 情報化社会に調和するプロフェッショナル教育

【教育システム】

・技術者として重要な倫理観を育む教育プログラム

・協働のためのコミュニケーション能力を育む言語教育プログラム

【教育環境】

・全学生ノートＰＣ所有・充実した学内イントラネット環境

・ユビキタスな e-Learning 環境

２．北海道科学大学の使命と目的

本学の使命と目的は、「北海道科学大学の基本姿勢」に則り、《学則 第 1 章“目的及び使命”》に記載している。

北海道科学大学学則

第 1 章 目的及び使命

第 1 条　北海道科学大学（以下「本学」という）は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することを目的とし、もって地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

Ⅱ．沿革と現況

１．本学の沿革

大正 13(1924)年 8 月
●伏木田隆作、自動車運転技能教授所開設
※当学園の創設
昭和 11(1936)年 6 月
●各種学校に組織変更認可
昭和 26(1951)年 5 月
●財団法人北海道自動車学校設立認可
昭和 28(1953)年 1 月
●学校法人自動車学園に組織変更認可
設置校／北海道自動車短期大学
北海道自動車学校
昭和 28(1953)年 4 月
●北海道自動車短期大学開学
学科／自動車工業科
昭和 31(1956)年 4 月
●北海道工業高等学校（現北海道科学大学高等学校）開校
課程／定時制
学科／自動車科
昭和 32(1957)年 4 月
●北海道工業高等学校　通常課程設置
課程／全日制
学科／自動車科 工業経営科
昭和 38(1963)年 4 月
●北海道自動車短期大学　学科増設
学科／自動車工業科第二部（夜間課程）
昭和 42(1967)年 4 月
●北海道工業大学開学
学部／工学部
学科／機械工学科 経営工学科
昭和 43(1968)年 4 月
●北海道工業大学　学科設置
学部／工学部
学科／電気工学科
昭和 47(1972)年 4 月
●北海道工業大学　学科設置
学部／工学部
学科／土木工学科 建築工学科
昭和 49(1974)年 4 月
●北海道薬科大学開学
学部／薬学部
学科／薬学科 生物薬学科
昭和 50(1975)年 4 月
●法人名称変更
学校法人自動車学園を学校法人北海道尚志学園へ
昭和 61(1986)年 4 月
●北海道工業大学　学科設置
学部／工学部
学科／応用電子工学科
昭和 62(1987)年 4 月
●北海道工業大学　現図書館開館
平成 2(1990)年 4 月
●北海道工業大学大学院設置
研究科／工学研究科
専攻／電気工学専攻
応用電子工学専攻
建築工学専攻
課程／修士課程

平成 4(1992)年 4 月
●北海道工業大学大学院　専攻及び課程設置
研究科／工学研究科
専攻及び課程
機械システム工学専攻／修士課程
土木工学専攻／修士課程
電気工学専攻／博士後期課程
応用電子工学専攻／博士後期課程
平成 6(1994)年 4 月
●北海道工業大学大学院　専攻及び課程設置
研究科／工学研究科
専攻及び課程
機械システム工学専攻／博士後期課程
建設工学専攻／博士後期課程
平成 13(2001)年 4 月
●北海道工業大学　設置学科改組
学部／工学部
学科／電気電子工学科
情報ネットワーク工学科
情報デザイン学科
福祉生体工学科
環境デザイン学科
機械システム工学科
社会基盤工学科
建築学科
平成 18(2006)年 4 月
●北海道工業大学　学科専攻設置
学部／工学部
学科専攻／福祉生体工学科
義肢装具学専攻
平成 19(2007)年 4 月
●北海道工業大学　学科名称変更
福祉生体工学科を医療福祉工学科へ
平成 20(2008)年 4 月
●北海道工業大学　設置学部・学科改組
学部及び学科／
創生工学部
機械システム工学科
情報フロンティア工学科
電気デジタルシステム工学科
空間創造学部
建築学科
都市環境学科
医療工学部
医療福祉工学科
未来デザイン学部
メディアデザイン学科
人間社会学科
平成 24(2012)年 4 月
●北海道工業大学大学院専攻設置
研究科／工学研究科
専攻／電気電子工学専攻
情報工学専攻
医療工学専攻

●北海道工業大学学科設置
学部／医療工学部
学科／義肢装具学科
平成 26(2014)年 4 月
●法人名称変更
学校法人北海道尚志学園を学校法人北海道科学大学へ
●大学名称変更
北海道工業大学を北海道科学大学へ
●北海道科学大学　学部・学科名称変更、及び学科設置
開設学部及び学科／
工学部
機械工学科
情報工学科
電気電子工学科
建築学科
都市環境学科
保健医療学部
看護学科
理学療法学科
義肢装具学科
臨床工学科
診療放射線学科
●北海道自動車短期大学　名称変更
北海道科学大学短期大学部へ
平成 27(2015)年 4 月
●北海道科学大学大学院
専攻名称変更
機械システム工学専攻を機械工学専攻へ
建築工学専攻を建築学専攻へ
土木工学専攻を都市環境学専攻へ
平成 28(2016)年 4 月
●北海道科学大学大学院　専攻設置
研究科／工学研究科
専攻及び課程
工学専攻／博士後期課程
既存 4 専攻を再編
平成 30(2018)年 4 月
●大学の統合
北海道薬科大学が北海道科学大学と統合
●北海道科学大学大学院　専攻設置
研究科／薬学研究科
専攻及び課程
臨床薬学専攻／博士課程
研究科／保健医療学研究科
専攻／看護学専攻
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科学専攻
医療技術学専攻
課程／修士課程
●北海道科学大学　学科設置
学部／薬学部
学科／薬学科

２．本学の現況

・大学名　北海道科学大学
・所在地　札幌市手稲区前田 7 条 15 丁目 4 番 1 号

・学部、大学院の構成

平成 30(2018)年度以降の学部

工学部	機械工学科
	情報工学科
	電気電子工学科
	建築学科
	都市環境学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科
	理学療法学科
	義肢装具学科
	臨床工学科
	診療放射線学科
未来デザイン学部	メディアデザイン学科
	人間社会学科

平成 29(2017)年度以前の学部

工学部	機械工学科
	情報工学科
	電気電子工学科
	建築学科
	都市環境学科
保健医療学部	看護学科
	理学療法学科
	義肢装具学科
	臨床工学科
	診療放射線学科
未来デザイン学部	メディアデザイン学科
	人間社会学科

大学院

平成 30(2018)年度以降の専攻

工学研究科	機械工学専攻(修士課程)
	電気電子工学専攻(修士課程)
	情報工学専攻(修士課程)
	医療工学専攻(修士課程)[注 1)]
	建築学専攻(修士課程)
	都市環境学専攻(修士課程)
	工学専攻(博士後期課程)
薬学研究科	臨床薬学専攻(博士課程)
保健医療学研究科	看護学専攻(修士課程)
	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科学専攻(修士課程)
	医療技術学専攻(修士課程)

注 1)　平成 30(2018)年度から学生募集停止

平成 29(2017)年度以前の専攻

工学研究科	機械工学専攻(修士課程)
	電気電子工学専攻(修士課程)
	情報工学専攻(修士課程)
	医療工学専攻(修士課程)
	建築学専攻(修士課程)
	都市環境学専攻(修士課程)
	工学専攻(博士後期課程)

・学生数、教員数、職員数

学　部

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学部名	学　科　名	入学定員	収容定員	在籍学生数
工学部	機械工学科	92	368	373
	情報工学科	90	360	384
	電気電子工学科	80	320	300
	建築学科	80	320	373
	都市環境学科	50	200	193
薬学部	薬学科	180	1,230	1,220
保健医療学部	看護学科	80	320	352
	理学療法学科	40	160	174
	義肢装具学科	50	200	143
	臨床工学科	70	280	297
	診療放射線学科	50	200	213
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	80	320	325
	人間社会学科	50	200	210
合　　計		992	4,478	4,557

大学院

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

研究科名	専　攻　名	入学定員	収容定員	在籍学生数
工学研究科	機械工学専攻（修士課程）	5	10	8
	電気電子工学専攻（修士課程）	4	8	4
	情報工学専攻（修士課程）	4	8	3
	医療工学専攻（修士課程）	-	4	4
	建築学専攻（修士課程）	4	8	3
	都市環境学専攻（修士課程）	4	8	1
	（小　　計）	(21)	(42)	(23)
	工学専攻（博士後期課程）	6	18	5
	（小　　計）	(6)	(18)	(5)
薬学研究科	臨床薬学専攻（博士課程）	3	12	5
	（小　　計）	(3)	(12)	(5)
保健医療学研究科	看護学専攻（修士課程）	5	5	6
	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科学専攻（修士課程）	4	4	4
	医療技術学専攻（修士課程）	4	4	5
	（小　　計）	(13)	(13)	(15)
合　　計		43	85	48

教員数

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学部名	学　科　名	教　授	准教授	講　師	助　教	助　手	合　計
所属長　学長		1	-	-	-		1
副学長		3					3
工学部	機械工学科	9	4	1	0	1	15
	情報工学科	6	2	2	1	0	11
	電気電子工学科	8	2	2	0	0	12
	建築学科	8	4	0	0	0	12
	都市環境学科	6	2	1	1	0	10
薬学部	薬学科	26	22	15	1	0	64
保健医療学部	看護学科	11	6	5	3	6	31
	理学療法学科	4	2	2	3	0	11
	義肢装具学科	5	2	2	1	0	10
	臨床工学科	6	3	0	2	0	11
	診療放射線学科	7	5	2	0	0	14
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	7	2	3	0	0	12
	人間社会学科	6	3	0	0	0	9
	全学共通教育部	12	5	3	0	0	20
合　　計		125	64	38	12	7	246

職員数

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

専　任	契約職員	臨時職員	合　計
118	26	7	151

※法人本部及び系列校との兼務者を含む

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

・本学の使命・目的及び教育目的は、規程集の総記に定める「北海道科学大学の基本姿勢」に則り、学則第 1 章“目的及び使命”中で「『科学的市民』の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することを目的とし、もって地域社会の活性化に寄与することを使命とする」と明示している。また、基本姿勢の中では、教育目的を「時代の要請に即した専門領域で輝きながら、北海道及びわが国の活性化を実質的に支え得る 21 世紀型市民を育成する」と明示するとともに、教育指針、教育の特色を具体的に示している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

・本学では、この基本姿勢に則り、学部ごとに創部の趣旨及び人材養成の目的を策定し、学科ごとに人材養成の目的と 3 ポリシーを策定し HP を通して公開している。また、大学院においては研究科ごとに人材養成の目的を策定し、専攻ごとに人材養成の目的及び 3 ポリシーを策定し HP を通して公開している。【資料 1-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】学則第 1 条

【資料 1-1-2】基本姿勢

【資料 1-1-3】3 つの方針

https://www.hus.ac.jp/academics/

https://www.hus.ac.jp/academics/grd/

1-1-②　簡潔な文章化

・使命及び目的は基本姿勢を踏まえて策定しており簡潔に文章化している。基本姿勢においては、1．建学の精神、2．基本理念、3．教育目的、4．教育指針、5．教育の特色、それぞれを明確に文章化し、規程集及び HP へ統一した表現で掲載している。【資料 1-1-2】【資料 1-1-5】

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-1-2】基本姿勢
【資料 1-1-4】北海道科学大学の基本姿勢
https://www.hus.ac.jp/info/university/spirit.html

1-1-③　個性・特色の明示

・本学の個性・特色は基本姿勢の中に謳われる基本理念に、以下のように明示している。【資料 1-1-2】

・「科学的市民」の育成 ・時代の要請に即したプロフェッショナル教育 ・地域社会への貢献

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-1-2】基本姿勢

1-1-④　変化への対応

・本学は北海道内唯一の私立工科系単科大学として昭和 42(1967)年に開学したが、平成 11(1999)年に来るべき 21 世紀社会への対応を意識して建学の精神を「本学は、ヒューマニティとテクノロジーの融合を教育理念の中心に据えて、工学に関する基礎知識に加えて、深く専門の学術を教授・研究し、広く応用能力を涵養して創造性豊かな学識と健全な心身とを備えた有用な人材を育成することにより、産業界の発展と地域社会の活性化に寄与することを使命とする」と改め、合わせて 3 か条の基本理念を定め、社会の変化や時代の要請に応える形で見直しを図ってきた。
・しかし、高等教育のユニバーサル化は予想を上回る速さで進展し、その対応策として高等教育機関の個性・特色の明確化が中教審答申「我が国の高等教育の将来像」によって求められたことを受けて、平成 19(2007)年には、基本理念の見直しを含めて、新たに「北海道工業大学の基本姿勢」を制定した。【資料 1-1-5】
・設置母体である学校法人北海道科学大学が令和 6(2024)年に創設 100 周年を迎えることから、平成 24(2012)年に 100 周年ブランドビジョンとして「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道№1 の実学系総合大学を実現」を策定した。【資料 1-1-6】
・「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」の策定に合わせて、先の中教審答申で強く求められた学生の汎用的技能などのいわゆる学士力の確実な養成を意識して、平成 26(2014)年 4 月の「北海道科学大学」への名称変更に先立ち、平成 25(2013)年に基本姿勢を一部修正した。【資料 1-1-7】
・更に、上述の中長期計画に基づく、平成 30(2018)年 4 月の「北海道薬科大学」との統合に先立ち、100 周年ブランドビジョンとの整合を意識して、平成 28(2016)年に基本姿勢の中の「建学の精神」及び「基本理念」を大幅に修正した。【資料 1-1-8】

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-1-5】北海道工業大学の基本姿勢 平成 19(2007)年改訂

【資料 1-1-6】ブランドブック 2013
【資料 1-1-7】平成 24(2012)年度第 17 回教授会議事録
【資料 1-1-8】平成 27(2015)年度第 6 回教授会議事録

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

・これまでも時代の要請や社会の変化に対応すべく建学の精神や理念の見直しを行い、その実現を目的とする改組を行ってきた。今後も社会に求められる大学となるために、中教審答申をはじめとする時代の要請に柔軟且つ適切に対応し、100 周年ブランドビジョンの実現を着実に進める。また、「我が国の高等教育の将来構想について」や「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」で盛り込まれた SDGs や ESD（持続可能な開発のための教育）の視点で、基本姿勢の見直しや整合性の検討を行う。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

・本学の使命・目的及び教育目的は、全教員参加の全学教授会を経て決定しており、教員の支持は得られている。【資料 1-2-1】
・本学の目的及び使命は学則第 1 章第 1 条に収め、建学の精神・基本理念及び教育目的は本学の基本姿勢として規程集の総記に収めている。これらは大学の HP 上で公開するとともに、学内情報サイトでも共有し、全ての教職員が容易にいつでも閲覧できるようになっている。【資料 1-2-2】
・法人創立 100 周年に向けた中長期計画である「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」は、本学を含めた各設置校の教職員で組織した将来計画検討委員会で答申し、理事会で承認されている。平成 25(2013)年からは法人の事業報告書に各設置校の「建学の精神」等を掲載し HP 上で公開しており、理事会・評議員会に報告し、役員並びに教職員に理解され支持されている。【資料 1-2-3】

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-2-1】平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録
【資料 1-2-2】大学総合案内　https://www.hus.ac.jp/info/

【資料 1-2-3】学校法人北海道科学大学平成 29(2017)年度事業報告書
https://ed.hus.ac.jp/uploads/files/pdf/jigyouhoukoku/business_report_h29.pdf

1-2-②　学内外への周知

・本学の建学の精神、基本理念、学則で示した使命・目的及び教育目的を HP 上に掲載し、学内外に公開している。在学生向けには、本学の基本姿勢を校舎等の入口に掲示しているほか、教務ブック上にも掲載し、周知している。【資料 1-2-2】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-2】大学総合案内　https://www.hus.ac.jp/info/
【資料 1-2-4】在学生情報サイト HUS ナビ→教務ブック
https://navi.hus.ac.jp/system/
【資料 1-2-5】G 棟入口へ掲示している「北海道科学大学の基本姿勢」の写真

1-2-③　中長期的な計画への反映

・各設置校及び学校法人の諸活動を全 12 項目に分類し、項目ごとに「長期目標：10 年後のあるべき姿」と「中期目標：5 年後の達成目標」を設定し、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 か年の中期事業計画を策定した。現在進行中の中期事業計画は、本学の使命・目的及び教育目的の達成とブランドビジョンである「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道№1 の実学系総合大学を実現」を達成するための計画が立てられている。【資料 1-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-6】学校法人北海道科学大学中期事業計画一覧（平成 27(2015)～31(2019)年度）

1-2-④　三つのポリシーへの反映

・平成 30(2018)年度の大学統合による「工学部」「薬学部」「保健医療学部」「未来デザイン学部」への新教学体制の移行に合わせ、各学科より選出された委員で構成される「3 ポリシー見直しカリキュラム改編委員会」を組織し、本学の使命・目的及び教育目的をより具体的に反映させたディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッション・ポリシーを新たに策定した。これら 3 つの方針は HP 及び教務ブックに明示している。【資料 1-2-4】【資料 1-2-7】
・大学院については、専攻ごとの人材の養成に関する目的を HP に明示しており、また、平成 30(2018)年度に、基礎となる学部・学科の三つのポリシーとの整合性を持たせた 3 ポリシーを各専攻において策定し、HP に明示している。【資料 1-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-4】在学生情報サイト HUS ナビ→教務ブック
https://navi.hus.ac.jp/system/

【資料 1-2-7】3 つの方針
https://www.hus.ac.jp/academics/
https://www.hus.ac.jp/academics/grd/
【資料 1-2-8】在学生情報サイト HUS ナビ→教務ブック→大学院
https://navi.hus.ac.jp/system/daigakuin/labkou/
https://navi.hus.ac.jp/system/daigakuin/labyaku/
https://navi.hus.ac.jp/system/daigakuin/labir/

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

・法人の組織は図 1-2-1 のようになっており、適切に整備している。
・北海道科学大学の使命・目的及び教育目的を果たすための教育研究組織の構成は図 1-2-2 のようになっている。

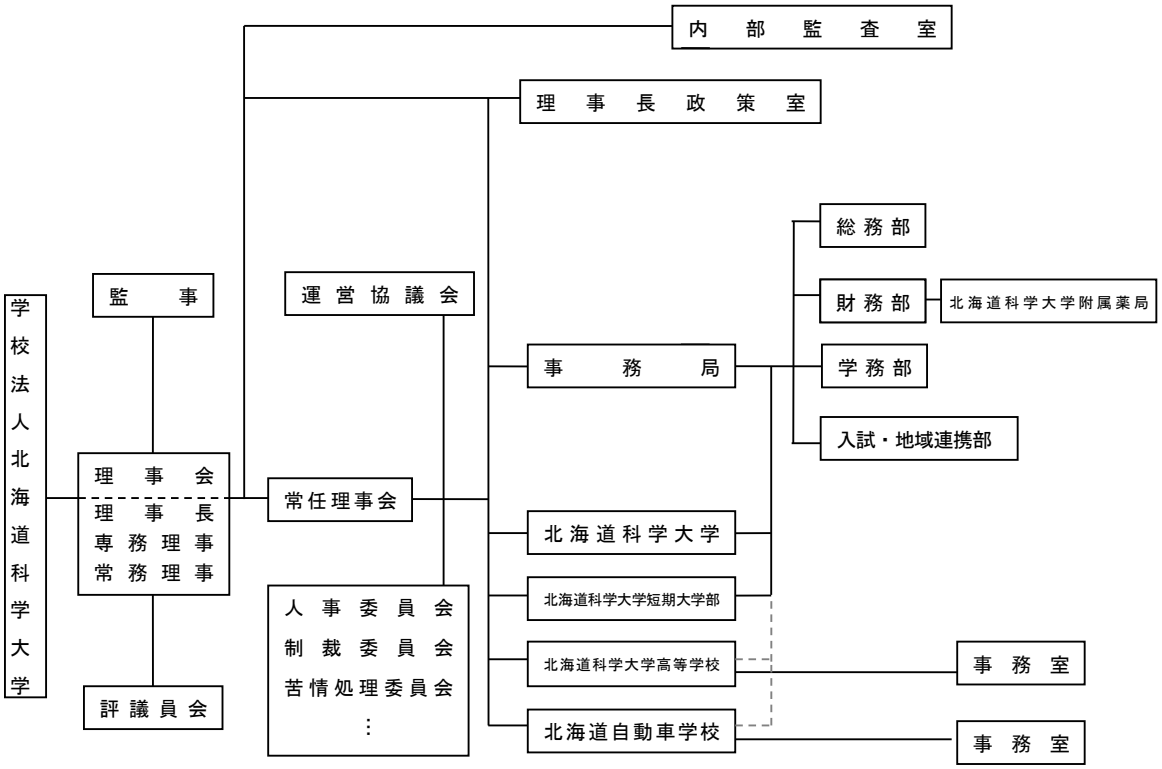

図 1-2-1　本法人の組織図

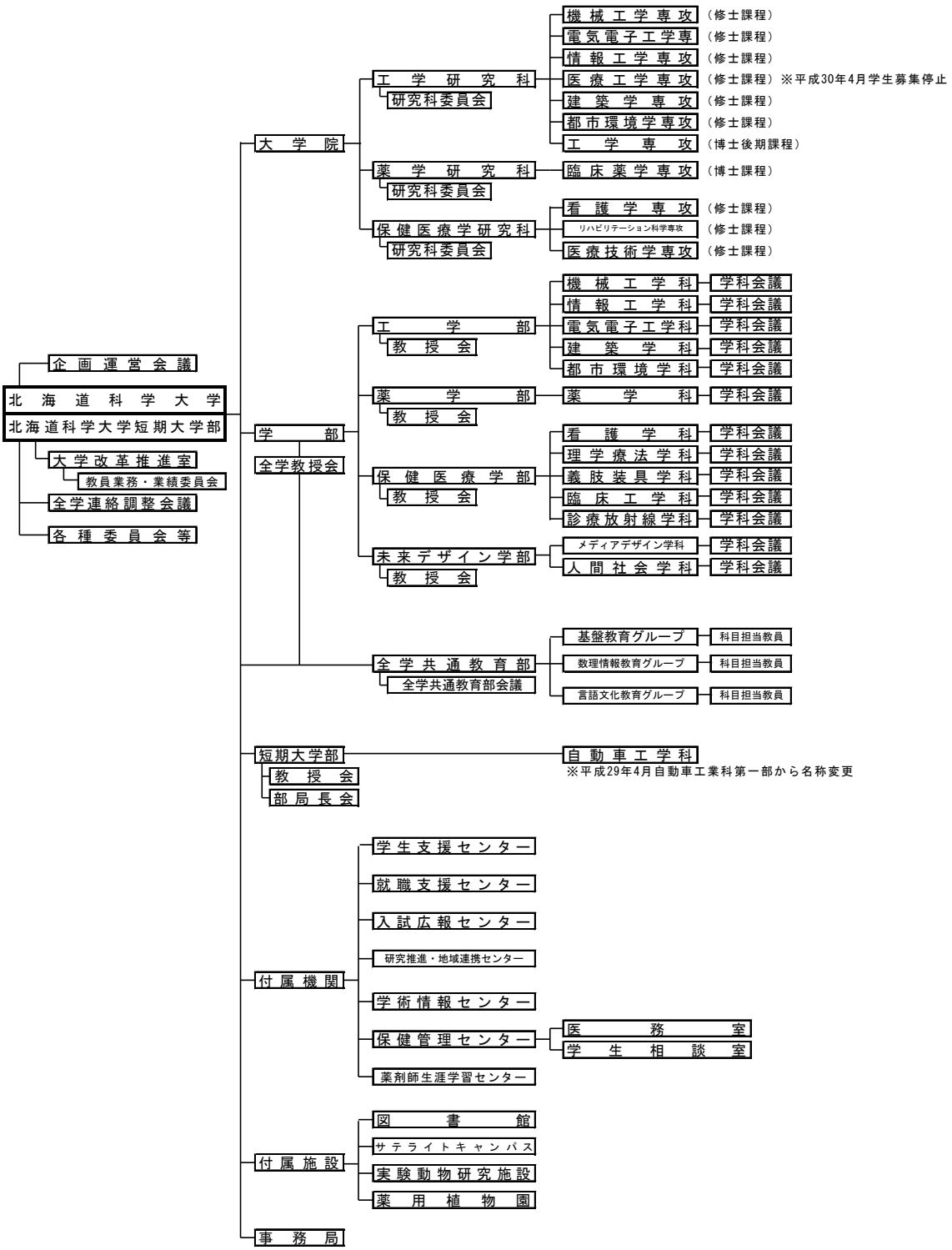

図 1-2-2　北海道科学大学の組織図

・平成27(2015)年4月の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップや教授会の役割の明確化を意図して内部規則の総点検を行い、教学に関する意思決定の迅速化による改革のスピードアップを図るため、組織の見直しを行った。

・学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長及びセンター長を主なメンバーとする企画運営会議を設置している。【資料 1-2-9】
・本学では、「企画運営会議」「教授会」「全学連絡調整会議」「研究科委員会」「専攻長会議」を全学的合意形成組織群として位置付けている。【資料1-2-10】～【資料1-2-13】
・各学科では「学科会議」を専任教員により定期的に開催し、学科長を議長として運営上の諸問題を審議するとともに、教員の意見を学科として集約し全学的課題の意思決定に反映できるようになっている。内部規定によりこの学科会議を、教授会の一つとして位置付けている。
・各教員の参加形態を含めた教育研究組織間連携の基本形態を図 1-2-3 に示す。

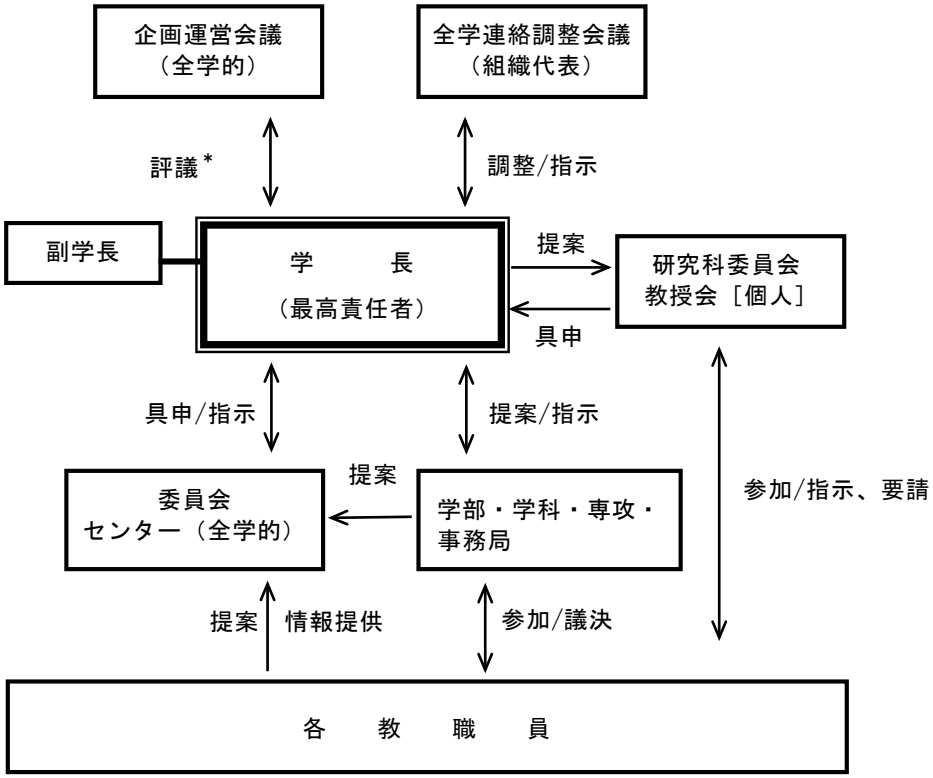

注：　／の上段は求心性活動、下段は遠心性活動
（　）内は議論にあたっての見地、［　］は参加資格
評議*　:「種々の意見を交換して相談すること」

図 1-2-3　教育研究組織間連携の基本形態

・基本教育、学習支援及び教職に関する組織として、「全学共通教育部」を置いている。【資料 1-2-14】
・本学には教育支援と学内運営を担当する付属機関として「学生支援センター」「就職支援センター」「入試広報センター」「研究推進・地域連携センター」「学術情報センター」「保健管理センター」「薬剤師生涯学習センター」を組織しており、その審議内容と構成員を表 1-2-1 に示す。【資料 1-2-15】～【資料 1-2-21】

表 1-2-1　7 つのセンター（付属機関）における審議内容と構成員

センター	審議事項	構成員
学生支援センター	・学生の教育に関すること ・学生の生活に関すること ・学生の情報サービスに関すること ・その他学生のサポートに関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・教務第一課長※ ・教務第二課長 ・学生課長※ ・短期大学部事務課長
就職支援センター	・学生の就職支援事業に関すること ・学生のキャリア教育に関すること ・学生の資格取得に関すること ・学生のインターンシップ事業に関すること ・既卒者のキャリアアップ支援に関すること ・学内外関係機関とのキャリア連携に関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・就職課長※
入試広報センター	・大学広報（就職支援広報を除く）に関すること ・入学試験に関すること ・出前講義に関すること ・高大連携教育に関すること ・学生募集に関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・地域連携・広報課長 ・入試課長※
研究推進・地域連携センター	・研究推進及びその成果の発信に関すること ・産学官連携活動に関すること ・地域連携事業推進に関すること ・地域人材育成に関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・研究推進課長
学術情報センター	・図書館業務に関すること ・情報関係業務に関すること ・機関リポジトリに関すること ・知的・学術情報の提供に関すること ・情報教育及び e-ラーニングに関すること ・センターに設置する情報ネットワークシステム及び情報機器（以下「システム」という。）の管理・運営に関すること ・教育・研究及びその他のシステム利用に関すること ・システムの研究開発及びその管理に関すること ・学生、教職員及びその他のシステム利用者に対する指導と助言に関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・情報技術課長※ ・図書課長

保健管理センター	・学生の保健管理に関すること ・教職員の保健管理に関すること ・障害学生の支援に関すること ・医務室業務に関すること ・学生相談室業務に関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・学生課長 ・人事課長
薬剤師生涯学習センター	・薬剤師生涯研修の企画及び実行に関すること ・認定薬剤師の認定に関すること ・認定単位の交付に関すること ・その他必要と認める事項	・センター長 ・副センター長 ・その他必要な職員

※副センター長兼務

・各機関内で行う自己点検とともに、全学的観点での自己点検によって大学の使命・目的及び教育目的達成への改善策を採る体制（Double PDCA Cyclic Loops）は、図 1-2-4 の示すとおり、本学組織の特徴である。

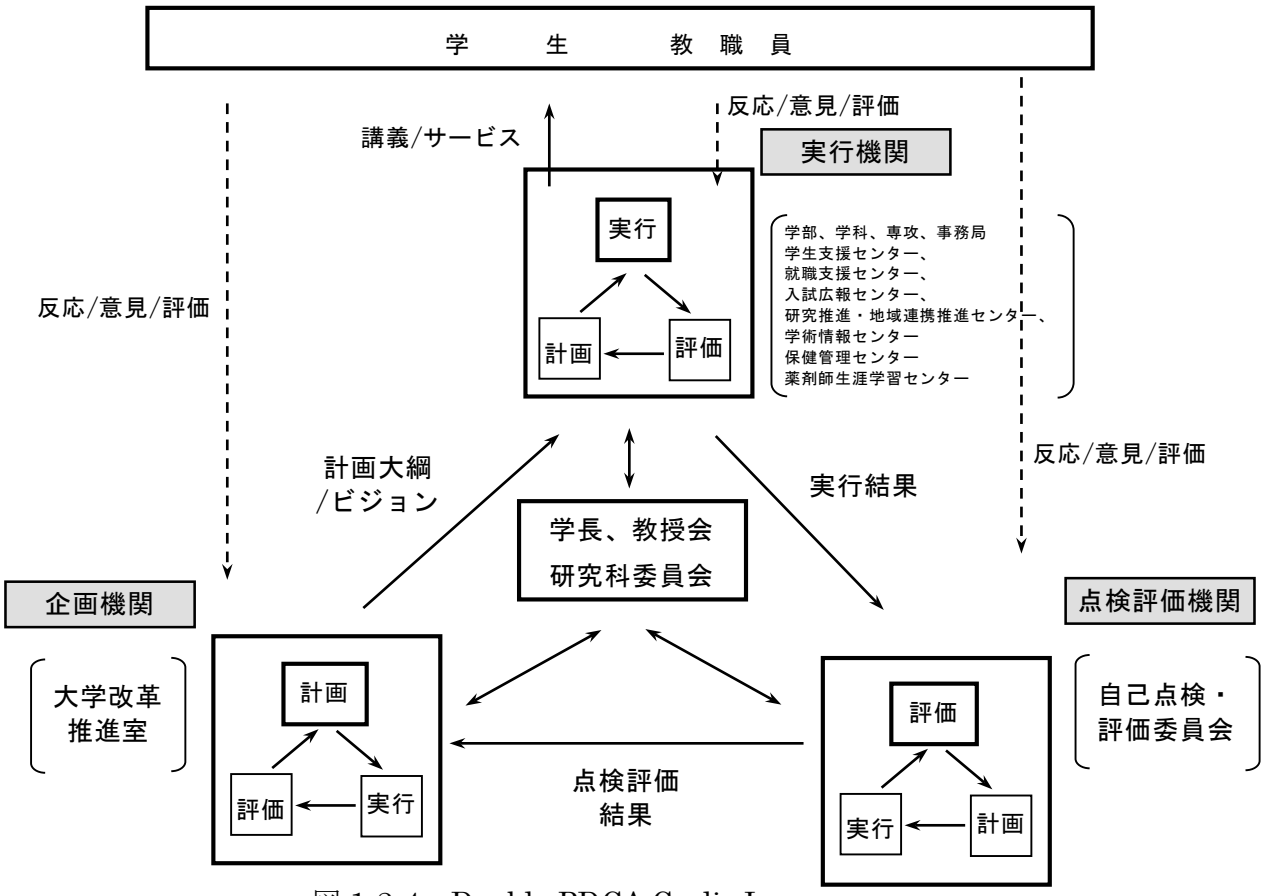

図 1-2-4　Double PDCA Cyclic Loops

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-9】企画運営会議規程
【資料 1-2-10】学則第 49 条、第 50 条、第 51 条
【資料 1-2-11】教授会規程
【資料 1-2-12】全学連絡調整会議規程
【資料 1-2-13】研究科委員会規程
【資料 1-2-14】全学共通教育部規程
【資料 1-2-15】学生支援センター規程
【資料 1-2-16】就職支援センター規程
【資料 1-2-17】入試広報センター規程
【資料 1-2-18】研究推進・地域連携センター規程
【資料 1-2-19】学術情報センター規程
【資料 1-2-20】保健管理センター規程
【資料 1-2-21】薬剤師生涯学習センター規程

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

・4 学部 13 学科体制がスタートしたばかりであるが、合意形成と連絡体制の簡素化と強化によって、迅速な改革とそれに対する学内の合意形成が可能な体制を実現するために全学的合意形成組織群の構成や、開催時期についての見直しを図る。
・法人 100 周年ブランドビジョンである「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道№1 の実学系総合大学を実現」を目指す。

[基準 1 の自己評価]

・使命・目的及び教育目的は、具体的かつ明確に設定され、個性・特色を簡潔に文章化しており、時代の要請に応じて修正を行ってきていると判断する。
・使命・目的等は、役員・教職員の同意のもとで決定され、実現に向けた中長期計画に反映されるとともに、三つのポリシー策定の起点となっており、使命・目的を実現するための教育研究組織の改組改編を行ってきていると判断している。

基準 2. 学生

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

・3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会と連携し、「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を契機に、大学の基本姿勢に基づく平成 28(2016)年度以降のアドミッション・ポリシーを各学部・学科で定め、学生募集要項、受験ガイド、HP、オープンキャンパス等で受験生に周知している。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】

・更に以下の企画を実施し、本学の教育の理念、目的、特色並びに入学者受入れ方針を広く受験生とその保護者、高校教員に伝える努力をしている。
①進学相談会：北海道 16 会場（年各 1～12 回）、東北 5 会場（年各 1～5 回）、②単独相談会：北海道 3 会場（12 月に 2 日間）、東北 4 会場（7 月と 12 月に各 2 日間）、③オープンキャンパス（年 4 回）：大学の概要説明、学部・学科紹介、模擬講義、体験学習、キャンパスツアー、学部学科展示、学食体験、進学・入試相談、学生生活・就職相談、④入試広報担当教職員による高校訪問：大学の概要、入学者選抜方法の説明【資料 2-1-2】【資料 2-1-4】～【資料 2-1-6】

・本学への進学希望者に限らず広く本学の専門分野の面白さと意義を高校生に伝えるために、高大連携教育、出前授業を実施している。【資料 2-1-7】

・入学式のパンフレットに全学科のアドミッション・ポリシーの基本方針や求める人材像を掲載しているほか、入学生代表宣誓においては、各学部の代表者がアドミッション・ポリシーの内容を盛り込んだ宣誓文を読み上げており、入学生にアドミッション・ポリシーを再認識させるよう努めている。【資料 2-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】平成 31(2019)年度学生募集要項
【資料 2-1-2】受験ガイド平成 31(2019)年度
【資料 2-1-3】アドミッション・ポリシー　https://www.hus.ac.jp/academics_hus/amp/
【資料 2-1-4】オープンキャンパス　https://www.hus.ac.jp/nyushi/opencampus/
【資料 2-1-5】進学相談会　https://www.hus.ac.jp/nyushi/consultation/
【資料 2-1-6】単独相談会　https://www.hus.ac.jp/nyushi/aoevent/soudankai.html
【資料 2-1-7】高大連携　https://www.hus.ac.jp/cooperation/are_det/sch_det.html
【資料 2-1-8】平成 30(2018)年度　学部・短期大学部・大学院入学式パンフレット

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

・アドミッション・ポリシーの策定については、学科の方針と学力の 3 要素及び入試制度を体系的に整理し、受験生に「入学前に習得すべき内容・水準」を明示し、どのような基礎知識や目的意識を備えていなければならないか理解できる構成とした。また、各学科統一フォーマットのもと文章だけでなく、図式を取り入れることにより、視覚的に理解でき重要なポイントが掴める構成とした。このように作成した新しいアドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を行った。

・学部の入学者選抜では、①高校時代の学業成績にとらわれず、大学での実学体験型の学びを通して「考えるチカラ」「伝えるチカラ」を育て、自己成長のために不可欠な「自ら学ぶチカラ」を高めることを目指した新ガリレオ入試[AO 入試]、②高校時代の学業成績及び課外活動等と人物を重視する推薦入試（系列校推薦、指定校推薦、公募推薦、自己推薦[帰国子女・社会人・同窓生子女]）、③外国人を対象とした外国人留学生入試、④学力を重視する一般入試[前期・後期]及び大学入試センター試験利用入試[前期・後期]の 4 種類の選抜制度を設け、多様な受験生に対応している。また、入学試験問題の作成は入学試験出題・採点委員会を設置し、出題専門委員が行っている。【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】

・大学院の入学者選抜では、修士課程においては、推薦入試、北海道 4 高等専門学校特別推薦入試、一般入試[前期・後期]、社会人入試[前期・後期]の 4 種類、博士後期課程においては、一般入試、社会人入試の 2 種類、博士課程においては、一般入試の選抜制度を設けている。それぞれの入学者選抜の詳細については、学生募集要項、HP 等で公開している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-11】

・平成 27(2015)年度から入試区分別に在学生の追跡調査を実施し、選抜制度の在り方を検証している。これまで推薦系入学試験において、新ガリレオ入試と公募推薦入試に基礎学力試験を追加し、指定校推薦入試では口述試験を追加するなど、学力の把握を行ってきた。令和 3(2021)年度入試の大幅な改定をひかえていることもあり、今年度の追跡調査の結果に基づき、令和 2(2020)年度は選抜制度の変更は行わないとした。【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】

・平成 31(2019)年度入試から、新ガリレオ入試[AO 入試]に薬学部を追加した。公募推薦入試[後期]を廃止し、実績点に係る外部英語検定の基準を更新した。自己推薦入試の選考方法から実績点を削除し、選考方法の点数を調整した。一般入試において薬学部の募集定員を新ガリレオ入試追加に伴い、75 人に変更した。大学入試センター試験利用入試の出願期間延長、外部英語検定による得点の加点を導入した。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

・平成 31(2019)年度入試における新ガリレオセミナーエントリー者数は、平成 30(2018)年度入試と比較し、31.9%増加した（平成 29(2017)年 78 人、平成 30(2018)年 166 人、平成 31(2019) 年 219 人）。昨年度、設置認可申請中のため、新ガリレオ入試[AO 入試]を行わなかった薬学部を除いても 13.3%増加した。【資料 2-1-14】

・平成 30(2018)年度入試の志願者数は 7.4%減少した。今後は、北海道だけでなく東北の募集活動にも力を入れるため、東北の単独相談会に仙台会場を追加し、また、開催日程を見直し 7 月と 12 月に各 2 日間開催することとした。7 月の単独相談会

では参加者数は前年度に比べ 295.8%増加した（平成 29(2017)年 24 人、平成 30(2018)年 95 人）。【資料 2-1-15】

・オープンキャンパスの 3 月から 10 月の同時期参加者数については、前年度に比べ 9.2%増加した(平成 29(2017)年 3,746 人、平成 30(2018)年 4,089 人)。【資料 2-1-16】

・新ガリレオ入試[AO 入試]と推薦入試の合格者に対し、学科ごとに異なる内容の入学前教育を行った。平成 30(2018)年 5 月 18 日に調査結果の報告会を実施し、その結果を学科へフィードバックすることにより、学科において学生指導に活用することができた。また、調査結果に基づき検証を行い、平成 31(2019)年度の新ガリレオ入試[AO 入試]と推薦入試の合格者に対して、更なる学習意欲の向上のため、教材の見直しと学科別に送付文同封を行う。【資料 2-1-17】

・平成 30(2018)年度の大学院入試について、修士課程は、工学研究科は定員 21 人に対し入学者 6 人、新設した保健医療学研究科は定員 13 人に対して入学者 15 人、博士後期課程の工学専攻は定員 6 人に対し入学者 3 人、新設した薬学研究科臨床薬学専攻博士課程は定員 3 人に対し、入学者はいなかった。平成 31(2019)年度は新たに大学院の入学案内書を制作し、今後も募集活動を継続する。【資料 2-1-18】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】平成 31(2019)年度学生募集要項
【資料 2-1-2】受験ガイド平成 31(2019)年度
【資料 2-1-9】入学試験出題・採点委員会規程
【資料 2-1-10】平成 30(2018)年度第 1 回入学試験出題・採点委員会議事録
【資料 2-1-11】受験・入試情報　https://www.hus.ac.jp/nyushi/admission/
【資料 2-1-12】入試区分別入学生の成績状況比較について
【資料 2-1-13】平成 30(2018)年度第 10 回入試広報センター会議議事録
【資料 2-1-14】平成 31(2019)年度新ガリレオセミナー判定結果
【資料 2-1-15】単独相談会実施結果
【資料 2-1-16】オープンキャンパス実施結果
【資料 2-1-17】平成 29(2017)年度「入学前教育プログラム」ご報告資料
【資料 2-1-18】大学院のご案内

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・入学者数が低迷する原因の分析と社会的なニーズや高校生の動向分析を踏まえ、平成 26(2014)年度に医療系 3 学科の新設と既存の 9 学科の定員見直しを行った。また、平成 30(2018)年 4 月に北海道薬科大学と統合し、北海道科学大学に薬学部を開設し定員の見直しを行った。

・学部・学科の改組後、平成 29(2017)年度・平成 30(2018)年度の入学定員に対する入学者数の比率は、工学部で 1.01・1.01、保健医療学部で 1.01・1.04、未来デザイン学部で 0.94・0.94、薬学部は統合後の平成 30(2018)年度 1.03 で大学全体では 1.00・1.01 となったが、既存学科と合わせた収容定員の充足率は 1.06・1.01 であり、学生の受入れ人数は適切であるといえる（データ編【表 2-1】【表 2-2】参照）。

・適切な収容定員を維持するために平成 28(2016)年度以降の入試制度を検討し、推薦入試基準の見直し、AO 入試[後期]の廃止等を含む入試制度の改革を行った。
・平成 28(2016)年度より実施している新ガリレオ入試[AO 入試]において実学体験型の学び（講義・レポート・グループディスカッション・実験・実習、基礎学力向上プログラム等により、自ら考える力・自己発見と自己評価、主体性と課題発見能力を引き上げる内容）により多面的・総合的に評価する「新ガリレオセミナー」を出願許可前に実施し、平成 30(2018)年度入試より新ガリレオ入試[AO 入試]、公募推薦入試、自己推薦入試の選考方法に基礎学力試験を追加した。系列校推薦入試、指定校推薦入試の面接試験を個別から集団に変更し、指定校推薦入試に口述試験を追加した。また、指定校推薦入試の出願学科に看護学科、理学療法学科、診療放射線学科を追加した。
・大学院に関しては、平成 30(2018)年度に修士課程に保健医療学研究科、看護学専攻、リハビリテーション科学専攻、医療技術学専攻を設置、博士課程に薬学研究科、臨床薬学専攻を設置し、修士課程は 2 研究科 8 専攻、博士後期課程 1 専攻、博士課程 1 専攻とした。また、平成 24(2012)年度から長期履修制度を導入し、職業等を有する大学院進学希望者に門戸を広げた結果、医療系の修士課程に社会人が入学している（データ編【表 2-3】参照）。

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

・本学が求める人材像（アドミッション・ポリシー）を学生募集要項等に明記し、受験生及び関係者に周知しているが、今後も広く社会へ浸透させるべく努めていく。また、求める人材像と学力の 3 要素、及び求める学習成果と入学者選抜方法の対応を明確に示すように検討する。
・入学者選抜制度の相違による入学生の学力調査を継続的に行い、選抜制度の在り方（募集定員、選抜方法等）を検討する。また、学部・学科等の特色を活かした選抜制度を検討する。
・高大接続改革の実施方針の策定（平成 29(2017)年 7 月 13 日 文部科学省発表）に伴い、令和 3(2021)年度入試以降の大学入学者選抜の基本方針を新たに策定し、導入に向けて学力の 3 要素を多面的・総合的に評価するために入試区分に応じて「調査書」、「JAPAN e-Portfolio の学びのデータ」、「志望動機」を活用することを決定した。入試改革等の検討は継続する。
・今後も志願者の動向等を精査し、各入学者選抜制度の特徴を明確にして募集定員の確保に努める。
・入学前教育の学部ごとの課題内容、難易度等、更には、入試制度との相関性を比較・分析し、今後の入学前教育の内容について検討する。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・学修・授業・学生生活の支援を担う部署として学生支援センターを設置し、学生支援センターの運営上の教員と職員の協働はもちろんのこと、学生支援センターの庶務を担う教務課・学生課窓口での学生指導（学修に関すること、奨学金・課外活動に関することなど。窓口受付時間は 8:30～17:00）においても、教員・職員（状況によってはカウンセラーも含む）が連携しながら、学生支援を行っている。【資料 2-2-1】

・また、平成 30(2018)年度からは、教務課長、学生課長が学生支援センター副センター長を兼務し、センターの意思決定に直接的に関わることとなり、教職協働による学修支援体制の整備が進んでいる。【資料 2-2-2】

・平成 30(2018)年度は大学統合初年度であり、これまで準備を進めてきた学生支援体制が実際に稼働しているが、準備段階で想定できなかったケース・課題についてはセンター一丸となって課題に向き合い・対処している。特に教務事項においては、学部間で異なるルールが運用されているため、今後の発展的なルール等の統合に向けて教務 WG を設置し、検討を進めている。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】学生支援センター規程

【資料 2-2-2】平成 30(2018)年度 学生支援センターの運営について

【資料 2-2-3】平成 30(2018)年度 学生支援センター事業計画

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

・本学では以前から、学生からの質問や相談に対し各教員が時間の許す限り対応してきたが、学生への便宜をよりいっそう図るため、平成 26(2014)年度から、授業時間以外の指導や学修支援を行う時間帯（オフィスアワー）を各教員が設定する制度を始めた。工学部・保健医療学部・未来デザイン学部ではオフィスアワーの時間と場所を各教員の研究室入口に掲示するとともに、全教員のオフィスアワーを在学生情報サイトに掲載し、学生に告知している。薬学部では、シラバスに科目担当教員のオフィスアワーの時間、教員室番号、メールアドレス等を記載し、科目ごとに受け付ける内容としている。また、設定された時間以外でも、教員は、定められた勤務時間中は授業や会議以外の時間は教員室または研究室に待機しており、いつでも学生の質問を受け付けることができる体制となっている。さらに、A 棟、C 棟、E 棟、G 棟において、教員の出勤状況を表示するモニターを取り付け、学生が教員の出勤状況を確認できる環境を整えている。【資料 2-2-4】

・学部教育の実験、実習及び演習の教育補助業務に大学院学生を従事させ、教員の教育活動を支援するとともに本人の能力開発・向上を目的として、TA(Teaching

Assistant)制度を定めている。TA の採用は、科目担当者への希望調査により委嘱計画案を作成し学生支援センター会議及び研究科委員会で決定する。【資料 2-2-5】薬学部においては、知識・技能の再確認の機会提供、実習・演習での指導力向上、給与の支給により奨学に資することを目的として、SA(Student Assistant)制度を定め、学部 5・6 年次が主に実習科目の補助業務を行っている。【資料 2-2-6】なお、学業の妨げにならないよう、TA の担当時間数は大学院博士後期課程は週 9 時間（臨床薬学専攻博士後期課程は月 50 時間（週 15 時間））、修士課程 2 年は週 6 時間、修士課程 1 年は後期のみ週 3 時間に制限している。SA の担当時間数は月 40 時間（週 15 時間）の制限を設けている。

・学生支援センターでは、留年・休学・退学者に対する対策として、従来から行っている PF（ポートフォリオ）個別面談による指導に加え、HUS-Moodle による出欠管理データをもとに 1)退学理由の調査分析、2)留年→休学→退学という流れの分析、3)成績と留年・退学の分析を進めている。

・学生支援センターでは、この分析をもとに「学生支援の手引き」を作成し、学生の面談や指導をクラス担任等に実施するよう依頼している。また、休・退学願とは別に、担任所見を記載できるシートを作成し、より詳細な検討資料を収集している。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】

・学生が課題作成、自学自習等に利用できるカラーレーザープリンタを学内に 44 台設置し、ノート PC 等から学生証を用いて各自が印刷している（プリントシステム）。場所は、A 棟 4 室、B 棟 1 室、C 棟 5 室、G 棟 17 室、図書館 1 室に設置している。

・入学時に全学生にノート PC の所有を義務付けている。学生の自己所有ノート PC を活用して、講義・実習を展開することから、キャンパスネットワークの整備、プリントシステムの導入等、ノート PC を充分に活用できる環境整備を行っている。

・OVS-ES（マイクロソフト社の教育機関向総合契約）により、学生・教職員はワード、エクセル、パワーポイント等の基本ソフトを無料で使用できるよう便宜を図っている。また、別途エフセキュア社と契約しているウィルス対策ソフトウェアを学生に無償配付するとともに、情報倫理やセキュリティに関する啓発を実施し、良好なネットワーク環境の維持に努めている。

・前述の OVS-ES を大学として用意するほか、学科毎に次の例のようなソフトウェアを用意し、講義及び自学自習等に活用している。（Multisim(回路図シミュレータ)、MATLAB(数式処理、データ可視化)、ARCHICAD(CAD)、AutoCAD(CAD)、AutoDesk Inventor(3D-CAD)、電納ヘルパー(電子納品成果品支援)）

・全学部生が利用可能な学習支援システムとして、HUS-Moodle を導入し、各講義での資料配付、小テスト、課題提出、出席管理、教員からの連絡等に活用している。

・ノート PC のトラブルに対応するため、講義棟（G 棟 1 階）に「ノート PC サポート室」を設置し、平常授業日は 8 時 50 分～18 時、定期試験期間及び補講日は 8 時 50 分～17 時まで開室している。情報技術課職員と委託業者、アルバイト学生がノート PC のトラブル対応・アドバイス、故障時におけるノート PC の貸出、ソフトウェアインストール等に関する相談を受け付けている。【資料 2-2-9】

・日本語表現法の学修支援については、HUS-Moodleシステムの活用により課題配付・

回収の手間が解消されたため、学修支援対象となる学力帯を広げ、対象者を平成27(2015)年度の126人から平成30(2018)年度の377人に増やすことができた。学生も繰り返し課題に取り組むことが可能になり、教員も課題提出状況を詳細に把握できるようになった。また、さらに未提出者の指導の徹底により、課題の得点率100%を達成した学生の割合が、平成28(2016)年度の72%から85%に向上した。

・英語の学修支援については、新入生学力調査とは別の評価問題を作成し、英語の学修支援が必要と判断された学生を対象に、支援開始直前(Pre-test)と支援終了直後(Post-test)の2回評価を行った。前期の支援室対象学生は101人であったが、前期終了時で成績優秀のため後期支援室免除、後期開始前に退学もしくは休学、または後期から学習支援室対象となった学生により、後期は85人が対象となった。この中で前期後期通して支援室対象となった75人の学生の2回の評価の結果は、Pre-testでは30.7（100点満点）であった平均点が、同一問題のPost-testでは47.3に上昇し、受験学生の85%以上がPost-testで成績の向上をみた。成績が向上した学生の比率が約81%であった昨年度と比べると4%上昇している。なお、支援対象学生の支援室利用率は年間を通じて98%であった。また英語Ⅰ及び英語Ⅱにおける学習支援室対象学生の単位修得率は100%と、全員が単位を修得できていた。

・数学の学修支援については、図書館内に数学学習支援室を常設し専任教員を交代制で1名配置して平日5講目に開室している。従前は授業と連動した補習を行っていたが、平成26(2014)年度に初年次数学系科目の構成が変わったことを契機に、学生が気軽に訪れる数学相談室的な役割へシフトした。通常授業期間には数学の質問をする学生や支援室利用の声掛けに応じた学生を指導している。また、中間及び期末試験前後の時期には、学力に不安のある学生を抽出し指導を行っている。平成30(2018)年度は、前期138件、後期116件の来室があり、多くは授業の復習用問題か試験準備のための課題を勉強しに来ている。なお、試験前や再試験前の一時期に来室者が極端に集中し、教員1名体制では十分な指導ができない場合が数度あった（1日の利用者数が10名以上だったのは、平成30(2018)年度3回、平成29(2017)年度2回）。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-4】在 学生情報サイト HUS ナビ→学生 Topics→前期オフィスアワーについて

【資料 2-2-5】大学院ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-6】薬学部スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-7】平成 30(2018)年度学生支援の手引き

【資料 2-2-8】休学・退学・除籍者に関するデータシート

【資料 2-2-9】ノート PC サポート室　http://itc-info.hus.ac.jp/notepc/

(3) 2－2 の改善・向上方策（将来計画）

・オフィスアワー制度は継続して実施し、制度が全学的に定着してきているが、オフィスアワー以外の時間でも教員は学生からの質問等への対応を常時行っており、学生・教員ともにオフィスアワーを特別意識することなくコミュニケーションを取っている状況である。制度そのものの見直しについて検討が必要であると考える。

・平成31(2019)年4月の「ラーニングサポート室」開設を目指して、平成30(2018)年4月に「ラーニングサポート室WG」を発足した。学生の動線を分析し、より利用しやすい場所であるHITプラザ1階旧入試課事務室を開設場所の候補に挙げ、各部署と調整を図ることとした。また、現在の学習支援体制のさらなる充実を図るとともに、医療系学科の国家試験対策に関わる基礎科目の支援も視野に入れた体制の構築を計画している。
・数学の学習支援においては、相談室としてのラーニングサポート室の役割を授業内での告知等によって学生に十分周知し、自主的な来室者数の底上げを図る。更に、利用者が一時期に集中した場合にも十分な指導が可能となるような担当教員の支援体制を検討する。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・工学部・未来デザイン学部については、キャリア教育授業の重要性から、専門的能力を発揮できる職業人に必要となる業務遂行能力及び対人関係能力について事例を通じて理解し、業務遂行の基本となるビジネスマナー、言語理解や論理的思考を身につけることを目的に、3 年次に必修科目として前期に「ビジネススキルⅠ」及び後期に「ビジネススキルⅡ」を開講している。特に平成 29(2017)年度より、就職支援センターで実施内容について再検討を行い、学科状況に合わせた教育内容に変更して実施した。なお、保健医療学部、薬学部についても各学科の状況に応じて就職指導を行った。【資料 2-3-1】
・自らが専門分野の実務を体験することで、関連する職種における業務の内容及びそれら職種に求められる知識や能力を理解し、大学における学修の深化、新たな学習意欲の喚起及び職業意識の醸成を図ることを目的にインターンシップを実施した。平成 29(2017)年度は北海道地域インターンシップ推進協議会、札幌商工会議所、北海道 IT 推進協会等の団体からの企業を中心に、78 企業に 185 人の学生が参加した。【資料 2-3-2】
・外部委託のキャリアアドバイザー2 人によるキャリア支援をこれまでと同様に行った。なお、平成 27(2015)年度まで 2 人のキャリアアドバイザーは繁忙期、閑散期を見据え 1 週間のうち指定曜日の指定時間だけ学生対応を行う委託形態をとった。しかし平成 28(2016)年度から学生へのより密度の濃い対応を行う必要があるとの判断から、キャリアアドバイザーのうち 1 人は本学職員とほぼ同様な勤務時間形態とし、1 年間を通して平日は大学にて学生対応を行うことを可能とした。これにより、学生個別の対応だけでなく、学科、クラス、ゼミ毎のセミナーの実施が対応可能と

なり、結果的により多くの学生へのアドバイスが可能となり、キャリア支援の強化に繋がった。【資料 2-3-3】

・卒業生就業状況調査を平成 28(2016)年 11 月～平成 29(2017)年 2 月の間行い、平成 29(2017)年度、その調査の集計・分析を行った。また、4 年次を対象とした就職活動実態調査は平成 29(2017)年度も行った。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

・平成 29(2017)年度企業等とのキャリア教育連携に関する協定締結数は 55 社（前年度から 3 社増）となっている。【資料 2-3-6】

・平成 29(2017)年度入学生から「世の中で生きていくための知恵」を学生に意識させ、高学年次の就職活動を円滑に始められるようになることを目的に、低学年を対象とした「キャリアアップ講座」を実施した。「友人と話せることがコミュニケーションなのか？～社会人のコミュニケーションのとり方～」をテーマにキャリアアップマラソン、ワールドカフェ講座、WRAP 講座等を実施した。平成 30(2018)年度は、講座の意味合い、対象学生等を明確にして、更に効果ある講座になるよう実施予定である。【資料 2-3-7】

・平成 30(2018)年 7 月、12 月に計 2 回本学にて北海道中小企業家同友会及び加盟企業との意見交換会を行った。そこでは、本学の教育課程編成について説明し、カリキュラムに関する提言等をいただくとともに、各専門領域の企業と教員間での情報共有を行い、専門グループ毎のキャリア支援イベントの実施を推し進めている。また、平成 30(2018)年 2 月には「道内で働く」というテーマのもと、本学学生 65 人と同同友会側企業 14 社とのワールドカフェを行い有意義な意見交換を行った。【資料 2-3-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】キャリアサポートガイド
【資料 2-3-2】特別科目「インターンシップⅠ～Ⅳ」履修要項
【資料 2-3-3】キャリアアドバイザー利用状況
【資料 2-3-4】卒業 5 年間卒業生の就業状況調査結果
【資料 2-3-5】就職活動に関する実態調査結果
【資料 2-3-6】キャリア教育連携に関する運用細則
【資料 2-3-7】キャリアアップ講習実施要領
【資料 2-3-8】北海道中小企業家同友会及び加盟企業との意見交換会実施要領

(3) 2－3 の改善・向上方策（将来計画）

・低学年キャリア教育の一環として実施しているキャリアアップ（ステップアップ）講座について、更なる内容の充実と学科の状況に合わせた参加率を図っていく。

・就活学生の指導においては、学部・学科の特色に合わせた就職指導の充実を図っていくとともに、センター主導で実施している就活イベントと学科主導で実施している就活イベントの精査も図る。

・現在実施している離職率調査の回答率の上昇を図り、より正確な離職率の把握することと共に、業界研究セミナー等の情報提供の充実を図り、就職の質向上による離職率の低下に繋げる。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　学生生活の安定のための支援

・学生サービスと厚生補導に関する業務は主として学生支援センターが担当しており、全学的見地に立ったサポート体制を構築している。【資料 2-4-1】

・心身的な問題を抱える学生のための相談室として、専門のカウンセラーを配する学生相談室を設置し（休業期間を除く平日の10時30分～17時に開室）、個人面談、電話、電子メール、郵便等、学生が利用しやすい方法で相談を受け付けている。なお、3人のカウンセラーが曜日を決めて交代で担当している。【資料2-4-1】

・今年度、在学生の勉学に対するモチベーションを高めるために、学業・人物ともに優秀な学生に奨学金を給付する学科優秀奨学金、大学院奨学金制度を設立し、給付を行った。学科優秀奨学金は、2年次以上の就学者の中から学業成績優秀で他の学生の模範となる者を対象とする奨学金であり、学科優秀奨学生の採用数は各学科・学年最低1人とし、4月の在籍者数を基に学科ごとに学生支援センター会議において確定させた。平成30(2018)年度は、110人を採用した。大学院奨学金は、博士課程の学生を対象に学生の修学、研究を奨励し、有為な人材の育成を目的とする奨学金であり、平成30(2018)年度は、2人を採用した。【資料2-4-2】

表2-4-1　奨学金の利用状況

奨学金の種類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院
日本学生支援機構	1,644	13	1,685	10	2,114	14
地方自治体奨学金	10	0	4	0	11	0
民間団体奨学金	7	1	6	0	7	3
学内奨学支援制度	124	0	104	0	279	7

・2年次以上の就学者で前年度におけるクラブ活動、学業に係る資格･活動、学内外の活動の実績が有り、学生の模範となる者を対象とした学生活動支援奨学金制度を設けている。前年度に旧北海道薬科大学の学生部と新たに導入する薬学関連の資格について検討し、薬学部の学生も応募しやすい制度に修正し、給付を行った。

・本学では平成 30(2018)年現在 8 人の留学生が在籍している。学生課では「留学生受入マニュアル」を作成し、留学生の指導に当たっている。毎月授業の出席状況を調べ「外国人留学生授業出席状況報告」を作成し、欠席が多い場合は本人から聞き取

りを行い、学生課より授業に出席するよう指導をしている。留学生には、年 2 回は面談をするようにし、生活面についても聞き取りを行っている。【資料 2-4-3】

・授業、学修活動、キャリア形成並びに学生生活全般についての相談の場として PF 個人面談を実施し、CDSS（キャリアデザインサポートシステム）に記録している。また、2 年次以上では 7 月に面談時に教育目的達成度調査結果を資料とする学修成果に関する面談を実施することにし、平成 29(2017)年度から学修成果に関する 4 年次向けの新たな PF 個別面談を実施した。

・本学では、課外活動を、自主性・社会性・協調性など社会人として必要な素養を身に付ける場と位置付け、多くの学生が課外活動に参加することを推奨し、そのための環境づくりに力を入れている。現在、全学生・教職員をもって組織する協学会のもとに、体育局（34 団体）、文化局（29 団体）、ボランティア局（5 団体）、全学応援団局（1 団体）、その他（6 団体）があり、それぞれ精力的に活動している。なお、クラブなど諸団体に属さない学生も参加できる行事として、大学祭、体育祭を協学会主導のもとに企画・運営している。【資料 2-4-4】

・協学会所属の諸団体の活動とは別に、学生が提案した課外活動を支援する制度として「夢プロジェクト」を制定している。これは学生が自由な発想のもとで企画・立案したプロジェクトに対し、大学が資金等の助成を行っている。

表 2-4-2　平成 30(2018)年度　夢プロジェクト採択一覧

No.	プロジェクト名	内　容	採択金額
1	Q-PIT	北海道科学大学における学外広報手段として、IT 技術を駆使した手法を提案する	380,000 円
2	スポーツ用義足体験イベント「FUN RUN」	スポーツ用義足の認知度を拡大・普及させるため、パラスポーツを周知するイベントを開催し理解してもらう	424,700 円
3	プロジェクト F ～スポーツ・健康サポーターズ～	学内・学外の健康増進啓発活動を行い、傷害予防・トレーニングサポートのアプリ開発を行う	400,000 円
4	かがくガオープロジェクト	マスコットキャラクターを活用し、大学広報及び地域社会の活性化に寄与する	558,140 円
5	グラウンドまもり隊	大学周辺小学校のグラウンドのメンテナンス、運動会後片付けのボランティア	147,042 円
6	かがくガオー君ロボット化計画	マスコットキャラクターのロボットを作成し、大学や地域イベントの活性化に貢献する	830,000 円
7	MINI 4WD HUS CUP	主に地域の子どもを対象に、ミニ四駆製作講習会や大学祭イベントを通して、モノづくりの楽しさを知ってもらう	162,592 円

・課外活動への支援として、顕著な成績を上げた団体や学校行事に著しい貢献をした団体に対して、特別助成をしている。

・学内での学生による飲酒事故が発生したことにより、学生支援センターでは4つのルールを基本とした「学内での飲酒のルール」を定め、飲酒に関する4つのルールを学生に遵守させるとともに教職員が同席し注意喚起を行うこととした。【資料 2-4-5】

・ローリング計画による 5 号館解体に伴い 20 時まで営業していた 5 号館食堂が無くなり、新しくできた E 棟食堂の営業時間は 16 時までのため、食堂に対する夜間営業の要望が学生から上がっている。
・学生の悩みや困りごとに応じて、学生相談室、学生課、クラス担任等複数の相談窓口を用意し全学的に支援する体制を整備するとともに、ガイダンス等で学生支援に相談窓口が複数あることを周知している。また、学生の相談相手となるクラス担任向けに学生の状況や相談内容に対する対応をまとめたクラス担任マニュアルを整備していたが、平成 30(2018)年度の北海道薬科大学との統合に併せて「学生支援の手引き」として内容を更新した。【資料 2-4-6】
・学生支援センターの担当であった、医務室、学生相談室、学生医療互助会、定期健康診断の業務については、本年度新設された保健管理センターが担当することとなった。【資料 2-4-7】
・全学生対象の定期健康診断を毎年 3 月から 4 月に実施している。健康診断で問題が見つかった場合は、指定学校医が診察し、適切な指導・治療を受けられる体制になっている。
・医療機関で治療を受ける学生への経済的支援を目的として、本学独自の互助組織である「学生医療互助会」を運営しており、全学生が加入している。「学生医療互助会」では学生が学内外、時間を問わず疾病や不慮の事故等により医療機関にかかった際、支払った自己負担医療費の給付、後遺障害を被った場合の見舞金の給付、死亡に至った場合の弔慰金の給付を行っている。
・一人暮らしの学生への支援と朝食習慣を身につけるために、親交会からの助成を受けて、平成 22(2010)年から学生食堂にて定期的に 100 円朝食を提供している。1 回につき 2 週間程度の期間で 100 円朝食を提供しており、平成 30(2018)年度も同様に実施した。【資料 2-4-8】
・快適な環境のもとで学生生活を送ることができるよう、ハラスメントの防止及び被害者の救済のため、人権委員会を設置し対応している。人権委員会では、学生等からの相談を受けるほか、ハラスメントの定義や相談方法について記載したパンフレットを作成して学生に配布し、ハラスメントの防止に努めている。また、教職員に対しては、ハラスメントや差別等に関する研修会を実施し、ハラスメント等に関する知識や対応方法について理解を深めることで、ハラスメントの無いキャンパス作りに努めている。【資料 2-4-9】～【資料 2-4-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】情報公表→学生生活支援体制
https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/ public-info/gakuseiseikatsu_shien-30.pdf
【資料 2-4-2】情報公表→奨学金制度
https://navi.hus.ac.jp/gakuhi/studentship/
【資料 2-4-3】留学生受入マニュアル
【資料 2-4-4】クラブ紹介パンフレット 2018
【資料 2-4-5】飲酒のルール

【資料 2-4-6】平成 30(2018)年度学生支援の手引き
【資料 2-4-7】保健管理センター規程
【資料 2-4-8】100 円朝食実施結果
【資料 2-4-9】ハラスメント対策に関する規程
【資料 2-4-10】人権委員会規程
【資料 2-4-11】ハラスメントガイドライン
【資料 2-4-12】FD・SD 研修会報告書

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

・食堂の夜間営業について今後も学生の要望等を継続して把握し、委託業者に対して検討依頼、大学生協への加入検討や委託業者の変更等を検討している。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

(2) 2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

・本学のキャンパス配置及び校地・校舎の面積はエビデンス集・データ編【共通基礎】に示すとおりであり、設置基準上の必要面積を上回っている。また、本学キャンパス以外に、札幌市中央区に学会・講演会・生涯学習などに活用しているサテライト・キャンパスがある。

・平成 24(2012)年度に策定した「キャンパス再整備計画マスタープラン」に基づき平成 25(2013)年 2 月から保健医療学部棟（C 棟）・別棟（R1 棟）・講義棟（A 棟）・薬学部棟（B 棟）・中央棟（E 棟）・共同実験棟（R2 棟）・工学部実験棟（R3・R4 棟）・工学部東棟（F 棟）の順で校舎の新築工事を実施しており、平成 26(2014)年 2 月に C 棟・R1 棟、同年 5 月に A 棟、同年 10 月に B 棟、平成 29(2017)年 1 月に E 棟・R2 棟、平成 30(2018)年 1 月に R3・R4 棟、平成 31(2019)年 1 月に F 棟が竣工している。なお、A 棟・B 棟・C 棟は照明学会より平成 26(2014)年度北海道優秀照明施設賞、E 棟は照明学会より平成 29(2017)年度照明普及賞、日本コンクリート工学会より平成 30(2018)年日本コンクリート工学会賞（作品賞）を受賞した。【資料 2-5-1】～【資料 2-5-3】

・施設・設備の安全性（耐震等）の確保について校舎の建替え計画が、キャンパス再

整備計画として進行している。

・A 棟(25 室)、E 棟(8 室)では、全ての講義室で無線 LAN 及び液晶プロジェクターが利用可能であり、A 棟(3 室)、E 棟(1 室)では、併せて学生机に有線 LAN 及び電源コンセントも整備している。

・G 棟(24 室)では、講義室内のネットワーク環境として、全座席に有線 LAN 及び電源コンセントを配備しており、学生が自己所有するノート PC を使用して授業を受けることができる。A 棟、E 棟、G 棟内では自学自習等のために各所に溜りの空間が配置され、それぞれ無線 LAN を利用してキャンパスネットワークへのアクセスが可能となっている。

・G 棟を含めた一部の講義室では、授業の無い時間帯を自由開放時間とし、夜間を含めて自学自習の場として利用でき、キャンパスネットワークへのアクセスやプリンタの利用が可能となっている。

・A 棟 1 階及び G 棟 1 階に各種証明書の自動発行機を設置しており、証明書の即日発行が可能となっている。

・本学のキャンパス・アクティビティを支える体育館のメインアリーナは、クラブハウスやトレーニングジムなどが設備された広場型アトリウムである。2・3 階の突き出たラウンジスペースでは、休憩やミーティング時に練習や試合を眺め、学生間のコミュニケーションを誘発するエリアとなっている。体育館は、バスケットボールコート 2 面を有するメインアリーナ、サブアリーナと屋外スポーツ広場があり、武道館、クラブハウス、ミーティングルーム、トレーニングジムによるスポーツ複合施設となっている。ほかにクライミングウォール、弓道場、アーチェリー場を併設している。また、地中採熱や太陽光パネルの採用など環境にも配慮した体育館となっている。なお、この体育館は照明学会より平成 25(2013)年度照明普及賞を受賞した。【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

・安全な環境維持のため、「安全点検マニュアル」の定期的（年 1 回）な整備を継続する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】北海道科学大学施設案内
https://www.hus.ac.jp/info/facility/

【資料 2-5-2】北海道科学大学キャンパスマップ
https://www.hus.ac.jp/info/facility/campusmap.html

【資料 2-5-3】情報公表→ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること　https://www.hus.ac.jp/public-info//#7

【資料 2-5-4】体育館「HIT ARENA」

【資料 2-5-5】照明普及賞表彰状

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

・保健医療学部開設に併せ建設した C 棟と R1 棟及び薬学部（北海道薬科大学）移転に併せて建設した B 棟には、最新の医療機器設備など、新時代の医療人を目指す学生のための充実した設備が揃っている。B 棟・C 棟の西側には実験実習室や研究室、

東側には教員室やゼミ室を設け、移動しやすいようにレイアウトし、R1 棟は義肢装具学科で使用する実習室･機械室などを設置している。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

・メディア系教育に特化した演習室として、E 棟 3 階に Macintosh36 台を設備し、授業時間で幅広く利用しているとともに、学生に対しては夜間開放(16:30～19:00)を実施し、自学自習に活用されている。【資料 2-5-8】

・R2 棟は自然雪風洞実験を行う多目的低温実験室や中央機器分析施設、恒温恒湿チャンバー室など 6 室が配置され、学内関連学科・分野の垣根を超えた様々な研究プロジェクトに対して、フレキシブルに対応できる環境を整えている。

・R3 棟、R4 棟には機械及び電気エンジニアに必要な専門意識の醸成や技術を学ぶための施設設備が整備されている。

・平成 29(2017)年度に竣工した E 棟にインタラクティブボードを 20 台配置したアクティブ・ラーニング教室を設け、様々な授業スタイルに対応した利用が可能となった。基本教育科目の「プロジェクトスキル」で主に使用されているが、活用を促すために、稼働率の増加をねらい、FD 委員会が主導して、この教室を利用した授業参観を実施した。【資料 2-5-9】

・平成 27(2015)年 4 月の北海道薬科大学の前田キャンパスへの移転に伴い、平成 26(2014)年 8 月から図書館の改修を行い、平成 30(2018)年 4 月に北海道薬科大学が所有していた書籍類を受け入れた。統合後の図書収容能力は、260,000 冊、閲覧席 487 席、配架図書約 170,000 冊、雑誌約 1,600 誌、新聞 31 紙、視聴覚資料約 2,400 本となっている。また、図書館内で電子ブック（1,000 冊）、電子ジャーナル（50 誌）、データベース（8 種）が利用可能である。建物は、1 階には閲覧室、PC プラザ、ギャラリー、AV ホール、グループ学習室を、2 階には閲覧室、個別学習室、グループ学習室、学習支援室、各種コーナー（参考図書、新着図書、文庫本、新聞、シラバス参考図書、雑誌、資格・試験、教員著書、DVD 他）、AV 視聴室等を配置するとともに、ラウンジなどの機能を備えている。設備機器としては、OPAC 用端末 4 台、自動貸出返却装置 2 台、AV 視聴ブース 4 台 12 席を有している。なお、図書館の開館時間は、通常授業日は 8 時 30 分～20 時、春・夏・冬季休業中は 8 時 30 分～16 時 30 分、開館する土曜日・日曜日・祝日は 9 時 30 分～16 時 30 分となっている。【資料 2-5-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-6】薬学部棟（B 棟）
https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-b/

【資料 2-5-7】保健医療学部棟（C 棟）、別棟（R1 棟）
https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-c/

【資料 2-5-8】学術情報センター・演習室
https://www.hus.ac.jp/lib_info/mediacenter/

【資料 2-5-9】アクティブ・ラーニング教室授業参観の実施について

【資料 2-5-10】北海道科学大学図書館
https://www.hus.ac.jp/library/overview/
https://www.hus.ac.jp/library/usage-guide/

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

・A 棟、B 棟、C 棟、E 棟、G 棟ではバリアフリーへの配慮をしている。段差のないアプローチやエレベータを設置するとともに、身障者用トイレを設置している。なお、学生への直接的な対応窓口である学務系（教務、学生、就職、情報技術）の事務局及びノート PC サポート室は G 棟 1 階に位置している。

・バリアフリー化に関しては講義棟ばかりではなく 8 号館のエレベータ及び身障者対応トイレ、図書館玄関アプローチ自動ドア及び身障者用スロープ・段差解消機、HIT プラザ 1 階身障者対応トイレを設置している。また、2 号館、3 号館、4 号館、6 号館、7 号館のバリアフリー化については、建物の解体・改修計画との調整を図りつつ，順次改善を行っていく。

・本学の校舎は、設備の点検日や大学入試センター試験期間などを除き通年 24 時間の利用が可能であることから、「平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領」を定め、講義室（A 棟）・中央棟（E 棟）及び駐車場には警備員を 24 時間配備している。なお、A 棟・B 棟・C 棟・E 棟・G 棟・R1 棟・R2 棟・R3 棟・R4 棟では IC チップ付き ID カードにより、夜間・休日も出入りのチェックを行っている。【資料 2-5-11】

・キャンパスネットワークの無線 LAN 環境の整備により、A 棟・B 棟・C 棟・E 棟・図書館では、全館で無線 LAN が利用できるため、学内では自由にキャンパスネットワークが利用できる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-11】平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

・授業時間割編成に当たり、授業内容・方法、前年度の履修人数、科目担当教員の意向等を踏まえ、適切な講義室の割り当てを行っている。

・収容定員充足率は学科によって差があるものの、定員を大きく超えてはいない。全体としては適切な教育環境（学生一人当たりの教員数、講義室・実験室のスペース）を保っている。

・実験、実習、演習、語学系の科目では、1 クラス（語学系・演習の場合）ないしは 1 教員当たり（実験・実習の場合）40 人程度以下の少人数クラスで授業を行っている。

・実験、実習、演習の科目で、受講人数が多い場合、複数の課題を並列して実施する場合については、大学院生の TA 及び薬学部では学部 5・6 年次の SA を割り当て、これら TA・SA によるきめ細かな助言・指導のもとで、授業を行っている（基準 2-2-②で詳述）。

(3) 2－5 の改善・向上方策（将来計画）

・既存校舎の建替えなどを含めた施設整備に関するマスタープランを法人や各所属校の教職員をメンバーとする将来計画検討委員会において策定している。この計画では、令和 3(2021)年 7 月までを第 1 期、その後を第 2 期として法人創立 100 周年を

迎える令和 6(2024)年度までの整備をプラン化している。この計画は、理系を中心とした実学を総合的に教授・研究し、優れた人材を育成することを目的として、知的活動を活性化させるキャンパス、幅広い視野と柔軟な発想力を育む研究・教育環境、地域と大学を結び、未来の学生と大学を結ぶ場をコンセプトとしている。

・本学ではこれまでに、実験や実習に伴う大きな事故は一度も報告されていないが、今後とも安全な環境維持に努める。

・キャンパスネットワークを運用しているサーバー機器や LAN 機器については、今後も定期的に更新を実施していくとともに、更なる利便性の向上に努めるため、学内無線 LAN については eduroam への加盟を検討している。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・本学は大学 IR コンソーシアムに加盟し、加盟大学共通の調査を行っている。なお、この調査は平成 30(2018)年度から学生生活アンケートに組み込んで実施している。学修支援に関する設問は、授業及び授業外での学習経験、授業・授業外時間学習を含めた週あたりの活動時間、教育内容・環境や設備・学生支援制度に対する満足度等となっている。結果は学生支援センター及び自己点検 IR 委員会で共有され、各学科に報告される仕組みとなっている。【資料 2-6-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】大学 IR コンソーシアム結果

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・平成 30(2018)年度から学生生活アンケートを大学 IR コンソーシアムの内容を組み込んで実施しており、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する設問が、本学の設備や学生支援制度の満足度となって回答されることになっている。結果は学生支援センター及び自己点検 IR 委員会で共有され、各学科に報告される仕組みとしている。【資料 2-6-2】

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-6-2】学生生活アンケート

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・学内で実施される学生生活アンケートや学長主導の学生インタビュー等を通して得られた学内のネットワーク関連に関する意見及び要望は、担当課である情報技術課に情報提供されている。情報技術課では、情報提供された意見及び要望について、経費算出を含めて実現性を検討している。【資料 2-6-3】

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-6-3】学生インタビュー結果

(3) 2－6 の改善・向上方策（将来計画）

・学生調査は多岐に渡っており、結果も学内で共有されているが、実際に改善したことを学生に実感してもらうための仕組みが少ないと考えており、学生への発信方法を検討していく。
・学生調査だけではなく、意見を投書しやすい意見箱などの設置も今後必要になると考えられるため、ニーズを探るために調査項目を工夫する。
・学生の意見及び要望のうち、実現性が高く経費バランスの取れた案件を実現している。平成 30(2018)年度内においては、無線 LAN 環境での認証を含めた利便性の向上を図る。また、平成 31(2019)年度以降も無線 LAN 接続機器等の更新により、新しい規格への対応を強化する予定としている。

[基準 2 の自己評価]

・学生の受入れについては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知を行い、ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持していると判断している。
・学修支援については、学生支援センターにおける教職協働による学修支援体制の整備が進んでおり、TA・SA 及び ICT（情報通信技術）の活用、並びに基礎学力不足学生向け支援などの学修支援を行っていると判断している。
・キャリア支援については、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備を行っていると判断している。
・学修環境の整備については、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行い、実習施設、図書館等の有効活用に努めている。キャンパス再整備計画に則る校舎等の建て替えを行い、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を高めている。授業を行う学生数の適切な管理に努めていると判断している。
・学生の意見・要望への対応については、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用に努めていると判断している。

基準 3. 教育課程

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・平成 28(2016)年度に発足した 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会において、これまで本学において策定・運用してきた三つのポリシーを中教審大学分科会大学教育部会のガイドラインに基づき平成 30(2018)年度を目処に見直すこととした。【資料 3-1-1】

・DP（ディプロマ・ポリシー）をはじめとした三つのポリシーについては、本学校法人のブランドビジョン、本学の建学の精神を踏まえた学部・学科の人材養成の目的に基づき、学位プログラムの単位である学科（大学院は専攻）ごとに策定することとした。

・旧来は、平成 20(2008)年の中教審答申で示されたいわゆる学士力の 4 項目を中心に、学科ごとに卒業生が身につけることのできる能力・知識・態度を示していたが、新たな DP はそれらを「コミュニケーション力」「課題を発見し、問題を解決する力」「自らを律し、学び続ける力」「他者と協力して目的を達成する力」「専門的知識・技能を習得し、実践する力」「総合力」の 6 つの大項目に整理し、さらに 13 の中項目を設定することで、学生が「何をできるようになるか」を学生本人やステークホルダーに伝わりやすくした。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

・策定した DP は企画運営会議・教授会等での審議を経て確定し、ホームページ等で広く公表している。【資料 3-1-4】

・また学生に対しては専用 Web サイトである HUS ナビの「教務ブック」で周知し、教育課程に配置された授業科目がどの DP に対応するのかを示したカリキュラム・フロー、カリキュラム・マップも「教務ブック」に掲載している。さらにシラバスにも DP の大項目を載せ、科目で習得した知識や技能などが、DP のどの項目の修得に関連するかを明記している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会　開催要領

【資料 3-1-2】各学科・専攻のディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】各学科のカリキュラム・フロー

【資料 3-1-4】工学部機械工学科紹介 Web ページ
https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html
【資料 3-1-5】各学科のカリキュラム・マップ
【資料 3-1-6】シラバス様式（平成 30(2018)年度以降カリキュラム）

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

・授業科目の単位数は学則別表 2 及び大学院学則別表 2 に定めている。【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】
・成績評価については、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）に分け、可以上を合格とすることを学則第 14 条及び大学院学則第 28 条で定めている。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】
・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においては、点数による成績評価を履修規程第 16 条で定めている。【資料 3-1-11】
・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においては、シラバスに DP と科目の達成目標の対応、また達成目標と成績評価方法を一つずつ対応させる形で明記している。薬学部においては、成績評価方法とその割合をシラバスに明記している。【資料 3-1-6】
・卒業のために必要とする単位数は、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においては、各学科で定める付帯条件を含め 124 単位以上とし、薬学部においては 186 単位以上とすることを学則第 15 条に定めている。【資料 3-1-12】
・大学院修了のために必要とする単位数は、修士課程においては 30 単位以上、工学研究科博士課程においては 52 単位以上、薬学研究科博士課程においては 30 単位以上であり、加えて修士論文・博士論文の審査及び試験に合格することを大学院学則第 31 条に定めている。【資料 3-1-13】
・各学部学科の進級基準単位数及び付帯条件を含めた卒業要件単位数を、履修規程に定めた上で、教務ブックに明記している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-14】～【資料 3-1-16】
・大学院各研究科専攻の修了要件単位数及び付帯条件を、履修規程に定めている。【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】
・本学学部を卒業した者及び大学院を修了した者に授与する学位を、学位規程に明記している。【資料 3-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-6】シラバス様式（平成 30(2018)年度以降カリキュラム）
【資料 3-1-7】学則別表 2
【資料 3-1-8】大学院学則別表 2
【資料 3-1-9】学則第 14 条
【資料 3-1-10】大学院学則第 28 条
【資料 3-1-11】工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程
【資料 3-1-12】学則第 15 条

【資料 3-1-13】大学院学則第 31 条
【資料 3-1-14】薬学部履修規程
【資料 3-1-15】履修ガイド（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）
【資料 3-1-16】履修ガイド（薬学部）
【資料 3-1-17】大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程
【資料 3-1-18】大学院薬学研究科履修規程
【資料 3-1-19】学位規程

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

・単位付与は各科目担当教員がシラバスに記載した成績評価方法により判定し、行うことを履修規程に明記している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-14】

・全ての学部で GPA 制度を導入しており、学部によりその活用方法は異なる。

1)工学部・保健医療学部・未来デザイン学部

学期ごとに算出する GPA-S、通算して算出する GPA-T の 2 種類があり、GPA-S が 1.00 未満の学生に対してはその連続した回数により、段階的に指導・警告・退学勧告を行うことを履修規程で定めている。【資料 3-1-11】

2)薬学部

全ての科目で算出する GPA、必修科目のみで算出する必修 GPA の 2 種類があり、必修 GPA が 2 年連続して 1.30 未満の学生に対しては退学勧告を行うことを履修規程で定めている。また、薬学部にはカリキュラムの都合上、再履修を行うことが難しいため仮進級制度があり、実習を除く未修得単位数の合計が 1 年次で 7 単位以下、2～5 年次で 8 単位以下であること及びその他の条件を満たした場合に限り、進級基準に達していなくても上級学年に仮進級する。未修得科目については、進級した学年で所定の学習を行い、仮進級試験に合格することで単位を修得することとなる。【資料 3-1-14】

・進級、卒業判定は全ての学部学科で毎年次行われ、学科会議→学生支援センター会議→各学部教授会の順で審議され、最終的に学長が決定するプロセスとしている。大学院の学位授与は研究科委員会の審議を経て、学長が決定している。【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】

・教育効果向上の目的で、以下のような特定の科目の履修及び単位を認めている。

1)他学科配当科目（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

自学科配当科目と内容が著しく重複しない他学科配当の専門教育科目を、通算して 10 単位まで履修し進級・卒業要件単位として算入することができる。ただし、保健医療学部の開講科目の履修については、専門基礎教育科目に限り、薬学部の開講科目は履修できない。【資料 3-1-11】

2)特別科目（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

教育課程表の配当科目とは別に開設する特別科目も、1)の 10 単位に含めることができる。【資料 3-1-11】

3)自由科目（薬学部）

教育課程表の配当科目とは別に開設する自由科目があるが、進級・卒業要件単位

には算入されない。【資料 3-1-14】

4)短期大学等における学修

学則第 17 条の定めにより、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。なお、これらの単位の上限は合わせて 30 単位までと定めている。【資料 3-1-22】

5)協定大学等での履修

学則第 18 条の定めにより、他の大学又は短期大学との協議に基づき、受入れ大学又は短期大学の指定する授業科目の履修が許可された場合は、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においてはその科目を 1)の 10 単位に含めることができる。【資料 3-1-11】【資料 3-1-23】

6)他大学等における既修得単位認定

学則第 19 条の定めにより、本学に入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生としての単位を含む）を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。なお、編入学等の場合を除き、これらの単位の上限は合わせて 30 単位までと定めている。【資料 3-1-24】

7)実用英語技能検定合格、TOEIC スコア、資格試験合格による科目の単位認定（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

学則第 17 条の定めにより、文部科学大臣認定の実用英語技能検定（2 級以上）に合格、また TOEIC テストにおいて規定以上のスコア（平成 25(2013)年度以前入学生：400 点以上、平成 26(2014)年度以降入学生：450 点以上）を取得した学生や大学教育に相当する水準を有すると認めた各種資格を取得した学生に対して、学生からの申請があった場合、該当授業科目の振替単位として認定している。単位認定を行う資格・試験等の詳細と単位数については、教務ブックに明示している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-22】

・学生の幅広い関心や興味に応じて、様々な学問分野にわたる科目を提供するため、平成 26(2014)年度から「札幌圏大学・短期大学互換協定」に参加し、単位互換制度を実施している。【資料 3-1-25】

・大学院工学研究科・保健医療学研究科修士課程において、指導教員が認めたときには他の専攻の修士課程、又は学部の授業科目を履修し 10 単位を超えない範囲で修了要件単位に算入できる。また、教育研究上有益と認めたときは、他大学の大学院の授業科目を当該大学院と予め協議の上、同様に取り扱いできる。【資料 3-1-17】

・学位審査手続きの詳細は学位規程施行細則を定め、これに従い進めている。【資料 3-1-26】【資料 3-1-27】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-11】工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

【資料 3-1-14】薬学部履修規程

【資料 3-1-15】履修ガイド（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

【資料 3-1-17】大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程

【資料 3-1-20】進級・卒業審査資料（平成 31(2019)年 2 月 28 日学部教授会資料）

【資料 3-1-21】学位授与判定資料（平成 31(2019)年 2 月 28 日研究科委員会資料）
【資料 3-1-22】学則第 17 条
【資料 3-1-23】学則第 18 条
【資料 3-1-24】学則第 19 条
【資料 3-1-25】札幌圏大学・短期大学単位互換協定書
【資料 3-1-26】大学院工学研究科・保健医療学研究科学位規程施行細則
【資料 3-1-27】大学院薬学研究科学位規程施行細則

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

・薬学部においては、履修規程に成績区分と得点が明記されておらず、客観的な指標が定められているとは言い難い状況のため、平成 31(2019)年度に履修規程を改正し、指標を明示する。
・試験における不正行為の未然防止のため、試験を受験する学生・監督する教員にとって明確で分かりやすい試験施行時の規程を制定する。また、不正行為が発覚した場合の罰則について、全学的に融合させることとする。
・学生の転学部・転学科を円滑に行うため、審査手順を明確にするとともに、基準を若干緩やかにする内容に規程を改正する。
・現在履修規程が工学部・保健医療学部・未来デザイン学部と薬学部の 2 種類制定されているが、極力全学的な融合を図るため、それぞれの規程において文言の統一やルールの改正を行う。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・DP 達成のために、必要な教育課程の編成、教育内容・方法の実施、学修成果の評価の基本方針を定めたカリキュラム・ポリシー(CP)を学科（大学院は専攻）単位で策定し、DP と同様のプロセスで審議し、ホームページ等で広く公開するとともに、学生にガイダンス等で広く周知している。【資料 3-2-1】～【資料 3-2-3】
・学修成果やカリキュラムの点検評価の方針はアセスメント・ポリシーとして策定し、

表している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】各学科・専攻のカリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-2】工学部機械工学科紹介 Web ページ
https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html

【資料 3-2-3】カリキュラム・ポリシーを説明したガイダンス資料（学科ガイダンス資料から抜粋）

【資料 3-2-4】アセスメント・ポリシー

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・平成 28(2016)年度に 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会において CP と DP を含む三つのポリシーの見直しを行い、新たなポリシーをそれぞれが一貫性を保つように策定した。

・DP 各項目と授業の整合性を体系的に理解できるようにカリキュラム・フロー及び各授業科目の達成目標と DP 各項目との関連性を集約したカリキュラム・マップを作成し、その一貫性を説明できるようにしており、いずれもホームページ等で公表している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-2】工学部機械工学科紹介 Web ページ
https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html

【資料 3-2-5】各学科のカリキュラム・フロー

【資料 3-2-6】各学科のカリキュラム・マップ

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会において新たな三つのポリシーを策定した後は、CP に則り各学科・専攻において教育課程の見直しを行った。新たな教育課程は平成 30(2018)年度からスタートしている。

・基本教育科目においては、初年次教育科目の充実のため 1 年次前期に「フレッシュマンセミナー」を全学的に開講した（薬学部の科目名称は「薬学生入門」）。全学的な共通内容として、アカデミックスキルの修得や自校教育、DP をはじめとした三つのポリシーの理解などが含まれ、各学科独自の内容と組み合わせた科目となっている。【資料 3-2-7】

・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部のシラバスの構成は、①授業の目的、②授業の方法、③授業計画（教科書、参考書を含む）、④DP との対応、⑤達成目標、⑥履修に当たっての留意点、⑦試験及び成績評価の方法となっている。授業計画は毎回の授業内容の他、事前事後学修を必要時間と共に明示している。DP 項目⇔科目の達成目標⇔成績評価方法とその割合はすべて対応している。【資料 3-2-8】

・薬学部のシラバスの構成は①授業概要、②GIO（一般目標）、③SBO（到達目標）、④授業計画、⑤テキスト・参考書、⑥成績評価、⑦オフィスアワー、⑧DP との関連、⑨関連科目、⑩備考となっている。GIO、SBO は薬学教育モデル・コアカリキ

ュラムに準拠しており、GIO は本学独自の観点で設定しているものもある。授業計画では事前事後学修を必要時間と共に明示している。【資料 3-2-8】

・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部において、新しい DP の具現化、並びに教育・教務システムの改善・整備を目的として、平成 30(2018)年度から教務制度を一部変更した。【資料 3-2-9】

①成績評価の不可・失格について、これまでは学生の得点や状況に応じて段階（不可 : D(45～59 点)、E(0～44 点)、失格 : F(得点は D 以上だが欠席過多等必要条件を満たさない失格)、X(履修放棄等の失格)）を設けていたが、不可は D のみ、失格は X のみに変更した。

②工学部・保健医療学部・未来デザイン学部には再試験制度がないため、一度不可の評価がついた学生に試験・課題等を課すことにより、翌学期始講後 1 か月間に限り、追加合格を認めている（平成 29(2017)年度以前入学生は、追加合格は失格（F）も対象)。これまで対象科目は 2 年次前期までの開講科目としていたが、3 年次開講科目まで対象を広げた。【資料 3-2-10】

③原級留年・休学した学生で、条件を満たした場合は上級学年配当科目の履修を可能にしていたが、カリキュラムの体系性の観点からこれを廃止した。

④履修登録単位数の上限単位数については、すべての学科で半期 22 単位とした。

・薬学部は教育課程の体系性を重視し、完全クォーター制で授業を実施している。また、再試験を制度化しており、履修登録上限単位数は年間 40 単位としている。【資料 3-2-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】「フレッシュマンセミナー」シラバス

【資料 3-2-8】シラバス様式（平成 30(2018)年度以降カリキュラム）

【資料 3-2-9】平成 30(2018)年度以降の教務システム等について（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

【資料 3-2-10】工学部・保健医療学部・未来デザイン学部学生に対する追加合格に関する申し合わせ

【資料 3-2-11】薬学部履修規程

3-2-④　教養教育の実施

・平成 24(2012)年度のカリキュラム改編で教養教育は「学士課程教育全体を通じて培う基盤能力養成のための教育」と位置付けられ、中教審の答申内容に則したものに改革された。学士力は正課外を含めた学士課程教育全体を通じて培うことが求められており、基本教育科目は専門科目との接続を意識し、1 年次～3 年次に「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」を培う科目を配置している。専門科目は基本教育科目からの積み上げ意図してカリキュラム・フロー上に配置しており、教養教育と専門教育が分断することなく段階的に履修できるようになっている。【資料 3-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-12】教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・全ての科目で授業改善のためのアンケートを実施し、授業内容の自己点検を行っている。【資料 3-2-13】

・授業改善のためのアンケート結果データは各学科に配付され、前学期のアンケート結果により改善が必要な科目を抽出し改善計画を立てること、及び前年度に改善が必要と指定した科目の今年度における改善履行状況の報告を各学科に義務付けている。【資料 3-2-14】

・授業改善のためのアンケートは、平成 30(2018)年度後期から設問を大幅に変更し、教員の授業スキルを直接的に評価する設問から、何が身についたか、また授業そのものが学生の注意・やりがい等を高めるために工夫されているかを問う設問とし、教員個々人が直接的に授業改善に役立てられるような内容とした。【資料 3-2-15】

・教員による授業公開・参観（各学科年 2 回）を行い、教授方法の工夫・開発・改善を促している。授業参観の結果は学科内の FD 研修会で報告・共有され、教員相互の意見交換により授業改善に役立てている。また FD 研修会の報告書を FD 委員会が集約している。【資料 3-2-16】

・アクティブ・ラーニングの導入については、課題解決型学習、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワークに限っただけでも全開講科目中 35.8%の実施率となっている。【資料 3-2-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-13】平成 30(2018)年度授業改善のためのアンケート実施要領（前期・後期）

【資料 3-2-14】「授業改善のためのアンケート結果に関する点検・評価」 依頼文・報告書

【資料 3-2-15】「授業改善のためのアンケート」マークシート

【資料 3-2-16】平成 30(2018)年度 FD・SD 実施結果報告書（授業参観の報告）

【資料 3-2-17】アクティブ・ラーニング実施状況確認結果

(3) 3－2 の改善・向上方策（将来計画）

・授業改善のためのアンケートは設問を大幅に変更したため、結果を授業改善に生かすための FD を実施する。

・授業改善のためのアンケート結果に関する点検・評価は、年 2 回実施する「学科教育自己点検会議」の検討材料として、改善点を明確にした上でカリキュラム・シラバスの改善に生かすことができる実施方法を検討する。

・アクティブ・ラーニングについては、多様な授業方法があるため、シラバスの「授業の方法」欄に方法を明記し、実態を調査した上で全学的な推進方策を検討する。

・薬学部のシラバスでは科目固有の達成目標が見えづらい内容となっているが、SBO ごとに対応する DP・成績評価方法とその割合を記載するように平成 30(2018)年度から様式を変更することで、DP と科目との関連を明示した。

・授業の出席要件、特別欠席が認められる事由、試験の実施ルールなどが学部によってかなり異なる状況にあるため、全学的な統一ルールの制定を検討する。

・全学共通教育部には心理学系科目を担当できる専任教員がいないため、「知識・理解」及び「態度・志向性」関連の多くの科目において非常勤教員が担当せざるを得ない状況である。また、医療系学科において学外実習との関係で履修者が極端に少ない科目が生じる、非常勤教員依存率が 100%となる科目がある、などの問題があるため、基本教育科目の見直しと専任教員の配置等の見直しが喫緊の課題となっている。前述の課題を解決する一案として、例えば、分野を超えた課題解決能力を育成するために今後求められる「数理データサイエンス」などの STEAM 教育を行う科目を検討するなど、現状の科目を統廃合し設置する可能性を検討する。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・三つのポリシーそのものの妥当性と、これに基づく教育の実施にあたっての学修成果の評価の方針を定めたアセスメント・ポリシーを策定した。【資料 3-3-1】

・アセスメント・ポリシーでは①教育理念・人材養成の目的とDP の整合性、②DP-CP の整合性と学修成果の評価基準、③DP、CP に基づく教育と AP の整合性について点検・評価することを謳っており、特に②については学科（教育課程）、授業科目、学生をそれぞれ対象とした点検・評価を実施し、3 つの改善サイクルを動かすことを図式化している。

・学科を対象とする評価は年 2 回の「学科教育自己点検会議」で行われ、「カリキュラム点検」「シラバス点検」にテーマを分けて各学科において実施し、その結果を「学科教育自己点検レポート」にまとめて自己点検・評価委員会に提出している。【資料 3-3-2】

・アセスメント・ポリシーに定めた評価や「学科教育自己点検会議」で行う点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会の下部組織である自己点検 IR 委員会が教学に関する各種データを収集し、学科等に提供している。平成 30(2018)年度に提供したデータは以下のとおり。

①学生の GPA、修得単位数

②各科目の成績評価分布表

③教育目的達成度調査結果（DP の達成度とその能力伸長に役立った科目を学生自らが回答する調査）【資料 3-3-3】

④大学 IR コンソーシアム学生調査結果(大学 IR コンソーシアムでの共通設問の他、平成 30(2018)年度からは本学独自の設問も組み合わせ、学生生活アンケートとして実施)【資料 3-3-4】
⑤カリキュラム・マップ詳細版（科目ごとの DP、達成目標、成績評価方法を教育目的達成度調査結果、成績分布をもとに点検し、見直すための資料）
⑥PROG 結果（分野を問わない汎用的な能力をリテラシー・コンピテンシーの両面から測定する試験）【資料 3-3-5】
⑦授業改善のためのアンケート結果
⑧新入生学力調査結果【資料 3-3-6】
⑨国家試験合格状況【資料 3-3-7】
⑩退学・除籍率
⑪①、③、⑧を学科ごとにまとめたダッシュボード【資料 3-3-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】アセスメント・ポリシー
【資料 3-3-2】平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート
【資料 3-3-3】教育目的達成度調査結果（学科集計版）
【資料 3-3-4】大学 IR コンソーシアム学生調査結果
【資料 3-3-5】PROG 結果
【資料 3-3-6】新入生学力調査結果
【資料 3-3-7】国家試験合格状況
【資料 3-3-8】教学データのダッシュボード

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

・「学科教育自己点検会議」の結果をまとめた「学科教育自己点検レポート」を自己点検・評価委員会に提出し、委員会から各学科へのフィードバックを「学科教育総括報告会」で行っている。【資料 3-3-9】
・学科内のフィードバックの例としては、カリキュラム点検→シラバスに反映→シラバス査読の順に行われているものがある。
・授業科目を対象とする評価では、授業改善のためのアンケート結果に対し、各教員がコメントを入力して HP で学内公開することにより、学生に対してのフィードバックがなされている。【資料 3-3-10】
・学生を対象とする評価では、教育目的達成度調査結果の学生個人票を活用し、クラス担任による個別面談時に達成度評価のフィードバックを行っている。【資料 3-3-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-9】平成 30(2018)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
【資料 3-3-10】授業改善のためのアンケート教員コメント（抜粋）
【資料 3-3-11】教育目的達成度調査結果（学生個人データサンプル）

(3) 3－3 の改善・向上方策（将来計画）

・卒業生アンケートを一部卒業生向けに始めたところだが、まずは大学 IR コンソーシアムにおいて計画されている共通設問を使用した卒業生アンケートを同窓会と連携して広く実施し、学科教育自己点検会議等での分析材料とする。

・アセスメント・ポリシーでは、学生を対象とする学修成果の評価に、コンピテンシーに関する長期的ルーブリックを活用すると定めている。まだ設計段階であるため、早期に学部・学科との議論を開始し、学生との個別面談時に教員・学生双方が共通の尺度で DP 達成度を確認できるツールとしてルーブリックを完成させ、平成31(2019)年度からの運用を目指す。

[基準 3 の自己評価]

・単位認定、卒業認定、修了認定については、教育目的を踏まえた DP の策定と周知を行っており、DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知に努めており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用を行っていると判断している。

・教育課程及び教授方法については、CP の策定と周知を行っており、CP と DP との一貫性を保ち、CP に沿った教育課程の体系的編成を行っている。さらに、教養教育の実施並びに教授方法の工夫･開発と効果的な実施に努めていると判断している。

・学修成果の点検・評価については、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用に努めており、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検･評価結果のフィードバックを継続していると判断している。

基準 4　教員・職員

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

・平成 27(2015)年 4 月の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップや教授会の役割の明確化を意図して学則を始めとする内部規則の総点検を行い、平成 26(2014)年度中に開催した教授会において、関連する規程の改正を行った。【資料 4-1-1】

・教授会の役割を明確にするため、全学教授会、学部教授会に加えて学科会議（部門会議及び全学共通教育部会議含む）も教授会の位置づけとし、教授会規程、教授会規程細目を改正し、審議事項の仕分けを行っている。

・意思決定の迅速化を図り、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長及びセンター長を主なメンバーとする企画運営会議を設置している。【資料 4-1-2】

・本学の各組織は大きく、「全学的合意形成組織群」「全学的業務運営組織群」「課題対応組織群」の 3 つに分類している。

【全学的合意形成組織群】

・企画運営会議を中心に全学教授会、学部教授会、学科会議、全学連絡調整会議、研究科委員会、専攻長会議からなり、定期的に開催している。ただし、全学教授会、専攻長会議は、必要に応じて開催している。

【全学的業務運営組織群】

・大学改革推進室、学生支援センター、就職支援センター、入試広報センター、研究推進・地域連携センター、学術情報センター、保健管理センター、薬剤師生涯学習センターからなり、各センターはセンター長、副センター長及び学科から選出された主任とその業務に対応する事務局の課で構成し、定期的にセンター会議を開催している。大学改革推進室は、室長、副室長及び全学から選出された主任と理事長政策室次長及び各部長で構成し、定期的に会議を開催している。

【課題対応組織群】

＜コンプライアンス上必要な委員会＞

・危機管理委員会、人権委員会、衛生委員会、個人情報保護委員会、個人情報苦情対

応委員会、倫理委員会、動物実験委員会、組換え DNA 実験安全委員会、防火・防災管理対策委員会、放射線安全管理委員会、公的研究費内部監査委員会、研究活動不正対策委員会、利益相反マネジメント委員会

＜点検・評価機関＞

・自己点検・評価委員会、自己点検 IR 委員会、外部評価委員会

＜教育・研究関係＞

・発明委員会、FD 委員会、教職課程委員会、研究紀要委員会、高大連携教育推進委員会、研究推進委員会

＜環境活動関係＞

・環境マネジメント推進委員会、内部環境監査委員会

＜薬学部関係＞

・薬学部薬剤師国家試験委員会、薬学実務実習委員会、薬学部薬学共用試験委員会、薬学部薬学教育評価委員会

＜保健医療学部関係＞

・保健医療学部教育経費委員会、保健医療学部臨地実習運営委員会

＜付属機関の管理運営関係＞

・実験動物研究施設運営委員会、薬用植物園運営委員会

以上の委員会以外にも付属機関の下部組織として 22 件の委員会を設置し、定期的又は必要に応じて開催している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】平成 26(2014)年第 12 回、第 14 回教授会資料抜粋
（学則改正、教授会規程改正、教授会規程細目改正）

【資料 4-1-2】企画運営会議規程

【資料 4-1-3】組織図

【資料 4-1-4】規程一覧

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

・学長は、大学の意思決定組織の中枢である全学的合意形成組織群に属する全学教授会、企画運営会議、全学連絡調整会議の議長を務めている。

・学長の業務執行を補佐する役割として副学長 3 人を配置しており、それぞれの役割を「総括」「学務」「入試広報・短大部」と明確に分け、大学管理運営面を補佐している。学長の指示により各種委員会、ワーキング・グループ等の長となっているほか、法人の運営協議会のメンバーとなり、法人運営にも参画している。【資料 4-1-5】

・学長の意思決定は、企画運営会議をはじめ、全学教授会・学部教授会や各レベルの会議での審議や調整を経て実行するものであり、学校教育法の改正により教授会の審議事項を改正し、「決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べる」事項と「求めに応じ、意見を述べることができる」事項に区分している。

・学長、副学長と企画運営会議が中心となり、最高意思決定機関として様々な審議事項を決定する。大学の意思決定に関わるプロセスは図 4-1-1 のとおりである。

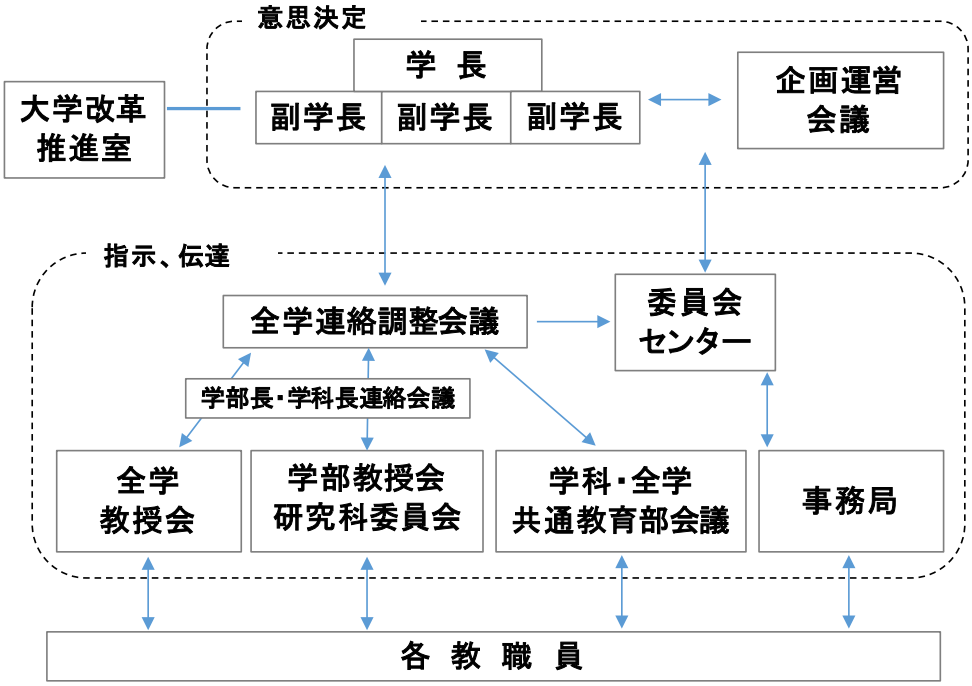

図 4-1-1　意思決定のプロセス

・迅速に改革を進めるためには、各会議のタイミングも重要であり、毎月第 1 週目に各センター、委員会等の会議を開催し、第 2 週目に企画運営会議で審議を行う。状況によっては差し戻しを行い、第 3 週目を意思決定、調整期間として、第 4 週目には決定した事項について全学連絡調整会議を経て、各会議体に振り分けていく。これまで比較的各センターや学科に任されていた各種会議開催のタイミングを、図 4-1-2 に示すとおり開催時期を定めることによって改革のスピードアップを図っている。

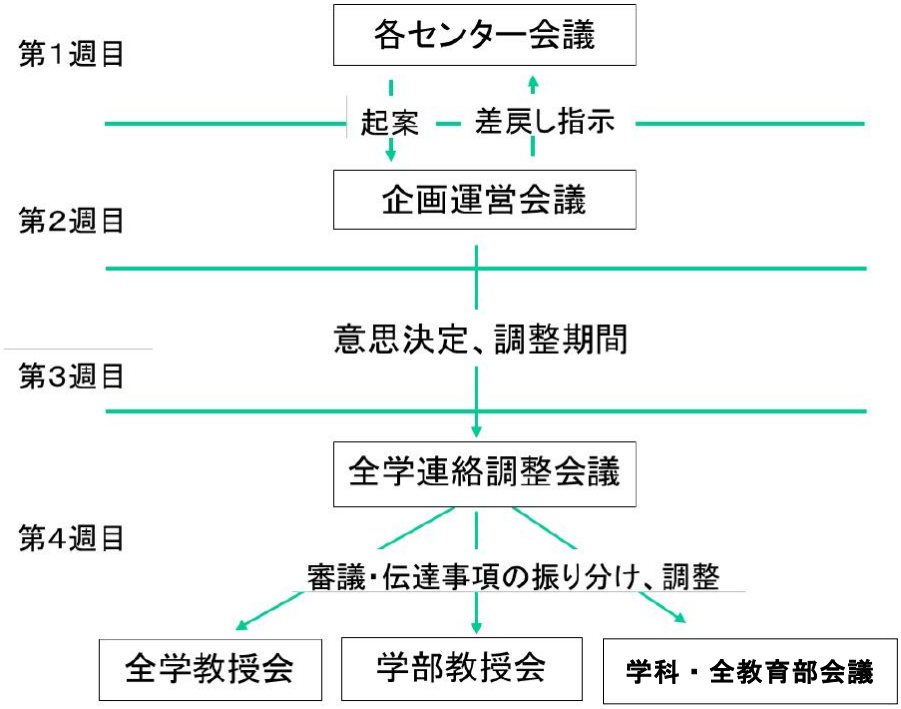

図 4-1-2　各会議の開催時期と意思決定、指示・伝達の流れ

・学長は、大学運営に関する方針を、年度当初の全学 FD・SD 講演会で教職員全員に直接口頭で伝えている。加えて、法人の刊行物の所属長年頭挨拶の書面によって、全教職員に本学の運営方針を伝えている。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

・平成 30(2018)年における「北海道薬科大学」との大学統合及び 4 学部 13 学科体制への改組は、学長のリーダーシップによる全学的合意形成の下で進めた。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-5】平成 30(2018)年度法人発令校務役職者・平成 30(2018)年度学長発令校務役職者

【資料 4-1-6】法人だより（平成 30(2018)年第 1 号）

【資料 4-1-7】平成 30(2018)年度第 2 回全学 FD・SD 講演会の開催について（案内）

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

・学長の諮問機関であり、大学運営に係る重要事項を審議する企画運営会議には、事務局の局長及び部長が参加しており、教学、人事、財務等の様々な観点からの協議を行い、意思決定をしている。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】

・大学改革推進室、各センター、各委員会には、事務職員が構成員として参加しており、主要機関である大学改革推進室、学生支援センター、就職支援センター、入試広報センター、地域連携推進センター、学術情報センターについては、副室長、副センター長に事務職員を配置し、重要な役割を果たしている。

・決定事項の指示、伝達及び確認調整を行うために開催される全学連絡調整会議には、事務局の局長、部長、次長及び課長が参加し、速やかな意思伝達を図っている。【資料 4-1-10】

【エビデンス集・資料編】
【資料 4-1-8】組織規程
【資料 4-1-9】企画運営会議規程
【資料 4-1-10】全学連絡調整会議規程

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）
・事務職員をセンターの副センター長に任命する等、大学運営、教学マネジメントについて、教職協働を進めている。将来的には、センターの役割に応じて、事務職員がセンター長を務める組織体制の構築を検討していく。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4－2 の自己判定
基準項目 4－2 を満たしている。

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
・教員採用・昇格の基準、大学院担当教員の資格基準は規程に定め、厳格に運用している。これらの基準が客観的に見て社会に受け入れられる水準を満たしているかについては、継続して検討し、必要に応じて見直しを図っている。
・大学全体及び各学科における教員数及び教授数は、大学設置基準を満たしている。また、看護学科、理学療法学科、診療放射線学科、義肢装具学科においては、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」「診療放射線技師学校養成所指定規則」「義肢装具士学校養成所指定規則」に定める専任教員を確保している。
・教員採用に関しては、年齢構成を考慮し、経験豊富な教員と若手教員とのバランスを確保するため、長期的採用計画を検討し、その計画に基づいた採用を行って教育・研究力の強化を図っている。
・教員業務・業績の見える化システムを導入し、業務の平準化の観点から、教員の教育負荷・業務負荷について点検している。短期大学部を含め 4 学部 13 学科・1 短大部を有する実学系総合大学を目指すに当たって、多様化した学部における統一的な評価の方法について、その妥当性を継続して検証している。また、教育成果の可視化によるシステムへの取り込みを含め、教育・研究レベルの向上に結びつく運用方法を継続して検討している。【資料 4-2-1】～【資料 4-2-6】
【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】教員の採用及び昇格の選考に関する規程
【資料 4-2-2】教員の採用及び昇格の選考に関する要領
【資料 4-2-3】大学院担当教員選考規程
【資料 4-2-4】大学院工学研究科担当教員資格審査規程
【資料 4-2-5】大学院工学研究科担当教員資格審査に関する申し合わせ
【資料 4-2-6】教員業務･業績の数値化に関する規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

・副学長を委員長とする FD 委員会を、ファカルティ・ディベロップメント規程に基づき組織し、全学、学部、学科、研究科、専攻の各レベルで FD・SD 活動を実施している。実施報告は FD 委員会で集約し、学内情報共有サーバーで共有している。各 FD・SD 活動を全学で合計すると 150 件に上る。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】
・FD 委員会が実施主体となり「授業改善のためのアンケート」を毎年 2 回、学期ごとに実施している。アンケートの結果に対して、担当教員がそれぞれコメントを付すことを義務化しており、コメントはアンケート結果とともに、全学生に公開している。平成 30(2018)年度には教員コメントの添付が専任教員の担当するクラス全体の前期 93.3%、後期 94.7%であった。更にその結果を各学科において点検･評価し、授業改善に役立てている。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】
・全学部学科において「学生 FD 委員」を任命し、授業改善のためのアンケート結果をもとにインタビュー形式で学生の意見を聴取した。授業方法やアンケート制度そのものに対するニーズを聴取でき、貴重な機会となった。【資料 4-2-11】
・全学レベルでの FD は、「全学 FD・SD 講演会」を年に 7～8 回開催しており、テーマに応じて FD・SD を明確に分けている。外部から講師を招聘することも多い。どのテーマであっても対象は全教職員で、毎回平均 150 人が出席している。【資料 4-2-12】
・外部の研修にも積極的に参加を促しており、「教育関係共同利用拠点」に認定されている北海道大学高等教育研修センターの研修には過去 3 年で延べ 86 人が参加している。なお、道内私立大学では最多となっている。【資料 4-2-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-7】ファカルティ・ディベロップメント規程
【資料 4-2-8】平成 30(2018)年度 FD・SD 実施一覧
【資料 4-2-9】平成 30(2018)年度授業改善のためのアンケート実施要領(前期・後期)
【資料 4-2-10】「授業改善のためのアンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書
【資料 4-2-11】平成 30(2018)年度 FD・SD 実施結果報告書（学生 FD への授業アンケートインタビュー）
【資料 4-2-12】平成 30(2018)年度 FD・SD 実施結果報告書（全学 FD・SD 講演会）
【資料 4-2-13】北海道地区 FD・SD 推進協議会総会資料抜粋

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

・教員業務業績の見える化システムにおいて、全学的な統一的評価項目の必要性と、学部、学科の特性を活かした評価項目について、継続的に検証を進める。
・大学統合により、4 学部 13 学科の体制となり、教育分野が拡充されたことに伴い、全学の集合研修だけではなく、それぞれの分野に則した FD や、特定のテーマに基づいた FD をより活性化させていく必要があるため、FD 委員会を中心に企画立案していく。具体的には、シラバスの書き方・点検方法に関する FD や、アクティブ・ラーニングの手法に関する FD などが考えられる。
・新任教員に対しては採用直後に大学運営に関する集合研修を行っているが、最近は実務家教員など教育経験が無いものが教員として採用され、体系的な研修を受けないまま授業に臨んでいるケースが増えているため、新任教員に対する FD も充実させていく。
・特に基本教育科目を中心として非常勤教員への依存率が高くなってきていることから、本学のブランドビジョン、人材養成の目的、三つのポリシーを理解した上で学生の教育に当たってもらう必要があるため、非常勤教員を対象とした FD も検討しなければならない。
・これらの FD 活動は、本学単体では企画・実施が難しいものもあるため、本学も加盟している「北海道地区 FD・SD 推進協議会」や北海道大学高等教育研修センターが提供する研修を大いに活用していきたい。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

・一定期間における勤務実績の達成度、能力の発揮度及び職務の遂行度、習熟度を評価し、人材の育成並びに処遇・配置を適正に反映させることを目的とした人事考課制度を、平成 28(2016)年度から実施し、平成 29(2017)年度前半に評価の集計を行い、平成 29(2017)年度 12 月期末・勤勉手当にて、評価結果を反映させた。【資料 4-3-1】
・SD(Staff Development)については、「スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、事務職員だけではなく、教員及び技術職員に対しても実施している。企画立案については、事務職員向けの SD は事務局総務部人事課、教員向けの SD は、FD

委員会が主に行っているが、学部、学科、センター等においても独自に企画し実施している。【資料 4-3-2】

・事務職員向けの SD としては、「職員月例研修会」「中堅・若手向け職員研修会」「公募による学外研修」「協定大学との相互派遣研修」を実施している。「職員月例研修会」については、1 年間で 8 回程度開催し、外部講師による講演、外部機関で受けた研修の報告、会計基準及び本法人の財務状況の解説、グループディスカッション等を実施した。研修テーマによっては事務職員のみならず教員も参加している。「協定大学との相互研修会」については、北海道大学、東北工業大学、追手門学院大学、早稲田大学、名古屋大学、玉川大学（平成 30(2018)年 11 月）へそれぞれ事務職員を派遣し研修を行っている。【資料 4-3-3】

・事務職員に対しては、SD の一環として、自己研鑽に対する費用の一部助成を行い、大学職員として必要な教養を得るための研修会・学会参加、資格取得及び大学院進学を援助している。【資料 4-3-4】

・法人若しくは大学の運営等に貢献した行為又は功績を表彰する「理事長表彰制度」を制定し、功績者を法人全体で讃えることにより、教職員のやる気を引き出す職場環境をつくり、モチベーション向上を図っている。【資料 4-3-5】

・前田キャンパス内の事務の効率化及びサービスの向上を図るため、平成 28(2016)年 11 月 1 日に、北海道科学大学、北海道科学大学短期大学部及び北海道薬科大学の事務局を統合（大学事務局）し、平成 29(2017)年 4 月 1 日に、法人本部（法人事務局）と大学事務局の統合を実施した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】学校法人北海道科学大学職員の勤務調査に関する規程
【資料 4-3-2】学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程
【資料 4-3-3】SD 実施結果報告書
【資料 4-3-4】学校法人北海道科学大学自己研鑽費助成に関する取扱要領
【資料 4-3-5】学校法人北海道科学大学理事長表彰制度実施要領

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

・SD 活動の体制は整っており、研修会等も実施しているが、研修内容及び方法については、更なる検討が必要である。

・人事考課については実施してから日が浅いため、より適正な評価を行うための制度の点検や見直し、さらに評価者に対する人事考課に関する研修等を常に行っていく必要がある

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

（1）4－4 の自己判定

基準項目 4－4 を満たしている。

（2）4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

・寒地技術と先端技術の基礎並びに応用研究の推進とその成果を産業界に還元するための中核組織かつ地域貢献を総合的に取扱う対外的な窓口として「研究推進・地域連携センター」を設置し、地元の地方自治体や産業界等との連携を図っている。【資料 4-4-1】

・総合大学としてのスケールメリット及び学際領域研究の創出を目的に、学部学科の垣根を越えた全学組織として、平成 27(2015)年 4 月に寒地先端材料研究所、地域社会創生研究所を創設した。更に地域社会との連携をより強化するために、平成 29(2017)年 4 月に地域社会創生研究所を北方地域社会研究所へ改組するとともに、寒地未来生活環境研究所、北の高齢社会アクティブライフ研究所を創設した。【資料 4-4-2】～【資料 4-4-5】

・平成 29(2017)年 4 月には、4 研究所が実施する研究の進捗評価を行う組織「研究推進委員会」を立ち上げるとともに、共同実験棟（R2 棟）の供用を開始し、研究推進・地域連携センター長を委員長とする「共同実験棟（R2 棟）管理運営委員会」にてマネジメントを行っている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

・共同実験棟（R2 棟）には、全自動 X 線分析システム、電子プローブマイクロアナライザー装置、自然雪風洞実験装置といった大型教育研究設備を設置しており、各運営委員会にて管理・運用している。【資料 4-4-8】～【資料 4-4-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】研究推進・地域連携センター規程
【資料 4-4-2】寒地先端材料研究所規程
【資料 4-4-3】北方地域社会研究所規程
【資料 4-4-4】寒地未来生活環境研究所規程
【資料 4-4-5】北の高齢社会アクティブライフ研究所規程
【資料 4-4-6】研究推進委員会規程
【資料 4-4-7】共同実験棟（R2 棟）管理運営委員会内規
【資料 4-4-8】全自動 X 線分析システム運営委員会内規
【資料 4-4-9】電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会内規
【資料 4-4-10】自然雪風洞実験装置運営委員会内規

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

・平成 26(2014)年 8 月 26 日付け文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」並びに平成 19(2007)年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26(2014)年 2 月 18 日改正）」に基づく諸規程を整備するとともに、「公的研

究の不正防止基本計画」及び「公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図」を制定し、HP 上で公表している。【資料 4-4-11】～【資料 4-4-15】

・公的研究費内部監査委員会及び不正防止計画推進部署（研究推進・地域連携センター）主導のもと、公的研究費に係る不正を発生させる要因については、文部科学省 HP に掲載されている「不正使用事案」及び「不正受給事案」により把握し、全教員にメール配信することで、全学的な情報共有と注意喚起を行っている。

・研究者倫理の向上のため、独立行政法人日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics）［eL CoRE］を導入し、全研究者に対して受講を義務付けている。【資料 4-4-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-11】研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程
【資料 4-4-12】公的研究費の管理・監査に関する規程
【資料 4-4-13】公的研究費事務処理手続の基本ルール
【資料 4-4-14】公的研究費の不正防止基本計画
【資料 4-4-15】公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図
【資料 4-4-16】eL CoRE 修了証書

4-4-③　研究活動への資源の配分

・各研究者による活発な研究活動を推進するため、学部学科の垣根を越えた大学横断型研究グループ（異分野協働によるプロジェクトチーム）に対する学内公募型競争的資金制度「競争的研究費」により、独創的・先駆的な研究活動の促進を図っている。【資料 4-4-17】

・文部科学省の平成 29(2017)年度私立大学研究ブランディング事業に、北海道内で「初」かつ「唯一」選定され、「北国生活環境科学拠点～積雪寒冷地域における医社工連携をとおした超高齢社会対応のための技術展開と普及～」をテーマに、北海道ならではの地域的な課題を解決するため、寒冷地の住宅環境の整備、医療用装具の開発、高齢者などの在宅リハビリ支援のためのシステム開発などに取組んでいる。【資料 4-4-18】

・学内研究費配分については、グループ化により効率的かつ質の高い研究を目指すことを目的として、各学科内で研究グループを形成させ、グループ毎の研究業績に応じた研究費配分を行っている。【資料 4-4-19】

・外部資金導入に関する最たるものとして、科研費採択率向上のための取組みを研究推進・地域連携センターを中心に実施している。例年 8 月上旬から 10 月末日まで、科研費申請に係る総合窓口（カケンの窓口）を開設している。カケンの窓口では、採択率向上に向けたセミナーの実施、採択された研究計画調書の閲覧提供、窓口による研究計画調書の査読のほか、科研費審査結果の分析を行っている。【資料 4-4-20】

・受託研究、共同研究及び奨学寄付金の受入拡大を目指し、研究者データベース「ラボサイト」を HP 上で公開している。ラボサイトには、研究者の論文や講演といった研究業績の掲載だけではなく、研究テーマとその概要、研究分野・キーワードなど複数のコンテンツで構成している。また、学部学科という括りだけではなく、研

究分類をカテゴライズしたページの構成や独自検索システムの実装により、ユーザビリティの向上を図っている。【資料 4-4-21】

・論文の掲載数を増やすため、著名な学術団体等が発行する学術雑誌に掲載する場合に、10 万円を上限として論文掲載料及び英文校正料を助成する制度を設けている。【資料 4-4-22】

・研究推進・地域連携センター及び研究支援課において教職共同で研究活動を支援していることにより、外部資金については、獲得件数や金額は増加傾向にある。【資料 4-4-23】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-17】競争的研究費規程

【資料 4-4-18】研究ブランディング事業特設サイト　https://www.hus.ac.jp/brand/

【資料 4-4-19】平成 30(2018)年度第 10 回企画運営会議資料

【資料 4-4-20】カケンの窓口案内

【資料 4-4-21】研究者データベース「ラボサイト」　https://labs.hus.ac.jp/

【資料 4-4-22】論文掲載料等助成取扱要領

【資料 4-4-23】外部資金受入状況

(3) 4－4 の改善・向上方策（将来計画）

・共同実験棟（R2 棟）には、学外との共同研究、寄付講座及び寄付研究部門又は大学横断型の学内研究プロジェクトで使用する期間限定貸与型実験室を設けているが、十分な稼働率とは言い難いため、活用促進に向けた方策の検討が必要である。

・研究倫理については、不正防止計画推進部署（研究推進・地域連携センター）において最新の不正事例の情報収集を行っていく。

・研究活動への人的支援を強化するため、ストラテジック・アライアンスの構築を推進していく。

・学内研究費配分において研究グループによる競争化を図っているが、研究の活性化及び成果との関連性について継続的な評価が必要である。

・外部資金については、獲得件数や金額は増加傾向にあるが、今後も獲得増を図って行く。このため、研究推進・地域連携センターを中心に大学全体で教育と大学運営に関わる校務との兼合いをルール化し、研究の活性化と外部資金の積極的な導入促進のために検討を加えていく。

［基準 4 の自己評価］

・教学マネジメントの機能性については、大学の意思決定と学長の適切なリーダーシップが確立していると判断している。また、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した構築職員の配置と役割の明確化などにより、教学マネジメントの機能性の向上に努めていると判断している。

・教員の配置・職能開発等については、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置に努めており、FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に努めていると判断している。

・職員の研修については、SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。
・研究支援については、研究環境の整備と適切な運営・管理に努めており、研究倫理の確立と厳正な運用をしており、研究活動への資源の配分を行っていると判断している。

基準 5　経営・管理と財務

5－1 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

・本学の設置者である「学校法人北海道科学大学」は、「寄附行為」に掲げる目的を「教育基本法及び学校教育法に従い私立学校及び私立各種学校を設置すること」としている。法人の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営している。また、「北海道科学大学の基本姿勢」を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制を構築し、諸規程を整備して社会の要請に応え得る経営を行っている。【資料 5-1-1】～【資料 5-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】学校法人北海道科学大学寄附行為
【資料 5-1-2】基本姿勢
【資料 5-1-3】ハラスメント対策に関する規程
【資料 5-1-4】個人情報保護規程
【資料 5-1-5】倫理委員会規程
【資料 5-1-6】公的研究費の管理・監査に関する規程
【資料 5-1-7】利益相反マネジメント規程

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

・「学校法人北海道科学大学寄附行為」に規定する最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置し、「理事会」のもとに管理運営に必要な組織として理事長政策室及び事務局を、教育組織として各設置校を置いて、目的達成のための運営体制を整えている。また、理事長政策室及び事務局は各設置校と連携して、将来に向けた中長期計画を策定するとともに、中長期計画に基づく具体的な単年度毎の事業計画を策定している。【資料 5-1-1】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

・本法人全体の将来構想、財政計画及び各設置校の将来構想を検討するために「将来構想検討委員会」を平成 30(2018)年 9 月に設置した。【資料 5-1-10】

・令和 6(2024)年の法人創立 100 周年に向け、100 周年ブランドビジョン「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道 No. 1 の実学系総合大学を実現」、シンボルマーク、スローガン「+Professional」

を策定するとともに、ブランド委員会及びワーキング・グループ(ブランド・アクションプロジェクト)を立ち上げ、ブランドビジョンの実現に向けて活動している。【資料 5-1-11】

・教学体制の再構築の一環として、平成 30(2018)年 4 月に、「北海道科学大学」と「北海道薬科大学」を統合し、4 学部 13 学科に改組するとともに、大学院に薬学研究科臨床薬学専攻、保健医療学研究科看護学専攻、リハビリテーション科学専攻及び医療技術学専攻（修士課程）を開設した。【資料 5-1-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】学校法人北海道科学大学寄附行為
【資料 5-1-8】学校法人北海道科学大学組織図
【資料 5-1-9】学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）
【資料 5-1-10】学校法人北海道科学大学将来構想検討委員会規程
【資料 5-1-11】ブランドアクションブック 2018
【資料 5-1-12】大学総合案内　https://www.hus.ac.jp/info/

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

・環境保全について、21 世紀の人類的課題である地球環境問題への本学の取組みとして「環境マネジメントシステムに関する基本規程」及び関連する諸規程（環境影響評価規程、環境教育・訓練規程、環境情報伝達規程、環境文書・記録管理規程、環境測定業務規程、環境不適合是正予防処置規程、内部環境監査規程）を定めている。【資料 5-1-13】～【資料 5-1-21】

・「環境マネジメントシステムに関する基本規程」に基づき、環境教育の重視と ISO14001 を準用した「EMS（環境マネジメントシステム）」（図 5-1-1）を構築するため、環境アドミニストレータを配置するとともに「環境マネジメント推進委員会」「内部環境監査委員会」を組織し、環境への取り組みについて HP 上で公開している。【資料 5-1-22】

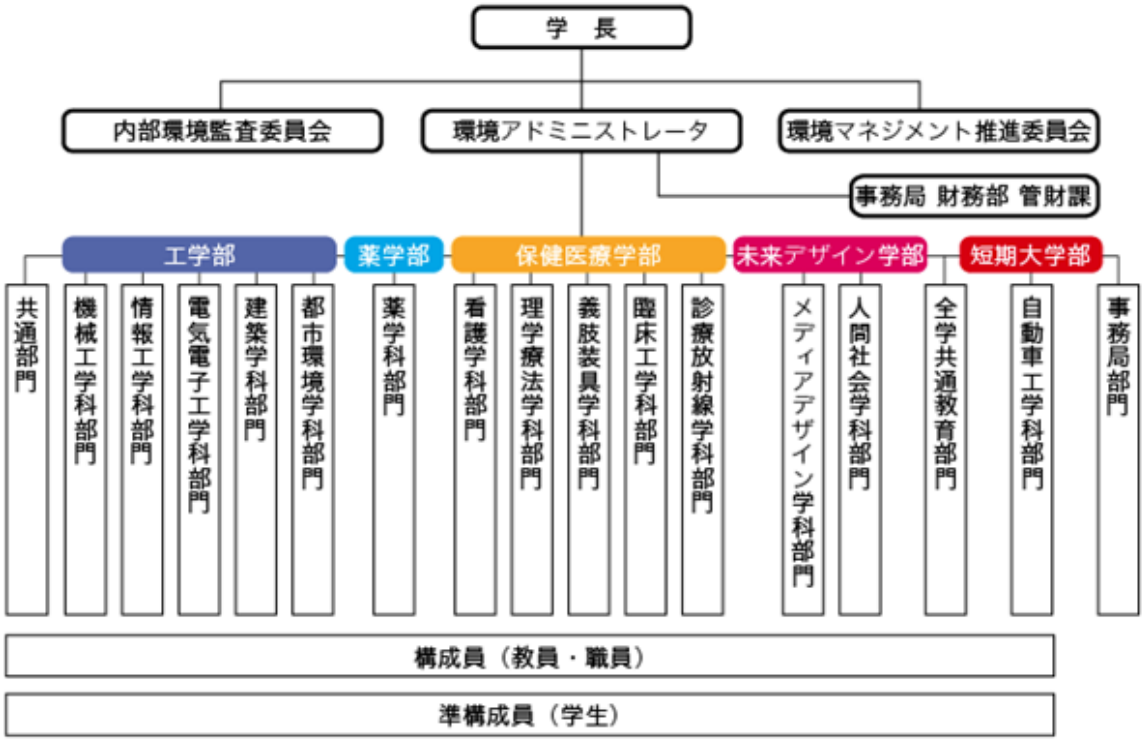

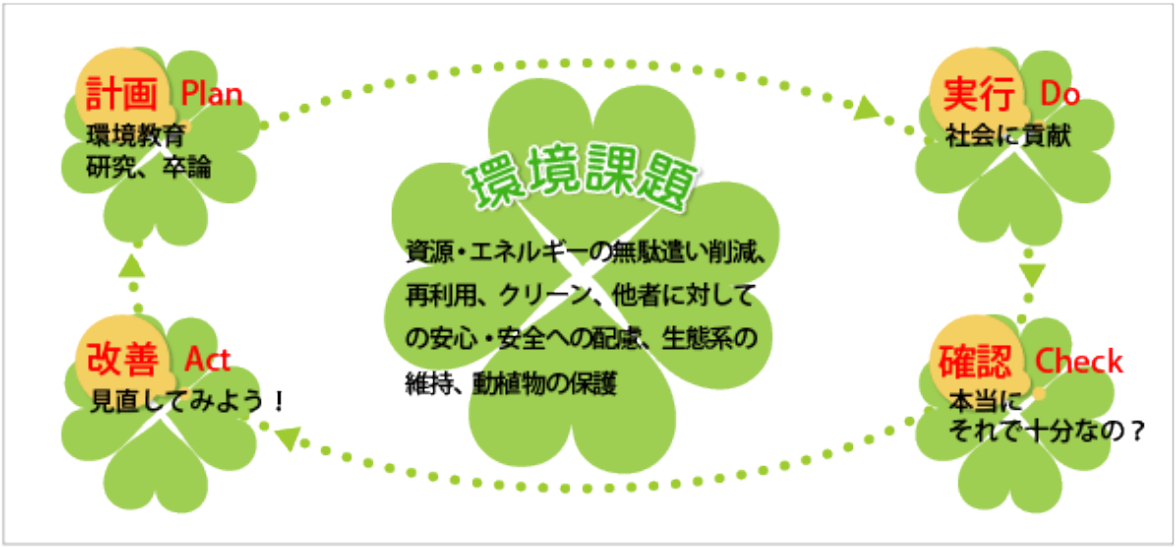

図 5-1-1 本学の EMS

・本学の省エネルギーの取組みである「消費エネルギーモニタリング（見える化）システムを活用した省エネルギー活動の実践」は「平成 23(2011)年度北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰）」を受賞した。また、体育館「HIT ARENA」では、太陽光パネルの設置、地中熱エネルギーを利用した冷暖房システム、薬学部棟（B 棟）内実験動物室では、堆雪場の雪氷エネルギーを利用した地中熱利用空調システム、中央棟（E 棟）では、太陽光パネルの設置、ガスコージェネレーションシステムによる CO_2 排出量の削減を図るなど、地球環境への負担の軽減、循環型社会の実現を目指した施設整備を実践している。また、毎年 FD 委員会と共催で環境

特別講演会（表 5-1-1）を開催している。【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】

表 5-1-1 環境特別講演会 実施状況（直近 5 か年の状況）

年 度	講 師	講 演 題 目
平成 25 (2013)年度	嶋村　和行	「スマートコミュニティーに対応する大学キャンパス」
平成 26 (2014)年度	増田　泰	「北海道の中の世界自然遺産・知床」 ～遺産としての価値と保全のための取組～
平成 27 (2015)年度	木村　恵理	「世界を取り巻く水の環境」 ～途上国の事例から～
平成 28 (2016)年度	鯨岡　史歩	「2020 年のその先を見据えて」 ～環境先進都市を目指す取組～
平成 29 (2017)年度	南川　雅男	「気候・環境・人をつなぐ社会」 ～地球との共生を考える～

・人権については、学生及び教職員の一人ひとりが個人として尊重され、快適な環境のもとで勉学、教育･研究及び職務を遂行することができるよう、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止及び対応について必要なことを定めた「ハラスメント対策に関する規程」を整備している。【資料 5-1-3】
・「ハラスメント対策に関する規程」に基づき「人権委員会」を組織し、その活動内容として、「セクシュアル及びアカデミック・ハラスメント」に関し、「①ハラスメントの発生防止に関する啓発」、「②ハラスメントに関する相談等への対応」及び「③ハラスメントに関する事実の確認、調査及び報告書の作成等」を定めている。これに基づき、「ハラスメントをさせない、しないためのハラスメントガイドライン」のリーフレットを発行し、教職員・学生に配付するなど啓発活動を行い、また、HP 上にガイドラインのページを設け、ハラスメントの具体例や本学としての対応、相談方法などを公表している。また、毎年「人権委員会」主催の講演会（表 5-1-2）を開催している。

表 5-1-2 人権講演会 実施状況（直近 6 か年の状況）

年 度	講 師	講 演 題 目
平成 25 (2013)年度	浜野　了	「ハラスメントについて」 ―セクハラ・パワハラを中心に―
平成 26 (2014)年度	杉中　剛	「配慮すべき学生について」
平成 27 (2015)年度	川北　映輔	ハラスメントの法的責任と限界 ～実務裁判例を中心に～
平成 28 (2016)年度	萩原　拓	発達障害の理解と障害者差別解消法

平成 29 (2017)年度	渡邊　良平	発達障害者の就職支援と雇用状況 発達障害が疑われる学生の就労状況等を理解し、一般就労を促進させる
平成 30 (2018)年度	渡邊　紀子	学生とのコミュニケーションのコツ ～ハラスメントにつながらないよう留意すべきこと～

・個人情報が個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法 13 条のもと、慎重に取扱われるべきであることを認識するとともに、教育機関としての、このような個人情報の性格と重要性を十分に認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念に立脚した「個人情報保護規程」を定めている。【資料 5-1-4】
・「個人情報保護規程」に基づき、「個人情報保護委員会」及び「個人情報苦情対応委員会」を設置しており、ガイダンス等で学生にも周知している。
・安全管理については、防火その他災害対策、施設物品の維持管理、盗難の予防及び環境対策を含む「消防計画」を定め、「防火・防災管理対策委員会」を設置している。また、毎年時期を定めて全学的な消防避難訓練及び防災訓練を実施している。【資料 5-1-25】
・本学の校舎は、設備の点検日や大学入試センター試験期間などを除き通年 24 時間の利用が可能であることから、「平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領」を定め、休日・夜間の正面玄関及び駐車場には警備員を 24 時間配備している。【資料 5-1-26】
・各実験室・ゼミ室には、それぞれの「安全点検マニュアル」を掲示し、万一の事故に備えて被害を最小にとどめるような措置をしている。【資料 5-1-27】
・本学において発生し得る様々な不安全事象（災害、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等）に伴う危機に対し、迅速かつ的確に対処するため「危機管理規程」を策定し、「危機管理委員会」について定めるとともに、緊急時には迅速に「危機対策本部」を設置することとしている。【資料 5-1-28】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-3】ハラスメント対策に関する規程
【資料 5-1-4】個人情報保護規程
【資料 5-1-13】環境への取り組み
https://www.hus.ac.jp/info/activity/environmental.html
【資料 5-1-14】環境マネジメントシステムに関する基本規程
【資料 5-1-15】環境影響評価規程
【資料 5-1-16】環境教育・訓練規程
【資料 5-1-17】環境情報伝達規程
【資料 5-1-18】環境文書・記録管理規程
【資料 5-1-19】環境測定業務規程

【資料 5-1-20】環境不適合是正予防処置規程
【資料 5-1-21】内部環境監査規程
【資料 5-1-22】環境への取り組み
【資料 5-1-23】北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰）
【資料 5-1-24】体育館「HIT ARENA」
【資料 5-1-25】消防計画
【資料 5-1-26】平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領
【資料 5-1-27】安全管理／点検マニュアル（目次）
【資料 5-1-28】危機管理規程

(3) 5－1 の改善・向上方策（将来計画）

・環境活動については現在推進している環境マネジメントシステムの充実を図るとともに、本学において発生し得る様々な危機に迅速に、かつ的確に対処するため危機管理体制の実効性を高め、個別事象に対応する体制の充実・向上に努める。
・社会からの信頼を維持し、確保していくために今後も積極的な情報の公開を進めていく。
・危機管理マニュアルについて、大学としては制定しているが、法人全体の規程及びマニュアルは制定していないため、平成 31(2019)年度からの施行に向けて準備している。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

(2) 5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・理事会は「理事会会議規則」に則り、毎年 3 月、5 月、12 月に開催し、法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。評議員会は「評議員会会議規則」及び「寄附行為」第 19 条に基づいて毎年 3 月、5 月、12 月に開催している。「寄附行為」第 21 条に基づく諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会において決定することとしている。「理事会」「評議員会」は前述の開催以外に審議すべき事案が生じた場合には、理事長の招集により速やかに開催している。平成 29(2017)年度中に開催した理事会の出席率は、97%以上（書面による表決を含む）であり、良好な出席状況のもと適切に運営している。【資料 5-2-1】～【資料 5-2-4】
・法人の議決機関である「理事会」や諮問機関である「評議員会」の運営を円滑に行うため、「寄附行為」第 16 条に基づき「常任理事会」を設置し、重要事項を除き審

議・決定し、その結果を「理事会」に報告している。また、法人の管理運営及び将来計画、その他重要事項の策定に関し、理事長の諮問機関として「運営協議会」を設置し、理事長の諮問事項のほか、「理事会」「評議員会」に諮る重要案件を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行っている。「常任理事会」は、理事長、専務理事、常務理事、常勤の理事で構成し、「常任理事会会議規則」に則り月 2 回開催している。また、理事会から委任される業務決定の権限は「理事会業務委任規程」に規定している。【資料 5-2-5】【資料 5-2-6】

・「寄附行為」第 7 条の 2 に「理事長の命を受けた特定部門の業務を担当し、理事長及び専務理事不在のときは、その業務を代理する者」を定め、常務理事 4 人を配置している。その担当業務は「常務理事の担当業務に関する内規」に規定している。【資料 5-2-7】

・法人の管理運営に関わる役員（理事・監事）と評議員の選任に関しては、「寄附行為」の定めにより、理事 15 人、監事 2 人、評議員 38 人を選任し、理事の中から理事長 1 人、常務理事 4 人を選任するとともに、あらかじめ理事長の職務の代理又は代行する理事を指名している。また、理事の構成員の中には、法人の職員以外に学外からの理事が複数含まれており、監事 2 人もそれぞれ学外有識者から選任している。

・「寄附行為」第 6 条で理事長、第 7 条で専務理事、第 7 条の 2 で常務理事の選任について定めている。また、第 11 条で理事、第 13 条で監事、第 17 条で評議員の選任方法等を表 5-2-1 のとおり定めている。

表 5-2-1 理事、監事、評議員の選任方法

理事（9 人以上 17 人以内）		
	1 号理事	北海道科学大学学長（1 人）
	2 号理事	寄附行為第 17 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号評議員のうちから評議員会において選任された者（2 人以上 5 人以内）
	3 号理事	法人に縁故ある学識経験者又は功労者の中から 1 号・2 号理事の過半数により選任された者（6 人以上 11 人以内）
監事（2 人）		
		法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。
評議員（24 人以上 48 人以内）		
	1 号評議員	法人の職員のうちから選任される者（10 人以上 20 人以内）
	2 号評議員	法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上のうちから選任される者（4 人以上 8 人以内）
	3 号評議員	1 号及び 3 号の理事のうちから選任される者（5 人以上 10 人以内）
	4 号評議員	法人に関係のある学識経験者（5 人以上 10 人以内）

・理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長から各所属長への権限移譲も明確になされていることから、戦略的に意思決定ができる体制は整備できて

いる。【資料 5-2-8】

・学長の選考については、「学長選考規程」で規定している。【資料 5-2-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】学校法人北海道科学大学理事会会議規則
【資料 5-2-2】学校法人北海道科学大学評議員会会議規則
【資料 5-2-3】理事会、評議員会、常任理事会の開催状況
【資料 5-2-4】理事会、評議員会の表決書
【資料 5-2-5】学校法人北海道科学大学常任理事会会議規則
【資料 5-2-6】学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程
【資料 5-2-7】学校法人北海道科学大学常務理事の担当業務に関する内規
【資料 5-2-8】学校法人北海道科学大学理事の担当職務（平成 30(2018)年 5 月 25 日現在）
【資料 5-2-9】学校法人北海道科学大学学長選考規程

(3) 5－2 の改善・向上方策（将来計画）

・法人の役員、理事等の役割を明確に定めており、大学の使命・目的を達成するための管理運営体制は適切に機能している。本学の教育目的達成のために、本学の基本姿勢に基づいたビジョンと中期事業計画に則り、学長の強いリーダーシップのもと「理事会」と連携をとりながら、地域密着型大学として更なる教育研究の水準向上を目指していく。

・高校経営の強化を目的として、1 号理事に高校の校長を加えること、また、法人運営に関して外部の方からより多くの意見を取り入れるため、外部理事である 2 号理事の定員を増やすこと、更に教育の内部質保証の観点から教学監査も重要なため、監事の定員を増やすことを検討する。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

(2) 5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

・法人は、本学のほかに「北海道科学大学短期大学部」「北海道科学大学高等学校」「北海道自動車学校」の計 4 校を設置している。各設置校の連携を密にするため、「常任理事会」「運営協議会」を設置し、十分な意思疎通のもとに管理部門と教学部門間の連携を図っている。

・「運営協議会」は、理事長、専務理事、常務理事、学長、副学長、短期大学部長、校長、副校長、事務室長、事務長、事務局の事務局長、各部長（総務部、学務部、財務部、入試・地域連携部）、理事長政策室長、内部監査室長で構成し、「運営協議会規程」に基づき、月に１回開催を原則としている。【資料 5-3-1】
・理事長政策室長、事務局長、部長、内部監査室長、次長、事務室長、及び事務長による「法人業務会議」（隔週開催）を設置し、定期的に設置校の教育活動状況等について情報の共有化を図っている。【資料 5-3-2】
・大学の管理運営は私立学校法、学校教育法に基づいており、責任者として法人側に理事長、大学側に学長を置いている。法人の管理運営は、「寄附行為」「組織規程」及びこれら規程に基づき定めた関連規程等に則って行っている。
・学長は、寄附行為上、その職制により理事となり、理事会に出席し、また、評議員として評議員会に出席して、法人の意思決定に参画するとともに、大学の責任者として意見を述べることができ、教学に関する事案を協議し、その対応や解決策などに向けて有機的な連携を図っている。
・北海道科学大学の管理運営は学則、大学院学則及びこれら規程に基づき定めた関連規程等に則って行っている。事務部門の管理運営は、「事務組織規程」に則って行っている。【資料 5-3-3】～【資料 5-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】学校法人北海道科学大学運営協議会規程
【資料 5-3-2】学校法人北海道科学大学組織規程
【資料 5-3-3】学則
【資料 5-3-4】大学院学則
【資料 5-3-5】学校法人北海道科学大学事務組織規程

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

・学長のほか、理事である副学長も「理事会」「常任理事会」に出席しており、大学の情報や課題等は「理事会」「常任理事会」に逐次報告され、学外理事を含めた全ての理事が確認している。また、「理事会」「常任理事会」の情報や決定事項等は、学長、副学長を通して学内の「企画運営会議」に報告されており、法人及び大学の管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。
・「監事監査規程」を定め、監事の監査機能について規定している。寄附行為の監事定数は 2 人であり、「監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員、その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。平成 30(2018)年 5 月現在、2 人の外部有識者が非常勤の監事として就任している。監事の任期は 4 年となっている。監事は「理事会」「常任理事会」「評議員会」に出席し、法人の業務の監査等を行っている。また、寄附行為に「この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出すること、理事会に出席して意見を述べること」を定めている。【資料 5-3-6】～【資料 5-3-8】
・評議員の定数は 24 人から 48 人であり、選任区分は、寄附行為により規定している

〔(基準 5-2 表 5-2-1 理事、監事、評議員の選任方法）参照〕。評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で選任され、会の進行等を行っている。平成 30(2018)年 5 月現在の現員は、第 1 号評議員 18 人、第 2 号評議員 7 人、第 3 号評議員 6 人、第 4 号評議員 7 人の合計 38 人であり、任期は 4 年である。平成 29(2017)年度中に開催した評議員会の出席率は 92%（書面による表決を含む）であり、良好な出席状況のもと適切に運営している。【資料 5-3-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-6】学校法人北海道科学大学監事監査規程
【資料 5-3-7】監事による監査報告書
【資料 5-3-8】監事の職務執行状況
【資料 5-3-9】理事会、評議員会、常任理事会の開催状況

(3) 5－3 の改善・向上方策（将来計画）

・管理部門と教学部門との管理運営体制と連携は適切に図られているが、急激な社会情勢の変化や要請に適応するため、理事長のリーダーシップのもと、現行の各組織の不断の点検を継続し、ガバナンスに基づく管理運営体制の整備・充実に向けて、適宜、組織体制や諸規程等の見直しを行い、目的を達成するための機能的な体制づくりを推進していく。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

(2) 5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・施設設備を含めた将来計画については、平成 22(2010)年 9 月に法人全体の計画を大局的に検討する委員会として設置した「将来計画検討委員会」と、その委員会のもとに専門部会を設置して特定事項の審議又は協議を重ね、外部機関からの意見も取入れ、平成 24(2012)年 11 月には「教学体制の再構築計画」と連動した「キャンパス再整備計画マスタープラン」として理事長に答申した。

・平成 25(2013)年 5 月の理事会で承認された「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画について」では、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの 5 年間を第Ⅰ期とし、平成 30(2018)年度からおおよそ 10 年間を第Ⅱ期とする計画を進める予定であったが、平成 26(2014)年 10 月に財務計画の見直しを行い第Ⅰ期計画の終期を 3 か年延長して令和 2(2020)年 11 月に変更、さらに平成 30(2018)年 8 月開

催の常任理事会でその終期を令和 3(2021)年 7 月に再延長した。

・平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 か年で達成すべき「中期目標」と 10 年後のあるべき姿の「長期目標」を掲げ、平成 26(2014)年 10 月の常任理事会において平成 27(2015)年度から 5 か年の「中期事業計画」を策定した。【資料 5-4-1】

・平成 28(2016)年 9 月に開催された理事会では、薬学部設置に伴い寄附行為変更認可申請書を提出することに伴い、令和 5(2023)年度までの予算書が必要となり作成した「中期事業計画及び大学統合に係る財務計画について」が承認されている。【資料 5-4-2】

・平成 30(2018)年 9 月の理事会では、法人全体の将来構想、財政計画及び各設置校の将来構想を検討するために「将来構想検討委員会」の設置が了承され、今後、第Ⅱ期事業計画の策定に向けて検討を行っていく。【資料 5-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）

【資料 5-4-2】財務計画総括表（法人全体）

【資料 5-4-3】学校法人北海道科学大学将来構想検討委員会規程

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

・経常収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入の比率は、全国平均値※1（73.2%）を上回る 84.4%となっている。

・大学運営上の財務指標の一つである教育研究経費比率は、全国平均値※1（32.6%）を上回る 35.5%となっている。人件費比率については、全国平均値※1（51.7%）を下回る 45.8%となっている。

・経常的な収入と支出のバランスを表わす経常収入に対する経常収支差額の割合である経常収支差額比率は、9.8%と全国平均値※1（4.1%）を上回る比率となっている。また、経常収支差額より明確に本業である教育活動の収支バランスを表す教育活動収入計に対する教育活動収支差額の割合である教育活動収支差額比率は、9.2%と全国平均値※1（2.7%）を上回る比率となっている。

・法人全体の固定資産構成比率が全国平均値※2（86.7%）よりもやや高めの 92.7%、かつ、流動資産構成比率が全国平均値※2（13.3%）より低めの 7.3%となっている。前者については、固定資産の中のその他の固定資産（特定資産等）の比率が高くなっていることによるものであり、後者については、現金預金保有額の目安を 30 億円程度としており、それ以外の資金については特定資産として運用益の高い長期預金や公共債等（その他の固定資産）で保有しているためである。

・法人全体の固定負債構成比率が全国平均値※2（7.1%）よりもやや高めの 11.5%となっているが、キャンパス再整備計画の実施に伴い平成 25(2013)年度に市中金融機関から 25 億円、日本私立学校振興・共済事業団から平成 26(2014)年度に 6 億円、平成 27(2015)年度に 8 億円の借り入れを実行したためである。

・繰越収支差額構成比率は、平成 29(2017)年度マイナス 10.2%となっているが、平成 25(2013)年度から「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」の事業開始によるものであり、全国平均値※2（△14.2%）より良好である。

・平成 24(2012)年度には、キャンパス再整備計画に伴う第 2 号基本金の計画的な組入れ並びに奨学基金の創設により第 3 号基本金の組入れを実施し、財務基盤の安定化を図っている。なお、第 2 号基本金については平成 30(2018)年度が最終年度であり既に組み入れを終了した。【資料 5-4-4】
・平成 24(2012)年 4 月に法人の収益事業として「北海道薬科大学附属薬局」を開設して、平成 30(2018)年 4 月の大学統合により「北海道科学大学附属薬局」に名称を変更した。薬局事業は収益事業として運営するとともに、北海道科学大学薬学部の 6 年制教育に必要な実務実習の受入れ施設としても機能している。【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】
・平成 26(2014)年 4 月から教育環境の充実を図ることを目的に「寄付金取扱規程」を定めて、広く一般からも寄付金を募集することとした。平成 29(2017)年に開学 50 周年を迎えることから、記念事業を展開するための寄付金募集を新たに開始し、平成 30(2018)年 3 月までに 1,135 件、約 6,500 万円の寄付を頂いた。【資料 5-4-7】

※1 私学事業団発行の「今日の私学財政」平成 29(2017)年度版における平成 28(2016)年度の事業活動収支計算書(系統区分:複数学部　理工他複数学部　大学部門）の値
※2 私学事業団発行の「今日の私学財政」平成 29(2017)年度版における平成 28(2016)年度の貸借対照表（医歯系大学を除く大学法人）の値

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-4】学校法人北海道科学大学奨学基金規程
【資料 5-4-5】北海道科学大学附属薬局運営委員会規程
【資料 5-4-6】北海道科学大学附属薬局　https://www.hus.ac.jp/pharm/
【資料 5-4-7】学校法人北海道科学大学寄付金取扱規程

【エビデンス集・データ編】

【表 5-5】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）
【表 5-7】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

(3) 5－4 の改善・向上方策（将来計画）

・平成 24(2012)年 12 月には、法人創立 100 周年に向けたブランドビジョンを打ち出し、新しい「学校法人北海道科学大学」像の方向性を示した。その後、複数年にわたる設備投資を行ってきたが、着実に「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」を展開していくために、予算編成基本方針に則った予算編成を行い、厳格な予算執行管理に努め、財務基盤の安定化を図っていく。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①　会計処理の適正な実施

・会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っており、会計処理上での問題点が生じた場合は、随時、公認会計士に確認し、適切な処理を行うよう務めている。また、平成 27(2015)年度からの学校法人会計基準一部改正に対応するため、関係諸規程の改正や会計システムの変更を行い、更に勘定科目の見直しを行った。

①予算編成関係

予算編成においては、中期事業計画をもとに予算編成方針を示し、各設置校はこの予算編成方針に従い、1 月末までに第 1 次予算書を法人本部へ提出する。提出された第 1 次予算書の内容を各設置校とともに内容を精査して、2 月末までに本予算書として取りまとめ、3 月開催の「運営協議会」「常任理事会」「評議員会」「理事会」で承認を得る。3 月末の理事会で承認された予算において、その後、入学者及び就学者の確定により、学生生徒等納付金が大きく減少することが見込まれる場合は、基本的には支出面でも減額の調整をする必要が生じることから、4 月中に予算修正案を作成し、5 月末の「評議員会」「理事会」で再度予算案を諮ることになる。補正予算については、上半期の予算執行状況と事業計画の見直しにより、12 月に実施している。なお、12 月の補正予算確定後、更に補正が必要となる場合は 3 月に最終の補正予算を編成することとなる。平成 30(2018)年度予算については、4 月に入学者及び就学者数調査を行い学生生徒等納付金収入に与える影響は少ないと判断し、予算の修正は行わないこととしたが、その後、遊休資産（土地）の売却が発生したことから、修正予算案を作成して、5 月末の「評議員会」「理事会」で予算案を諮り承認された。

②予算執行関係

平成 30(2018)年度より予算執行上の決裁権限委任基準を見直し、各設置校の内、大学、短大部においては、1 件の支出額が 100 万円未満は課長、500 万円未満は部長、1,000 万円未満は学長、3,000 万円未満は常務理事（人事・財務担当）、3,000 万円以上は理事長の承認を得ることに変更し、業務の効率化を図っている（旅費交通費、研究費等、勘定科目によっては、金額の多寡にかかわらず各設置校の長に権限が委譲されているものも一部ある）。したがって、1 件の支出額が 1,000 万円未満のものについては、学内の決裁により執行することが可能となっているが、必要性や価格等については厳正に精査し、原則として 10 万円以上の物品調達等は 3 者の見積り合わせをするなど適正な手続きを経ている。また、予算外項目の執行については原則として認めていないが、止むを得ない事情と判断した場合のみ、所定の手続きにより執行を認めている。

③経理関係規程

経理に関する基準や具体的な事務処理要領については、「経理規程」「予算執行規程」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産会計要領」「調達規程」を定めている。【資料 5-5-1】～【資料 5-5-6】

【エビデンス集・資料編】
【資料 5-5-1】学校法人北海道科学大学経理規程
【資料 5-5-2】学校法人北海道科学大学予算執行規程
【資料 5-5-3】学校法人北海道科学大学固定資産及び物品管理規程
【資料 5-5-4】学校法人北海道科学大学固定資産会計要領
【資料 5-5-5】学校法人北海道科学大学調達規程
【資料 5-5-6】教育研究経費及び管理経費勘定科目一覧表

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

・監査については、次のとおり、監事、公認会計士及び内部監査室により適正に行われている。

①監事による監査

例年、11 月と翌年の 5 月の 2 回にわたり、法人及び各設置校における予算の執行状況等、会計処理の適正性について監査を実施しており、同時に法令、寄附行為、法人内諸規則等に照らしての理事の業務執行状況及び事業計画等の進捗状況についてもその適合性・適正性について監査を実施している。平成 29(2017)年度会計に関する監査状況は、表 5-5-1 のとおりである。【資料 5-5-7】

表 5-5-1 平成 29(2017)年度会計に関する監事による監査状況（法人資料）

実施日	監査内容	監査の状況
平成 29(2017)年 11 月 8 日 11 月 9 日 11 月 10 日 30(2018)年 5 月 18 日	財産状況の監査	法人と各設置校における予算の執行状況及び取引業者の選定と契約内容の適正性、財産の管理状況の妥当性、資産・負債の含み損益把握の適切性、基本金の適正性、収入・支出超過等の把握と中長期的視点に立った財務状況の健全性及び収益事業の決算について監査を実施した。 （監査結果） 関係理事と関係職員立会いのもとで監査を実施した結果、適正に処理、執行していることが確認された。 （公認会計士との連携の状況） 公認会計士の監査状況について、平成 30(2018)年 5 月 18 日に公認会計士から監査結果の概要について報告を受けている。

②公認会計士による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査は、中間監査及び期末監査として、法人本部において、4～5 日間、1 日 6～7 人により、資産関係の取得等に係る稟議書、「理事会」「評議員会」の議事録、収支に係る証憑等の確認、基本金台帳、固定資産明細表、財産目録等の監査を実施している。また、実地監査では、先に実施した中間監査の情報を基に資産関係の現物確認、外部資金等（委託研究）受入・執行状況、勤怠等についての監査を実施している。更に、期末現金・預金監査では、会計年度終了時点（3 月末日）での現金確認、預金証書等の現物確認や、各銀行から取り寄せた残高証明との照合等の監査を実施している。平成 29(2017)年度会計に関する監査状況は、表 5-5-2 のとおりである。

表 5-5-2 平成 29(2017)年度会計に関する公認会計士による監査状況

実　　施　　日	人　数	内　　容
平成 29(2017)年 11 月 14 日～17 日	延べ 19 人	中間監査
平成 30(2018)年 2 月 22 日～23 日	5 人	実地監査
平成 30(2018)年 4 月 13 日	1 人	期末現金・預金監査
平成 30(2018)年 5 月 14 日～18 日	延べ 31 人	期末監査

③内部監査室による監査

業務・会計処理等の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、主として内部統制の観点から業務監査、会計監査等を実施している。監査の実施については、監事及び公認会計士と情報交換を行うなど、三様監査の連携を図るとともに、監査対象部局への事前調査の結果を踏まえて実地監査を実施している。その結果、業務処理等における内部統制上に重大な不備、欠陥、誤謬等はなく、業務を適正に執行していることが確認されている。【資料 5-5-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-7】監事による監査報告書

【資料 5-5-8】学校法人北海道科学大学内部監査規程

(3) 5－5 の改善・向上方策（将来計画）

・「学校法人会計基準」「学校法人北海道科学大学経理規程」及びその他関連する諸規程に則り引き続き適切に会計処理を行うとともに、監事・公認会計士・内部監査室が連携した三様監査体制のもと、より一層厳格な業務処理・会計処理を目指していく。

[基準 5 の自己評価]

・経営の規律と誠実性については、その維持に努めており、使命・目的の実現への継続的努力、及び環境保全、人権、安全への配慮を行っていると判断している。

・理事会の機能については、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備できていると判断している。

・管理運営の円滑化と相互チェックについては、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化に努めており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性を保持していると判断している。

・財務基盤と収支については、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保をしていると判断している。

・会計については、会計処理の適正な実施、並びに会計監査の体制整備と厳正な実施をしていると判断している。

基準 6　内部質保証

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

・本学では、内部質保証を含む自己点検・評価及び認証評価機関による評価のための統括的組織として、自己点検・評価委員会を置いている。【資料 6-1-1】

・自己点検・評価委員会の下部組織として自己点検 IR 委員会を置き、学科、専攻、及び学内部署の自己点検・評価結果を集約するとともに、教学 IR に関するデータの整理分析を行っている。【資料 6-1-2】

・内部質保証のための責任体制に関しては、学科、専攻、及び学内部署が各自で質保証に対する責任を負うが、全学的な内部質保証の責任は自己点検・評価委員会が負う体制である。

・大学運営に関しては、「Double PDCA Cyclic Loops」に基づき、毎年、学内部署で自己点検・評価を行っており、その結果を「自己点検・評価レポート」として自己点検・評価委員会が全学的に集約して自己点検・評価し、結果を学内公開している。また、原則 3 年毎に自己点検・評価結果を「自己点検・評価報告書」として学外に公開するよう規程化している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-3】

・教育に関しては、「教育目的の達成状況とフィードバックの体制」に基づき、毎年、学科及び専攻がカリキュラム点検・シラバス点検を行ってきた。カリキュラム点検・シラバス点検の結果は「学科教育自己点検レポート」として自己点検・評価委員会が全学的に集約し、自己点検・評価を行っている。【資料 6-1-4】

・「教育目的の達成状況とフィードバックの体制」を発展させるかたちで「三つのポリシーと学修成果の評価に関する方針」（アセスメント・ポリシー）を策定し、平成 30(2018)年度よりこれに沿う評価手段で学科教育点検会議を行っている。【資料 6-1-5】

・これらの全学的な自己点検・評価を従前以上に機能させるために、平成 29(2017)年度より自己点検・評価委員会を原則四半期に一回の定例開催としている。【資料 6-1-6】

・北海道薬科大学との統合（薬学部設置）を契機に、全学的な点検評価機能の明確化、及び機関別認証評価第 3 クールの評価基準に準拠するため、平成 30(2018)年度より自己点検・評価規程を改定した。【資料 6-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】自己点検・評価規程

【資料 6-1-2】自己点検 IR 委員会規程

【資料 6-1-3】平成 29(2017)年度自己点検・評価レポート
【資料 6-1-4】平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート
【資料 6-1-5】アセスメント・ポリシー
【資料 6-1-6】自己点検・評価委員会議事録

(3) 6－1 の改善・向上方策（将来計画）

・機関別認証評価第 3 クールの基準に明記されたように、自己点検・評価の活動を内部質保証の確立に繋げていくことが今後の重要な課題である。本学では、既に教育に関する内部質保証を目指したアセスメント・ポリシーを策定している。一方で、大学運営を含めた全学的内部質保証については、「Double PDCA Cyclic Loops」に基づく自己点検・評価の仕組みは確立しているものの、その方針は明文化していない。例えば大学基準協会の定義「PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」などを参考にして、内部質保証の確立を目指した本学の方針を策定する。
・教職協働に関する独自の自己点検・評価基準の導入が求められている点などを考慮して、「Double PDCA Cyclic Loops」に基づく現在の自己点検・評価体制を発展的に改良するとともに大学運営の改善・向上に繋がる点検評価基準の検討を行う。
・今年度はアセスメント・ポリシーに盛り込まれた学修成果の評価手段のうち、現在利用可能な資料を用いて評価を行った。今後必要となる評価手段について実施準備を進め、アセスメント・ポリシーに則った教育に関する質保証の確立を目指す。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価
6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

(2) 6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・過去に実施した自己点検・評価の結果、及び機関別認証評価受審結果については、大学名称変更以前の北海道工業大学のもの、及び大学統合以前の北海道薬科大学のものを含めて、大学ホームページ上の「大学評価」に集約して公開している。【資料 6-2-1】
・平成 27(2015)年度の機関別認証評価受審の際に指摘された「改善を要する点」に加え、事前質問及び実地調査時の質問内容を集約し、これら指摘に対する履行状況と改善・向上方策に対する取り組みを学内各部書が毎年点検し、次年度に向けた改善・

向上方策を策定する形で自己点検・評価を行っている。その結果を「自己点検・評価レポート」として全学的に集約し自己点検・評価委員会が点検を行い、レポートを学内に公開している。【資料 6-2-2】

・平成 30(2018)年度には、規程に従い、これらの 3 年間の自己点検・評価の内容をまとめて「自己点検・評価報告書」を作成し公開する。

・平成 30(2018)年度より、機関別認証評価第 3 クールの基準に沿って自己点検・評価を行うこととした。その結果である本報告書も第 3 クールの基準に沿って作成している。【資料 6-2-3】

・平成 29(2017)年度の各学科の教育に関する自己点検・評価として、7～9 月にカリキュラムに関する点検会議を行い、12～1 月にかけては新旧両方のカリキュラムに関するシラバス点検会議を行い、その結果を「学科教育自己点検レポート」として全学的に集約・点検した。その結果を各学科に共通設問と学科個別設問の形でフィードバックし、3 月にはその結果を各学科の学科長が報告する「総括報告会」を実施した。「学科教育自己点検レポート」の集約結果は 3 月末に学内公開した。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

・平成 30(2018)年度には、アセスメント・ポリシーに沿う評価手段を用いて、三つのポリシーとカリキュラムに関する点検会議を行っている。今年度もその結果を各学科にフィードバックする総括報告会を実施した。【資料 6-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】「大学評価」https://www.hus.ac.jp/info/activity/evaluation.html
【資料 6-2-2】平成 29(2017)年度自己点検・評価レポート
【資料 6-2-3】平成 30(2018)年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録
【資料 6-2-4】平成 29(2017)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
【資料 6-2-5】平成 29(2017)年度学科教育自己点検レポート
【資料 6-2-6】平成 30(2018)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

・自己点検 IR 委員会は、協調分散型の教学 IR を行う部署として、学生の能力伸長など教育効果の可視化に取り組む業務を行っている。例えば、学科教育自己点検会議の資料となる教育目的達成度調査の実施と集計結果の提供のほか、大学 IR コンソーシアム学生調査、及び PROG（汎用的技能測定試験）を実施し、結果を学内に提供している。また、7 月の PF 個別面談時に学生に提示する教育目的達成度の自己評価結果、及び修得単位の積み上げから導かれる DP（ディプロマ・ポリシー）の達成状況を可視化した資料を CDSS（キャリアデザインサポートシステム）上に提供している。【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

・平成 29(2017)年度は平成 26(2014)年度に開設した学科の完成年度にあたるため、教育目的の達成状況を簡潔に自己評価させる卒業予定の 4 年次向け学生調査をブランド委員会と連携して平成 30(2018)年 2 月に実施した。

・平成 30(2018)年度の北海道薬科大学との統合（薬学部設置）を契機に、これまで重複のあった学生調査や外部試験の整理統合を行った。具体的には全学年で実施していた学生生活アンケートと 1 年次と 3 年次に実施していた大学 IR コンソーシアム学生調査を統合し、全学年で実施することとした。また、3 年次に実施していた社会人基礎力調査を廃止して PROG に一本化することとした。【資料 6-2-9】
・これらの教学 IR 活動の集計結果については、自己点検 IR 委員を通して各学科に周知するとともに、学内情報共有サーバー上で公開している。また、四半期に一度開催される自己点検・評価委員会の審議内容に応じ、委員会にて報告検討を行っている。さらに平成 29(2017)年 6 月には全学 FD・SD 講演会の形で学内向けに報告を行っている。【資料 6-2-10】
・学内の膨大なデータの一元化は未だ出来ていないが、それに向けた第一歩として、学内情報共有サーバー上で調査別に学内共有されていた教学 IR データを一ヶ所に集約し、「学科教育自己点検会議」用資料として学内公開することとした。【資料 6-2-11】
・学修成果及び学習活動の可視化と公開に対する取り組みとして、学生生活アンケート（大学 IR コンソーシアム学生調査）結果のうち、1 週間の学習時間に関する集計結果を公開した。【資料 6-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-7】平成 30(2018)年度第 1 回自己点検 IR 委員会議事録
【資料 6-2-8】キャリアデザインサポートシステム
【資料 6-2-9】平成 29(2017)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録
【資料 6-2-10】平成 29(2017)年度全学 FD・SD 講演会資料
【資料 6-2-11】平成 30(2018)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録
【資料 6-2-12】「情報公開」　https://www.hus.ac.jp/public-info/

(3) 6－2 の改善・向上方策（将来計画）

・学内に点在する膨大なデータの一元化には未だ遠い状況であり、今後の大きな課題である。また経営 IR との連携や IR 専従職員の配置など、今後の IR 体制については継続的な検討が必要な状況である。
・自己点検・評価活動、及び教学 IR 活動に関するダイジェスト版の発行については、平成 30(2018)年度には実現できない見込みであるが、平成 31(2019)年度には電子媒体での発行を行う予定である。
・外部評価委員会については、今のところ主な評価項目及び実施時期が決定していない。本報告書の内容を鑑み外部評価の評価項目をすみやかに設定するとともに、次回認証評価受審の時期を勘案しながら外部評価委員会の実施時期を決定する。
・本学のアセスメント・ポリシーは三つのポリシーの妥当性の評価を含むポリシーであるため、その評価には入学から卒業までの教学データや学生調査結果等が必要となる。これら学修成果の評価を大学全体や学科単位で行うだけではなく、学生個々について行うことを試行し、教学 IR に少しずつエンロールメント・マネジメントの要素を取り込んでいく検討を行う。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定

基準項目 6－3 を満たしている。

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

・平成 27(2015)年度から始動した「教育目的達成状況把握とフィードバックの体制」に基づき､教育目的達成度調査を実施し､各学科においてカリキュラム点検を行い、この結果の全学的な集約点検を自己点検･評価委員会にて 3 年継続して行った｡【資料 6-3-1】

・教育の内部質保証の確立に向けて、この体制を発展させる形で三つのポリシーと学修成果の評価を行う方針として、平成 29(2017)年度にアセスメント・ポリシーを策定し、平成 30(2018)年度より運用を始めた。【資料 6-3-2】

・平成 29(2017)年度には平成 26(2014)年度に開設した学科が完成し、平成 30(2018)年度からはガイドラインに沿った新 3 ポリシーに基づく教学体制に移行した。新 3 ポリシー策定及びカリキュラム改編の際には過去 3 年間のカリキュラム点検の反省点をフィードバックし、新 3 ポリシーを従前より明確な構成や文言に改めるとともに、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の評価を行うことを前提として、新カリキュラムを策定し、シラバスの書式を変更するなどの教務システムの変更を行った。【資料 6-3-3】

・平成 29(2017)年度の学科教育自己点検結果（カリキュラム点検）の全学的な集約・点検の際に自己点検・評価委員会で指摘された事項を各学科にフィードバックすることを目的として､平成 30(2018)年 3 月に学科長による学科教育総括報告会を実施した。【資料 6-3-4】

・平成 30(2018)年度には、アセスメント・ポリシーに則り、現状で評価可能な手段を用いて 3 ポリシーとカリキュラムに関する点検会議を行った。例えば、完成後初めての卒業生の進路（内定状況、国家試験合格率）状況を含めた総括的な自己点検の視点を、学科教育自己点検会議の検討内容に追加した。【資料 6-3-5】

・これまで 3 年間行った学科教育自己点検における反省点として、学科ごとに評価の視点や手段に関しての検討内容や報告内容が異なる点などがあったため、平成 30(2018)年度の学科教育自己点検会議の実施においては、点検項目や評価の視点並びに評価資料の指示が明確になるよう、学科教育自己点検レポートの構成や文言を整備した。【資料 6-3-5】

・北海道薬科大学との統合後（薬学部設置後)、平成 30(2018)年度の学科教育自己点検会議は薬学部としては初の実施となるため、学修成果を評価する調査資料が年次

進行で整うまでの期間は、一部薬学部独自の内容で点検評価を行うことになった。【資料 6-3-5】

・全学共通教育部では、学科教育自己点検会議に相当する基本教育科目に関する自己点検・評価が組織単位では行われていなかったため、平成 30(2018)年度に初めて全学共通教育部としての自己点検を実施した。【資料 6-3-5】

・各学科の教育に関する自己点検・評価を全学的に集約し、各学科にフィードバックする活動は平成 30(2018)年度以降も継続する。【資料 6-3-6】

・平成 30(2018)年度には、本報告書の作成に向けて三つのポリシーをふまえた自己点検・評価に本学教職員以外の意見を取り入れるため、本学学生（各学部学科から代表者を選出）から本学の施設面に関係する内容についての聞き取り調査を行った。【資料 6-3-7】

・本学は改組・改編を継続して行っており、平成 30(2018)年度現在は薬学部、薬学研究科臨床薬学専攻、保健医療学研究科看護学専攻、リハビリテーション科学専攻、医療技術学専攻、工学研究科工学専攻が設置計画履行中となっている。文科省の設置計画履行状況調査には誠実に対応しており、特段の意見・指摘は無い。【資料 6-3-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】平成 29(2017)年度学科教育自己点検レポート
【資料 6-3-2】アセスメント・ポリシー
【資料 6-3-3】平成 29(2017)年度 3 ポリシー見直しカリキュラム改編委員会議事録
【資料 6-3-4】平成 29(2017)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
【資料 6-3-5】平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート
【資料 6-3-6】平成 30(2018)年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録
【資料 6-3-7】「3 つのポリシーをふまえた点検・評価」に関する学生インタビュー
【資料 6-3-8】設置認可・届出書・設置計画履行状況報告書
https://www.hus.ac.jp/info/activity/advisory.html

(3) 6－3 の改善・向上方策（将来計画）

・自己点検・評価における本学独自の内容、例えば教職協働に関する内容や、研究業績に関する内容などについて、独自基準の設定とそれに基づく点検・評価の実施を検討する。更に、大学の理念実現に向けて策定された中長期的計画を踏まえた大学運営の改善・向上に繋がる独自基準も検討し、教育面を含めた大学運営全体での内部質保証の確立を目指す。

・アセスメント・ポリシーに則った三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルを実質化していくために、三つのポリシーに関する全学的な点検評価を自己点検・評価委員会の年次計画として組み込み、年度初めにスケジュールを各学科に周知できるよう準備を進める。さらに、翌年度のカリキュラム改善に間に合わせることができるようなスケジュールと点検内容を検討する。

・アセスメント・ポリシーに盛り込まれた評価手段のうち、未だ整備されていない調査や資料について準備を進める。まず、長期ルーブリックの検討と整備を進めるほか、全学的な卒業生調査とともに各学科固有の卒業生調査についても検討を進める。

さらに、各学科各専攻分野固有の学修成果の標準的な水準設定を導入する検討を依頼し、専攻分野における総括的なコンピテンシー評価、並びに卒業生の活躍や社会からの要請を反映した DP の点検について、実現すべく準備を行う。

・「教育の充実と学生の学習成果の向上」を実現していくため、PDCA サイクルの (A) として、本学の内部質保証のプロセスが適切なのかどうかを判断し、修正（Adjustment)を行う体制を検討する。さらに、内部質保証の活動が中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上に反映できる体制を検討する。

・IR 機能強化のために、まず将来の IR に関するグランドデザインを検討し、これを踏まえた IR データの一元化やデータベース化、さらにクラウド化などを視野に入れた検討を行う。これらの機能強化に伴う業務量拡大に対応するために、IR 担当組織については現行の委員会形式から部署化の検討を行う。

［基準 6 の自己評価］

・内部質保証のための組織と責任体制は整備されつつあると判断しているが、自己点検・評価を目的とした従来の体制を発展的に強化する検討を今後も継続する必要があると考えている。

・教育に関する内部質保証のための学部、学科、研究科等の PDCA サイクルの仕組みについては確立していると判断しており、今後は機能性を高めていくことが課題だと考えている。一方、大学運営を含む内部質保証に向けては、従来の「Double PDCA Cyclic Loops」を発展的に拡充し、中長期計画を踏まえた大学運営の改善・向上につがなる仕組みにしていく検討が必要であると考えている。

・内部質保証に向けた自主的・自律的な自己点検・評価を実施しその結果の共有を行っていると判断している。これまで IR などを活用した調査・データの収集と分析は教育に関するものが主であったため、今後は大学運営の改善・向上につがなるデータ活用を強化することも必要であると考えている。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A．社会連携

A－1　社会連携

A-1-①　他大学との連携、青少年に対する科学教育への貢献、地域連携・交流

(1) A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

(2) A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・道内各地域の教育委員会及び同窓会の協力を得て、小学生を対象とした青少年公開講座を開催している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

・札幌市手稲区唯一の大学として、平成 20(2008)年 3 月に手稲区、本学並びに手稲区連合町内会連絡協議会の三者で「地域連携協定」を締結し、地域連携に積極的に貢献している。本学は、「ていね夏あかり」等の地域行事に継続的に貢献している。

・平成 25(2013)年 3月に「手稲区連合町内会・北海道工業大学（現：北海道科学大学）・手稲区による防災連携協定」を締結し、三者の連携を更に強化した。

・地域連携協定は、北海道、手稲区、小樽市、網走市、幕別町、上富良野町、新ひだか町、猿払村と締結しており、今後、北海道内や寒冷地における地域活性化のための本学の役割が期待される。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】猿払村での公開講座実施結果

【資料 A-1-2】幕別町での公開講座実施結果

［他大学等との連携］

・東北工業大学（仙台市）とは学生のスポーツの対抗戦を実施してきたが、平成 23(2011)年度以降は両大学の教職員の交流を図ることとし、相互に FD 研修会の講師の派遣を行っており、平成 25(2013)年度は両大学の発展に資することを目的として、教職員・学生の交流を通じて相互の知見の理解と教育・研究に関して連携し協力し合うために「連携協定」を締結した。この協定に基づき、平成 25(2013)年 11 月に本学から東北工業大学へ職員を派遣し、同年 12 月には東北工業大学から本学へ職員が派遣され、それぞれ SD 研修を行った。平成 29(2017)年度は東北工業大学教員が本学において FD 研修会の講師を努めた。【資料 A-1-3】

・室蘭工業大学（室蘭市）が主幹校である COC+事業（地方創成推進事業）が 4 年目を迎え、具体的な成果が出てきている。本学と同様に COC+事業に参画している道内 4 高専と共に北海道総合研究機構工業試験場における研究交流会を開催した。COC+事業としては、札幌市青少年科学館で開催した実験ブース、道内企業見学バスツアー、ビジネス展示会の見学、中小企業との交流会などを実施している。【資料 A-1-4】

・天使大学（札幌市）とは平成20(2008)年より連携協定を締結し、年に5回程度の連

携講座を実施している。それぞれの大学を会場とし、道民カレッジとも連携し、実施している。【資料A-1-5】

・酪農学園大学（江別市）とは、前田憲太郎准教授が畜舎の鋼材の腐食についての共同研究を、松原裕幸助教が、犬の義足について共同研究を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-3】本学と東北工業大学との教育・研究等に関する包括連携協定書

【資料 A-1-4】本学と函館工業高等専門学校・苫小牧工業高等専門学校・釧路工業高等専門学校・旭川工業高等専門学校との教育・研究等に関する包括連携協定書

【資料 A-1-5】天使大学との公開講座実施結果

［青少年に対する科学教育への貢献］

・札幌市との連携事業として、札幌市青少年科学館において、科学の理論を体験できる「科学“大”実験」を開催した。そのほか平成 30(2018)年度は、「わくわく・どきどきサイエンスキッズ～LED ミニランプ作り～」（小学生向け）、「フォトミンを作ろう（猿払村）、「世界にひとつしかないイライラ棒を作って遊んでみよう！」（幕別町）を実施した。また、北海道地域における理系人材育成と啓発活動のための研究をテーマに持つ北方地域社会研究所が、継続的に小中学生向け講座を開催している。【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

・平成 30(2018)年 9 月 30 日の大学祭に合わせ、「親子のための体験薬剤師」を開催し、中学生 21 人と家族 22 人の合計 43 人が参加した。何故薬剤師が必要なのか、薬の種類はどれくらいあるのかなどを学び、「模擬調剤体験」で、実際に薬局で使用している機器を使い、薬剤師の調剤業務を体験、ミニ講座「飲んだくすりはどこへ行くの？～くすりの生体内運命～」では、薬を必要な部位に必要な量だけ届けるドラッグデリバリーシステムといった最先端の研究について説明した。【資料 A-1-8】

・日本学術振興会からの委託を受け、現在活躍している研究者が大学等での最先端の研究成果を小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介し、見る・聞く・触れることで科学の興味深さやおもしろさを感じてもらう事を目的として、本学では平成 30(2018)年 8 月 5 日（日）に小学 5・6 年生 32 名が参加し、「人工知能 AI でロボットを進化させて模擬レースに参加しよう」のテーマで開催した。【資料 A-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-6】科学”大”実験チラシ

【資料 A-1-7】青少年公開講座の開催実績

【資料 A-1-8】親子のための体験薬剤師の開催実績

【資料 A-1-9】ひらめき☆ときめきサイエンス開催実績

［地域連携・交流］

・平成 30(2018)年度は、例年どおり、「手稲ぱわふる☆きっずらんど」「手稲タンケンツアー」「前田まちのお宝探検隊」の手稲区関係イベントにキャンパスを会場として

提供している。また、「ていね夏あかり」の企画・運営・準備等への教員と学生の参画も継続している。開学 50 周年を記念し企画されたキャンパスイルミネーションは、冬のイベントとして手稲区との共催事業となり、多くの手稲区住民が来学した。

・平成 30(2018)年は北海道 150 年事業として、本学で「次の 150 年を見据えて、若手行政マンサミット」を 8 月に開催した。このサミットには、本学が連携協定を締結している自治体（北海道、手稲区、小樽市、網走市、幕別町、上富良野町、新ひだか町、猿払村）と北海道立総合研究機構から関係者を招き、基調講演、シンポジウムを実施し、120 人の方が参加した。

・北海道 150 年事業として、本学で「北海道科学大学博物館」を開催した。「私たちが住んでいる積雪寒冷地『北海道』の歴史や暮らしについて学んでみよう」をテーマに、この夏初開催したもので、札幌市厚別区の北海道博物館から借りた積雪寒冷地をテーマとした約 60 点の収蔵品をはじめ様々な展示を行い、664 人の方が来場した。

・看護学科・理学療法学科が連携して実施する「高齢者元気サポート！」が 4 年目となり、地域の健康関連イベントとして完全に定着した。65 歳以上の高齢者の血圧、運動機能等の健康情報の測定及びデータ蓄積と、講演等による健康情報の提供を組み合わせたイベントで、年 2 回実施している。近隣の住民を中心とした毎回 100 人前後の参加者のうち、70 人程度は継続参加者であり、しっかりと地域に根付いていると言える。

・「介護予防センター前田」との共催事業、連携協定先の手稲区、網走市、上富良野町及び幕別町の高齢者大学への講師派遣は、薬学部、保健医療学部の教員が担い、地域のニーズに応えている。

・手稲消防署より依頼を受け、手稲区内を走る郵便配達車に貼付する防火啓発ステッカーのデザインを、メディアデザイン学科 4 年次の学生が担当した。

・平成 31(2019)年に区制 30 年を迎える札幌市手稲区の「区制 30 年記念ロゴマーク」のデザインを、メディアデザイン学科学生を中心に手がけた。学内でロゴマーク 3 案を作成し、その中の 1 案がロゴマークとして採択された。

・手稲区前田連合町内会が主催する「秋の防火パレード」に 3 年連続で学生が参加し、防火啓発に務めた。

・平成 30(2018)年 9 月 6 日（木）未明に発生した「北海道胆振東部地震」の際、大学キャンパスを避難所として開放した（※本学体育館は、平成 25(2013)年 4 月に札幌市から基幹避難所の指定を受けている）。天然ガスにより発電、電力供給できる本学中央棟（E 棟）を 9 月 6 日（木）～7 日（金）の 2 日間開放し、24 時間体制で携帯電話の充電サービスや、ラウンジなどの休憩スペースを提供した。また、食料配布や炊き出しなどの食事提供も行われ、ピーク時には主に近隣住民を含め約 300 人が利用した。

・札幌薬剤師会及び北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課との協力により、薬学部の学生が中心となって、7 月、9 月、12 月に「薬物乱用防止キャンペーン」を実施。また札幌薬剤師会の薬物乱用防止キャンペーンへ協賛している。【資料 A-1-10】～【資料 A-1-20】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-10】本学と札幌市手稲区・手稲区連合町内会連絡協議会との地域連携協定書・防災連携協定書
【資料 A-1-11】本学と北海道との連携と協定に関する協定書
【資料 A-1-12】本学と小樽市との連携に関する協定書
【資料 A-1-13】本学と網走市との連携協力に関する協定書
【資料 A-1-14】本学と幕別町との地域連携協定書
【資料 A-1-15】本学と上富良野町との地域連携協定書
【資料 A-1-16】本学と新ひだか町との連携に関する協定書
【資料 A-1-17】本学と猿払村との地域連携協定書
【資料 A-1-18】本学と地方独立行政法人北海道立総合研究機構との連携・協力に関する協定書
【資料 A-1-19】若手行政マンサミット実施要領及び実施結果
【資料 A-1-20】北海道科学大学博物館実施要領及び実施結果
【資料 A-1-21】薬物乱用防止キャンペーンの実施結果

(3) A－1 の改善・向上方策（将来計画）

［他大学等との連携］

・他大学との連携については、北海道及び札幌市が企画する各種の会議・フォーラムに今後も積極的に参画し、情報交換を進めていく。また、FD・SD 活動に関する北海道地区の推進協議会が設立されており、本学はその幹事校としてその役割を積極的に担っていく。

［青少年に対する科学教育への貢献］

・我が国の継続的な産業活力維持のためには、理科・科学への興味・学習意欲の向上が重要課題であり、青少年対象の教育啓発活動、子供達の理科離れ対策をはじめとする教育関連行事には、今後も積極的に関わっていく。また、実施については、連携協定先を意識し、地方の子供達にも学ぶ機会を提供する。

［地域連携・交流］

・本学と連携協定を締結している自治体との連携を強化していく。特に、手稲区唯一の大学として、手稲区との地域連携は、愛着と誇りの持てる街づくりと人材育成の観点から着実にその成果を上げているが、更に地域行事への協力や街づくりへの一層の貢献を目指す。

［基準 A の自己評価］

・本学のブランドビジョンにある地域と共に発展・成長する大学として、手稲区を含む北海道で幅広く社会連携を行い、各種イベントを介して地域社会への社会貢献を果たしていると自己評価している。
・実施した各種イベント情報については、ニュースレター（広報誌）及びホームページに公開することで、積極的に地域へ情報発信している。

Ⅴ．法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に本学の学部組織構成を定めている	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に本学の修業年限を定めている	3-2
第 88 条	○	学則第 30 条に編入学、再入学、転入学の修業年限等を定めている	3-2
第 89 条	—	該当なし	3-2
第 90 条	○	学則第 25 条に入学資格を定め、入学者選抜を行っている	2-1
第 92 条	○	学則第 45 条に教職員組織について定め組織編制を行っている	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 50 条に本学教授会について定め開催している	4-1
第 104 条	○	学則第 22 条、大学院学則第 34 条、学位規程に学位の授与について定め授与している	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条、自己点検・評価規程により規定しており、認証評価は 7 年に 1 度確実に受審している	6-2
第 113 条	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表している	3-2
第 114 条	○	学則第 45 条に事務職員について定めている	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1
第 132 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則で明示している	3-1 3-2
第 24 条	—	本学には児童が在籍していない	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒に関する取扱内規に定めている	4-1
第 28 条	○	文書取扱細則に定めている	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	○	学則第 19 条に科目等履修生の単位認定について定めている	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	○	学則第 6 条に本学の在学年限を定めている	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 25 条に入学資格について定めている	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1

第 152 条	―	該当なし	2-1
第 153 条	―	該当なし	2-1
第 154 条	―	該当なし	2-1
第 161 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1
第 162 条	―	該当なし	2-1
第 163 条	○	学則第 8 条に学期について定めている	3-2
第 164 条	―	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーを定め大学ホームページ等で公開している	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条、自己点検・評価規程により規定している	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 22 条、学位規程に学位の授与について定め授与している	3-1
第 178 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1
第 186 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	設置基準に従って適正に運営している	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的及び使命について定めている	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜に関する規程に定めている	2-1
第 2 条の 3	○	教員と事務職員間で適切に役割分担をおこない協働により職務をおこなっている	2-2
第 3 条	○	学則第 3 条に学部について、第 45 条に教員組織について定めている	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学科について定めている	1-2
第 5 条	―	該当なし	1-2
第 6 条	―	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学ホームページ（情報公開「教育研究上の情報」）にて、大学の教員に関する情報を示している	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目はその内容により適切に担当教員を配置し開講している	3-2 4-2
第 11 条	―	該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員を確保し、適切に配置している	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は基準 4-2-①で述べたとおり大学設置基準を満たしている	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	法人として学長選考規程を定めて学長を選考している	4-1

第 14 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に教授の資格を定めて選考している	3-2 4-2
第 15 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に准教授の資格を定めて選考している	3-2 4-2
第 16 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に講師の資格を定めて選考している	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に助教の資格を定めて選考している	3-2 4-2
第 17 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に助手の資格を定めて選考している	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に収容定員について定めている	2-1
第 19 条	○	学則第 10 条に教育課程の編成方針について定めている	3-2
第 20 条	○	学則第 11 条に教育課程の編成方法について定めている	3-2
第 21 条	○	学則第 12 条に授業科目の単位数について定めている	3-1
第 22 条	○	学則第 8 条に学期について定めている	3-2
第 23 条	○	シラバスに授業期間を明記するとともに、授業回数と各回の内容を記載している	3-2
第 24 条	○	クラス単位は授業の内容によって適切に構成している	2-5
第 25 条	○	講義、演習、実習等教育効果を考慮し適正な方法で実施している	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとに成績評価基準等をシラバスに明示している	3-1
第 25 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント規程を定め、教育内容等の改善のための研修を行っている	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 14 条に単位の授与について定めている	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程に履修上限単位について定めている	3-2
第 28 条	○	学則第 19 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている	3-1
第 29 条	○	学則第 17 条に大学以外の教育施設等における学習について定めている	3-1
第 30 条	○	学則第 19 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	学則第 53 条に科目等履修生について定めている	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業の要件を定めている	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	校地、校舎は大学設置基準を満たしている	2-5
第 35 条	○	敷地内にグラウンド及び体育館を設けている	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準どおり適正に設置している	2-5
第 37 条	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は大学設置基準を満たしている	2-5
第 38 条	○	図書館の施設及び図書について適正に設置している	2-5
第 39 条	○	薬学科には薬草園を附属施設として設置している	2-5
第 39 条の 2	○	薬学科には模擬薬局等、機械、器具等適正に完備している	2-5
第 40 条	○	学部・学科に適正に機械、器具等を完備している	2-5

第 40 条の 2	―	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	学部・学科の教育研究を行うために、適正に経費配分及び施設設備を整備している	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部・学科名は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第 41 条	○	事務処理をおこなうために適正な職員を配置している	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導をおこなう部署として学生課を設置している	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための部署として、就職支援センター及び就職支援課を設置している	2-3
第 42 条の 3	○	法人としてスタッフ・ディベロップメント規程を定め、教職員の資質・能力向上を目的に研修を行っている	4-3
第 43 条	―	該当なし	3-2
第 44 条	―	該当なし	3-1
第 45 条	―	該当なし	3-1
第 46 条	―	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	―	該当なし	2-5
第 48 条	―	該当なし	2-5
第 49 条	―	該当なし	2-5
第 57 条	―	該当なし	1-2
第 58 条	―	該当なし	2-5
第 60 条	―	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学位規程に学士の学位授与の要件を定めている	3-1
第 10 条	○	学位規程に専攻分野の名称を定めている	3-1
第 13 条	○	学位規程を定め適正に報告、運用している	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員について定めている	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に理事会について定めている	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 6 条に理事長、第 13 条に監事の職務を定めている	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 11 条に役員の選任を定めている	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 13 条に監事の兼職について定めている	5-2
第 40 条	○	役員の補充は適正に行われ、理事は忠実に職務を行っている	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 17 条に評議員会について定めている	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条に議決事項について定めている	5-3

第 43 条	○	寄附行為第 21 条に諮問事項について定めている	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に評議員の選任を定めている	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 35 条に寄附行為の変更について定めている	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 31 条に評議員会に対する決算等の報告について定めている	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 31 条の 2 に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている	5-1
第 48 条	○	会計年度は適正に実施されている	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に本大学院の目的を定めている	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 6 条に研究科組織構成を定めている	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条、自己点検・評価規程により規定しており、認証評価は 7 年に 1 度確実に受審している	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 7 条に定め、各研究科・各専攻の人材の養成に関する目的を別表により公表している	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院入学者選抜に関する規程により適正に行っている	2-1
第 1 条の 4	○	教員と事務職員間で適切に役割分担をおこない協働により職務をおこなっている	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に課程を定めている	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条及び第 4 条で定めている	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条及び第 4 条で定めている	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 6 条に研究科を定めている	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 6 条に専攻を定めている	1-2
第 7 条	○	研究科及び学部学科は連携し適正に運営されている	1-2

第 7 条の 2	―	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	―	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	専任教員を確保し、適切に配置している	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院担当教員選考規程を定め、厳格に資格審査を行い配置している	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 8 条に収容定員について定めている	2-1
第 11 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め適正におこなっている	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 21 条に教育方法について定めている	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院設置基準第 9 条により置かれる教員が研究指導を行っている	2-2 3-2
第 14 条	―	該当なし	3-2
第 14 条の 2	○	本学ホームページ上でシラバスと共に授業及び研究指導の方法・内容、学修の成果及び学位論文に係る評価等を明示している	3-1
第 14 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント規程を定め、教育内容等の改善のための研修を行っている	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、基準に基づき運用している	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 31 条に修了の要件について定めている	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 31 条に修了の要件について定めている	3-1
第 19 条	○	適切に設置している	2-5
第 20 条	○	適切に設置している	2-5
第 21 条	○	適切に設置している	2-5
第 22 条	○	学内施設等については教育研究上支障を生じない範囲で学部と共用している	2-5
第 22 条の 2	―	該当なし	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究の目的に必要な経費は配分している	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第 23 条	―	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	―	該当なし	2-5
第 29 条	―	該当なし	2-5
第 31 条	―	該当なし	3-2
第 32 条	―	該当なし	3-1
第 33 条	―	該当なし	3-1
第 34 条	―	該当なし	2-5
第 42 条	○	事務処理をおこなうために適正な職員を配置している	4-1 4-3
第 43 条	○	法人としてスタッフ・ディベロップメント規程を定め、教職員の資質・能力向上を目的に研修を行っている	4-3

第 45 条	―	該当なし	1-2
第 46 条	―	該当なし	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 34 条に学位授与について定めている	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 34 条に学位授与について定めている	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 32 条に他大学の大学院の教員等の協力について定めている	3-1
第 12 条	○	学位規程を定め適正に報告、運用している	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。
※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

Ⅵ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表Ｆ－1】	理事長名、学長名等	
【表Ｆ－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表Ｆ－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2－3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人北海道科学大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	北海道科学大学　大学案内 2018	
	2018 年　学校法人北海道科学大学のご案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	北海道科学大学学則	
	北海道科学大学大学院学則	

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	北海道科学大学平成 31(2019)年度学生募集要項	
	北海道科学大学大学院平成 31(2019)年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	在学生情報サイト HUS ナビ	**大学 HP から**
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人北海道科学大学平成 30(2018)年度事業計画書	**理事会資料**
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人北海道科学大学平成 29(2017)年度事業報告書	**理事会資料**
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ビギナーズブック	**大学 HP から**
	交通アクセス	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人北海道科学大学規程集目次	
	北海道科学大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 30(2018)年度理事、監事、評議員名簿	
	平成 29(2017)年度理事会、評議員会、常任理事会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	法人の事業報告	**大学 HP から**
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	在学生情報サイト HUS ナビ	**大学 HP から**
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	3 つの方針	**大学 HP から**
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書（平成 30(2018)年度）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29(2017)年度自己点検レポート	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学則第 1 条	
【資料 1-1-2】	基本姿勢	
【資料 1-1-3】	3 つの方針 https://www.hus.ac.jp/academics/ https://www.hus.ac.jp/academics/grd/	
【資料 1-1-4】	北海道科学大学の基本姿勢 https://www.hus.ac.jp/info/university/spirit.html	
【資料 1-1-5】	北海道工業大学の基本姿勢 平成 19(2007)年改訂	
【資料 1-1-6】	ブランドブック 2013	
【資料 1-1-7】	平成 24(2012)年度第 17 回教授会議事録	
【資料 1-1-8】	平成 27(2015)年度第 6 回教授会議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録	
【資料 1-2-2】	大学総合案内　https://www.hus.ac.jp/info/	
【資料 1-2-3】	学校法人北海道科学大学平成 29(2017)年度事業報告書 https://ed.hus.ac.jp/uploads/files/pdf/jigyouhoukoku/ business_report_h29.pdf	
【資料 1-2-4】	在学生情報サイト HUS ナビ→教務ブック https://navi.hus.ac.jp/system/	
【資料 1-2-5】	G 棟入口へ掲示している「北海道科学大学の基本姿勢」の写真	
【資料 1-2-6】	学校法人北海道科学大学中期事業計画一覧（平成 27(2015)～31(2019)年度）	
【資料 1-2-7】	3 つの方針 https://www.hus.ac.jp/academics/ https://www.hus.ac.jp/academics/grd/	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-8】	在学生情報サイト HUS ナビ→教務ブック→大学院 https://navi.hus.ac.jp/system/daigakuin/labkou/ https://navi.hus.ac.jp/system/daigakuin/labyaku/ https://navi.hus.ac.jp/system/daigakuin/labir/	
【資料 1-2-9】	企画運営会議規程	
【資料 1-2-10】	学則第 49 条、第 50 条、第 51 条	
【資料 1-2-11】	教授会規程	
【資料 1-2-12】	全学連絡調整会議規程	
【資料 1-2-13】	研究科委員会規程	
【資料 1-2-14】	全学共通教育部規程	
【資料 1-2-15】	学生支援センター規程	
【資料 1-2-16】	就職支援センター規程	
【資料 1-2-17】	入試広報センター規程	
【資料 1-2-18】	研究推進・地域連携センター規程	
【資料 1-2-19】	学術情報センター規程	
【資料 1-2-20】	保健管理センター規程	
【資料 1-2-21】	薬剤師生涯学習センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 31(2019)年度学生募集要項	
【資料 2-1-2】	受験ガイド平成 31(2019)年度	
【資料 2-1-3】	アドミッション・ポリシー https://www.hus.ac.jp/academics_hus/amp/	
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス https://www.hus.ac.jp/nyushi/opencampus/	
【資料 2-1-5】	進学相談会 https://www.hus.ac.jp/nyushi/consultation/	
【資料 2-1-6】	単独相談会 https://www.hus.ac.jp/nyushi/aoevent/soudankai.html	
【資料 2-1-7】	高大連携 https://www.hus.ac.jp/cooperation/are_det/sch_det.html	
【資料 2-1-8】	平成 30(2018)年度　学部・短期大学部・大学院入学式パンフレット	
【資料 2-1-9】	入学試験出題・採点委員会規程	
【資料 2-1-10】	平成 30(2018)年度第 1 回入学試験出題・採点委員会議事録	
【資料 2-1-11】	受験・入試情報 https://www.hus.ac.jp/nyushi/admission/	
【資料 2-1-12】	入試区分別入学生の成績状況比較について	
【資料 2-1-13】	平成 30(2018)年度第 10 回入試広報センター会議議事録	
【資料 2-1-14】	平成 31(2019)年度新ガリレオセミナー判定結果	
【資料 2-1-15】	単独相談会実施結果	
【資料 2-1-16】	オープンキャンパス実施結果	
【資料 2-1-17】	平成 29(2017)年度「入学前教育プログラム」ご報告資料	
【資料 2-1-18】	大学院のご案内	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生支援センター規程	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 2-2-2】	平成 30(2018)年度学生支援センターの運営について	
【資料 2-2-3】	平成 30(2018)年度学生支援センター事業計画	
【資料 2-2-4】	在学生情報サイト HUS ナビ→学生 Topics→前期オフィスアワーについて	
【資料 2-2-5】	大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-6】	薬学部スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-7】	平成 30(2018)年度学生支援の手引き	
【資料 2-2-8】	休学・退学・除籍者に関するデータシート	
【資料 2-2-9】	ノート PC サポート室 http://itc-info.hus.ac.jp/notepc/	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリアサポートガイド	
【資料 2-3-2】	特別科目「インターンシップⅠ～Ⅳ」履修要項	
【資料 2-3-3】	キャリアアドバイザー利用状況	
【資料 2-3-4】	卒業 5 年間卒業生の就業状況調査結果	
【資料 2-3-5】	就職活動に関する実態調査結果	
【資料 2-3-6】	キャリア教育連携に関する運用細則	
【資料 2-3-7】	キャリアアップ講習実施要領	
【資料 2-3-8】	北海道中小企業家同友会及び加盟企業との意見交換会実施要領	

2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	情報公表→学生生活支援体制 https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/public-info/gakuseiseikatsu_shien-30.pdf	
【資料 2-4-2】	情報公表→奨学金制度 https://navi.hus.ac.jp/gakuhi/studentship/	
【資料 2-4-3】	留学生受入マニュアル	
【資料 2-4-4】	クラブ紹介パンフレット 2018	
【資料 2-4-5】	飲酒のルール	
【資料 2-4-6】	平成 30(2018)年度学生支援の手引き	
【資料 2-4-7】	保健管理センター規程	
【資料 2-4-8】	100 円朝食実施結果	
【資料 2-4-9】	ハラスメント対策に関する規程	
【資料 2-4-10】	人権委員会規程	
【資料 2-4-11】	ハラスメントガイドライン	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	北海道科学大学施設案内 https://www.hus.ac.jp/info/facility/	
【資料 2-5-2】	北海道科学大学キャンパスマップ https://www.hus.ac.jp/info/facility/campusmap.html	
【資料 2-5-3】	情報公表→校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること https://www.hus.ac.jp/public-info//#7	
【資料 2-5-4】	体育館「HIT ARENA」	
【資料 2-5-5】	照明普及賞表彰状	
【資料 2-5-6】	薬学部棟（B 棟） https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-b/	
【資料 2-5-7】	保健医療学部棟（C 棟）、別棟（R1 棟） https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-c/	
【資料 2-5-8】	学術情報センター・演習室 https://www.hus.ac.jp/lib_info/mediacenter/	
【資料 2-5-9】	アクティブ・ラーニング教室授業参観の実施について	
【資料 2-5-10】	北海道科学大学図書館 https://www.hus.ac.jp/library/overview/ https://www.hus.ac.jp/library/usage-guide/	
【資料 2-5-11】	平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	大学 IR コンソーシアム結果	
【資料 2-6-2】	学生生活アンケート	
【資料 2-6-3】	学生インタビュー結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会開催要領	
【資料 3-1-2】	各学科・専攻のディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-3】	各学科のカリキュラム・フロー	
【資料 3-1-4】	工学部機械工学科紹介 Web ページ https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html	
【資料 3-1-5】	各学科のカリキュラム・マップ	

【資料 3-1-6】	シラバス様式（平成 30(2018)年度以降カリキュラム）	
【資料 3-1-7】	学則別表 2	
【資料 3-1-8】	大学院学則別表 2	
【資料 3-1-9】	学則第 14 条	
【資料 3-1-10】	大学院学則第 28 条	
【資料 3-1-11】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程	
【資料 3-1-12】	学則第 15 条	
【資料 3-1-13】	大学院学則第 31 条	
【資料 3-1-14】	薬学部履修規程	
【資料 3-1-15】	履修ガイド（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）	
【資料 3-1-16】	履修ガイド（薬学部）	
【資料 3-1-17】	大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程	
【資料 3-1-18】	大学院薬学研究科履修規程	
【資料 3-1-19】	学位規程	
【資料 3-1-20】	進級・卒業審査資料（平成 31(2019)年 2 月 28 日学部教授会資料）	
【資料 3-1-21】	学位授与判定資料（平成 31(2019)年 2 月 28 日研究科委員会資料）	
【資料 3-1-22】	学則第 17 条	
【資料 3-1-23】	学則第 18 条	
【資料 3-1-24】	学則第 19 条	
【資料 3-1-25】	札幌圏大学・短期大学単位互換協定書	
【資料 3-1-26】	大学院工学研究科・保健医療学研究科学位規程施行細則	
【資料 3-1-27】	大学院薬学研究科学位規程施行細則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	各学科・専攻のカリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	工学部機械工学科紹介 Web ページ https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-3】	カリキュラム・ポリシーを説明したガイダンス資料（学科ガイダンス資料から抜粋）	
【資料 3-2-4】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-2-5】	各学科のカリキュラム・フロー	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-6】	各学科のカリキュラム・マップ	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-7】	「フレッシュマンセミナー」シラバス	
【資料 3-2-8】	シラバス様式（平成 30(2018)年度以降カリキュラム）	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-9】	平成 30(2018)年度以降の教務システム等について（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）	
【資料 3-2-10】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部学生に対する追加合格に関する申し合わせ	
【資料 3-2-11】	薬学部履修規程	【資料 3-1-14】と同じ
【資料 3-2-12】	教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料	
【資料 3-2-13】	平成 30(2018)年度授業改善のためのアンケート実施要領（前期・後期）	
【資料 3-2-14】	「授業改善のためのアンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書	
【資料 3-2-15】	「授業改善のためのアンケート」マークシート	
【資料 3-2-16】	平成 30(2018)年度 FD・SD 実施結果報告書（授業参観の報告）	
【資料 3-2-17】	アクティブ・ラーニング実施状況確認結果	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-2-4】と同じ

【資料 3-3-2】	平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート	
【資料 3-3-3】	教育目的達成度調査結果（学科集計版）	
【資料 3-3-4】	大学 IR コンソーシアム学生調査結果	
【資料 3-3-5】	PROG 結果	
【資料 3-3-6】	新入生学力調査結果	
【資料 3-3-7】	国家試験合格状況	
【資料 3-3-8】	教学データのダッシュボード	
【資料 3-3-9】	平成 30(2018)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-10】	授業改善のためのアンケート教員コメント（抜粋）	
【資料 3-3-11】	教育目的達成度調査結果（学生個人データサンプル）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平成 26(2014)年第 12 回、第 14 回教授会資料抜粋 （学則改正、教授会規程改正、教授会規程細目改正）	
【資料 4-1-2】	企画運営会議規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-3】	組織図	
【資料 4-1-4】	規程一覧	
【資料 4-1-5】	平成 30(2018)年度法人発令校務役職者･平成 30(2018)年度学長発令校務役職者	
【資料 4-1-6】	法人だより（平成 30(2018)年第 1 号）	
【資料 4-1-7】	平成 30(2018)年度第 2 回全学 FD・SD 講演会の開催について（案内）	
【資料 4-1-8】	組織規程	
【資料 4-1-9】	企画運営会議規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-10】	全学連絡調整会議規程	【資料 1-2-12】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員の採用及び昇格の選考に関する規程	
【資料 4-2-2】	教員の採用及び昇格の選考に関する要領	
【資料 4-2-3】	大学院担当教員選考規程	
【資料 4-2-4】	大学院工学研究科担当教員資格審査規程	
【資料 4-2-5】	大学院工学研究科担当教員資格審査に関する申し合わせ	
【資料 4-2-6】	教員業務･業績の数値化に関する規程	
【資料 4-2-7】	ファカルティ・ディベロップメント規程	
【資料 4-2-8】	平成 30(2018)年度 FD・SD 実施一覧	
【資料 4-2-9】	平成 30(2018)年度授業改善のためのアンケート実施要領(前期・後期)	
【資料 4-2-10】	「授業改善のためのアンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書	
【資料 4-2-11】	平成 30(2018)年度 FD･SD 実施結果報告書（学生 FD への授業アンケートインタビュー）	
【資料 4-2-12】	平成 30(2018)年度 FD・SD 実施結果報告書（全学 FD・SD 講演会）	
【資料 4-2-13】	北海道地区 FD・SD 推進協議会総会資料抜粋	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人北海道科学大学職員の勤務調査に関する規程	
【資料 4-3-2】	学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程	

【資料 4-3-3】	SD 実施結果報告書	
【資料 4-3-4】	学校法人北海道科学大学自己研鑽費助成に関する取扱要領	
【資料 4-3-5】	学校法人北海道科学大学理事長表彰制度実施要領	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究推進・地域連携センター規程	
【資料 4-4-2】	寒地先端材料研究所規程	
【資料 4-4-3】	北方地域社会研究所規程	
【資料 4-4-4】	寒地未来生活環境研究所規程	
【資料 4-4-5】	北の高齢社会アクティブライフ研究所規程	
【資料 4-4-6】	研究推進委員会規程	
【資料 4-4-7】	共同実験棟（R2 棟）管理運営委員会内規	
【資料 4-4-8】	全自動 X 線分析システム運営委員会内規	
【資料 4-4-9】	電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会内規	
【資料 4-4-10】	自然雪風洞実験装置運営委員会内規	
【資料 4-4-11】	研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-12】	公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-13】	公的研究費事務処理手続の基本ルール	
【資料 4-4-14】	公的研究費の不正防止基本計画	
【資料 4-4-15】	公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図	
【資料 4-4-16】	eL CoRE 修了証書	
【資料 4-4-17】	競争的研究費規程	
【資料 4-4-18】	研究ブランディング事業特設サイト https://www.hus.ac.jp/brand/	
【資料 4-4-19】	平成 30(2018)年度第 10 回企画運営会議資料	
【資料 4-4-20】	カケンの窓口案内	
【資料 4-4-21】	研究者データベース「ラボサイト」 https://labs.hus.ac.jp/	
【資料 4-4-22】	論文掲載料等助成取扱要領	
【資料 4-4-23】	外部資金受入状況	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人北海道科学大学寄附行為	
【資料 5-1-2】	基本姿勢	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 5-1-3】	ハラスメント対策に関する規程	【資料 2-4-9】と同じ
【資料 5-1-4】	個人情報保護規程	
【資料 5-1-5】	倫理委員会規程	
【資料 5-1-6】	公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 5-1-7】	利益相反マネジメント規程	
【資料 5-1-8】	学校法人北海道科学大学組織図	
【資料 5-1-9】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人北海道科学大学将来構想検討委員会規程	
【資料 5-1-11】	ブランドアクションブック 2018	
【資料 5-1-12】	大学総合案内　https://www.hus.ac.jp/info/	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-1-13】	環境への取り組み https://www.hus.ac.jp/info/activity/environmental.html	

【資料 5-1-14】	環境マネジメントシステムに関する基本規程	
【資料 5-1-15】	環境影響評価規程	
【資料 5-1-16】	環境教育・訓練規程	
【資料 5-1-17】	環境情報伝達規程	
【資料 5-1-18】	環境文書・記録管理規程	
【資料 5-1-19】	環境測定業務規程	
【資料 5-1-20】	環境不適合是正予防処置規程	
【資料 5-1-21】	内部環境監査規程	
【資料 5-1-22】	環境への取り組み	
【資料 5-1-23】	北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰）	
【資料 5-1-24】	体育館「HIT ARENA」	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-1-25】	消防計画	
【資料 5-1-26】	平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領	
【資料 5-1-27】	安全管理／点検マニュアル（目次）	
【資料 5-1-28】	危機管理規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人北海道科学大学理事会会議規則	
【資料 5-2-2】	学校法人北海道科学大学評議員会会議規則	
【資料 5-2-3】	理事会、評議員会、常任理事会の開催状況	
【資料 5-2-4】	理事会、評議員会の表決書	
【資料 5-2-5】	学校法人北海道科学大学常任理事会会議規則	
【資料 5-2-6】	学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程	
【資料 5-2-7】	学校法人北海道科学大学常務理事の担当業務に関する内規	
【資料 5-2-8】	学校法人北海道科学大学理事の担当職務（平成 30(2018)年 5 月 25 日現在）	
【資料 5-2-9】	学校法人北海道科学大学学長選考規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人北海道科学大学運営協議会規程	
【資料 5-3-2】	学校法人北海道科学大学組織規程	
【資料 5-3-3】	学則	
【資料 5-3-4】	大学院学則	
【資料 5-3-5】	学校法人北海道科学大学事務組織規程	
【資料 5-3-6】	学校法人北海道科学大学監事監査規程	
【資料 5-3-7】	監事による監査報告書	
【資料 5-3-8】	監事の職務執行状況	
【資料 5-3-9】	理事会、評議員会、常任理事会の開催状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-4-2】	財務計画総括表（法人全体）	
【資料 5-4-3】	学校法人北海道科学大学将来構想検討委員会規程	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人北海道科学大学奨学基金規程	
【資料 5-4-5】	学校法人北海道科学大学北海道科学大学附属薬局運営委員会規程	
【資料 5-4-6】	北海道科学大学附属薬局 https://www.hus.ac.jp/pharm/	
【資料 5-4-7】	学校法人北海道科学大学寄付金取扱規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人北海道科学大学経理規程	

【資料 5-5-2】	学校法人北海道科学大学予算執行規程	
【資料 5-5-3】	学校法人北海道科学大学固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人北海道科学大学固定資産会計要領	
【資料 5-5-5】	学校法人北海道科学大学調達規程	
【資料 5-5-6】	教育研究経費及び管理経費勘定科目一覧表	
【資料 5-5-7】	監事による監査報告書	
【資料 5-5-8】	学校法人北海道科学大学内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検・評価規程	
【資料 6-1-2】	自己点検 IR 委員会規程	
【資料 6-1-3】	平成 29(2017)年度自己点検・評価レポート	
【資料 6-1-4】	平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-1-5】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 6-1-6】	自己点検・評価委員会議事録	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	「大学評価」 https://www.hus.ac.jp/info/activity/evaluation.html	
【資料 6-2-2】	平成 29(2017)年度自己点検・評価レポート	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-3】	平成 30(2018)年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-4】	平成 29(2017)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-5】	平成 29(2017)年度学科教育自己点検レポート	
【資料 6-2-6】	平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-2-7】	平成 30(2018)年度第 1 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-8】	キャリアデザインサポートシステム	
【資料 6-2-9】	平成 29(2017)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-10】	平成 29(2017)年度全学 FD・SD 講演会資料	
【資料 6-2-11】	平成 30(2018)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-12】	「情報公開」 https://www.hus.ac.jp/public-info/	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 29(2017)年度学科教育自己点検レポート	【資料 6-2-5】と同じ
【資料 6-3-2】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 6-3-3】	平成 29(2017)年度 3 ポリシー見直しカリキュラム改編委員会議事録	
【資料 6-3-4】	平成 29(2017)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-3-5】	平成 30(2018)年度学科教育自己点検レポート	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-3-6】	平成 30(2018)年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-3-7】	「3 つのポリシーをふまえた点検・評価」に関する学生インタビュー	
【資料 6-3-8】	設置認可・届出書・設置計画履行状況報告書 https://www.hus.ac.jp/info/activity/advisory.html	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携		
【資料 A-1-1】	猿払村での公開講座実施結果	
【資料 A-1-2】	幕別町での公開講座実施結果	
【資料 A-1-3】	本学と東北工業大学との教育・研究等に関する包括連携協定書	
【資料 A-1-4】	本学と函館工業高等専門学校・苫小牧工業高等専門学校・釧路工業高等専門学校・旭川工業高等専門学校との教育・研究等に関する包括連携協定書	
【資料 A-1-5】	天使大学との公開講座実施結果	
【資料 A-1-6】	科学“大”実験チラシ	
【資料 A-1-7】	青少年公開講座の開催実績	
【資料 A-1-8】	親子のための体験薬剤師の開催実績	
【資料 A-1-9】	ひらめき☆ときめきサイエンス開催実績	
【資料 A-1-10】	本学と札幌市手稲区・手稲区連合町内会連絡協議会との地域連携協定書・防災連携協定書	
【資料 A-1-11】	本学と北海道との連携と協定に関する協定書	
【資料 A-1-12】	本学と小樽市との連携に関する協定書	
【資料 A-1-13】	本学と網走市との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-14】	本学と幕別町との地域連携協定書	
【資料 A-1-15】	本学と上富良野町との地域連携協定書	
【資料 A-1-16】	本学と新ひだか町との連携に関する協定書	
【資料 A-1-17】	本学と猿払村との地域連携協定書	
【資料 A-1-18】	本学と地方独立行政法人北海道立総合研究機構との連携・協力に関する協定書	
【資料 A-1-19】	若手行政マンサミット実施要領及び実施結果	
【資料 A-1-20】	北海道科学大学博物館実施要領及び実施結果	
【資料 A-1-21】	薬物乱用防止キャンペーンの実施結果	